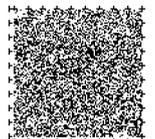


第5期和泉市障がい福祉計画・  
第1期和泉市障がい児福祉計画  
(平成30年度～32年度)

平成30年3月  
和 泉 市

この冊子には紙面上の文字を音声に変換する「SPコード」を添付しています。専用の読み上げ装置を使うことにより、視覚障がいのある人にも音声でお読みいただけます。

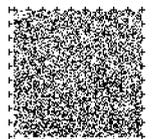




## はじめに

本市では、平成28年3月に「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念とする「第3次和泉市障がい者計画」を策定し、障がい者施策・事業の推進を図るとともに、地域の特性や実情に応じた障がい福祉サービスの提供と体制の確保のため、第1期から第4期の障がい福祉計画を実施してまいりました。

一方、国では平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」の批准書を寄託以降、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を施行し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざした法律や制度の整備を進めてきました。本市においても、あらゆる市民一人ひとりが役割を持ち、互いに支えあうことができる「地域共生社会」の構築により、障がい者や高齢者、子どもを含む全ての人が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会の実現をめざした取組を推進すること、また、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援のための体制整備等を推進する必要があります。このような状況の中、国の示す基本的な指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」に関する体制整備及び円滑な事業実施を推進するための実施計画として、本計画を策定いたしました。



今後も、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、誰もが個性や能力を発揮でき、安心して笑顔で暮らすことができる和泉市の実現をめざしてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました和泉市障がい者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケートにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

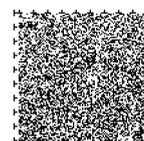
平成30年（2018年）3月

和泉市長 辻 宏康



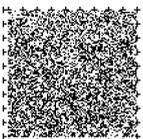
# 目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 策定の趣旨.....	3
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 計画の策定体制.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状 .....	8
1. 人口及び障がいのある人の状況.....	8
2. 第4期和泉市障がい福祉計画の成果目標の進捗状況.....	21
3. 第4期和泉市障がい福祉計画の数値目標の進捗状況.....	24
4. アンケート調査結果からみた課題やニーズの整理.....	41
第3章 第5期和泉市障がい福祉計画 .....	112
1. 計画の基本理念.....	112
2. 計画の基本方針.....	113
3. 計画の重点目標.....	115
4. 計画の成果目標.....	119
5. 計画の活動指標（障がい福祉サービス等の見込量及び見込量の確保策） .....	124
6. 地域生活支援事業の必要な見込量及び見込量の確保策.....	142
第4章 第1期和泉市障がい児福祉計画 .....	154
1. 計画の基本理念.....	154
2. 計画の基本方針・重点目標.....	155
3. 計画の成果目標.....	161
4. 計画の活動指標（障がい児支援の見込量及び見込量の確保策） .....	163
5. 子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び提供体制の確保 .....	167
第5章 計画の推進体制.....	176
1. 障がいのある人の参画による施策の推進体制の整備.....	176
2. 計画の進捗状況の管理及び評価.....	177
3. 関係各課・関係機関との連携.....	179
資料編.....	182
1. 計画の策定過程.....	182

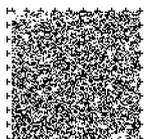
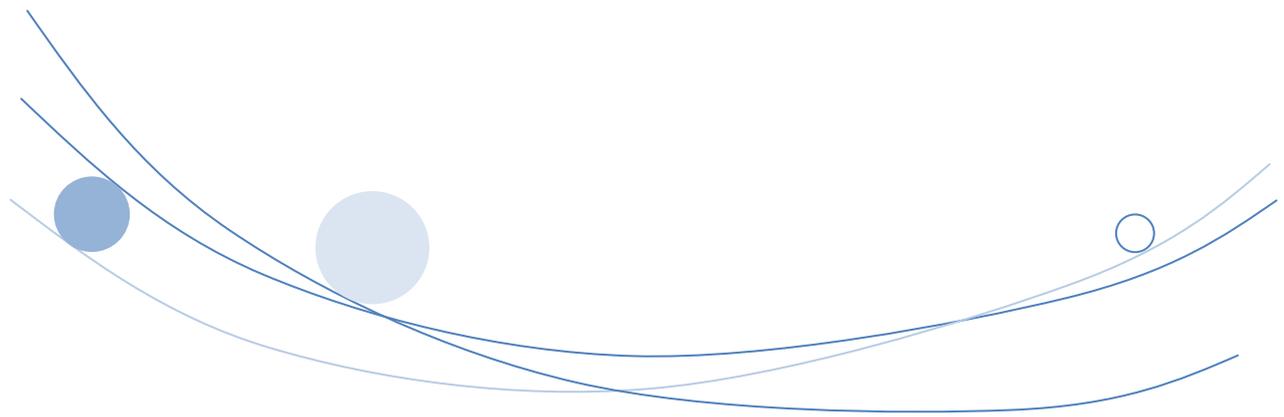


※「障がい」の「がい」の表記について：障がいのある人の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、本計画においては、マイナスのイメージのある「害」の漢字を用いることを避け、法律等の名称以外はひらがなで「障がい」と表記しています。

※元号表記については「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替えます。



# 第1章 計画策定の背景と趣旨



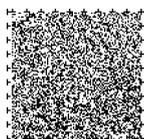
# 第1章 計画策定の背景と趣旨

## 1. 計画策定の背景

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」の批准書を寄託以降、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、同年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」、同年8月の「発達障害者支援法の一部を改正する法律」をそれぞれ施行し、法律や制度の整備を進めてきました。

また、今回の計画においては、あらゆる市民を「支え手」「受け手」に分けてしまうのではなく、一人ひとりが役割を持ち互いに支えあうことができる社会である「地域共生社会」の構築により、障がい者や高齢者、子どもを含む全ての人が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会の実現を目指した取組の推進を図っています。

さらに、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進、身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等により、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を図ることを推進します。



## 2. 策定の趣旨

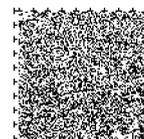
---

市としては、国の動向を踏まえ、障がいのある人を取り巻く環境に合わせて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の内容を十分に踏まえるとともに、新たな福祉サービスの開始や、障がい者の範囲への難病等の追加などの制度の変化に対応し、円滑な事業実施を推進するための計画を定めるものです。

そのため、「第5期和泉市障がい福祉計画」及び「第1期和泉市障がい児福祉計画」は、「第3次和泉市障がい者計画」の基本理念「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現をめざし、国の基本指針に即して、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を盛り込んだ計画としています。

また、障がいのある人に対する合理的配慮や意思決定といったことを重視し、本市における支援体制をさらに充実させていくことを策定の目的としています。

さらに、今回より発達障がいを含む障がい児の地域での豊かな生活をはぐくむために、施策の充実を図り、新たに「第1期和泉市障がい児福祉計画」を策定しました。



### 3. 計画の位置づけ

---

#### (1) 法的位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障がい福祉計画」として策定します。

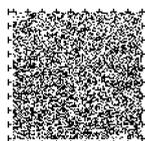
また、今回、新たに「第 1 期和泉市障がい児福祉計画」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に基づき策定します。

#### (2) 「第 3 次和泉市障がい者計画」との関係

「第 3 次和泉市障がい者計画」では、障がい者施策に関わる総合的な計画として本市の障がい者福祉の基本理念や施策の方針を定めています。本計画は、「第 3 次和泉市障がい者計画」に定めた基本理念や施策の方針に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めるものです。

#### (3) 他計画との関係

本計画は、「和泉市総合計画」を上位計画として策定します。また、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の提供、障がい児支援について保健、医療、介護、児童福祉、教育、雇用等の関係機関と連携しながら総合的に取り組む必要があることから、「和泉市地域福祉計画」「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「和泉市こども・子育て応援プラン」その他障がい者等の福祉に関する事項を定める計画との調和を図ります。



## 4. 計画の期間

「第5期和泉市障がい福祉計画」及び「第1期和泉市障がい児福祉計画」は、平成30年度から32年度を計画期間とします。なお、本計画では平成32年度を目標年度として「成果目標」と「活動指標」を設定しており、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、「第5期和泉市障がい福祉計画」及び「第1期和泉市障がい児福祉計画」の中間評価として、分析・評価を行います。

図表 計画の期間

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
障がい者 計画	第3次					第4次					
障がい 福祉計画	第4期	第5期			第6期			第7期			
障がい児 福祉計画			第1期			第2期			第3期		

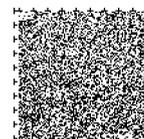
## 5. 計画の策定体制

### (1) 障がいのある人や関係団体等の参加

本計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の評価等を行う機関として設置されている「和泉市障がい者施策推進協議会（以下、「施策推進協議会」という。）」により検討を行いました。この施策推進協議会は、学識経験者をはじめ、関係団体の代表者、関係機関の職員、福祉サービス事業者等から構成されています。

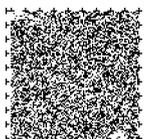
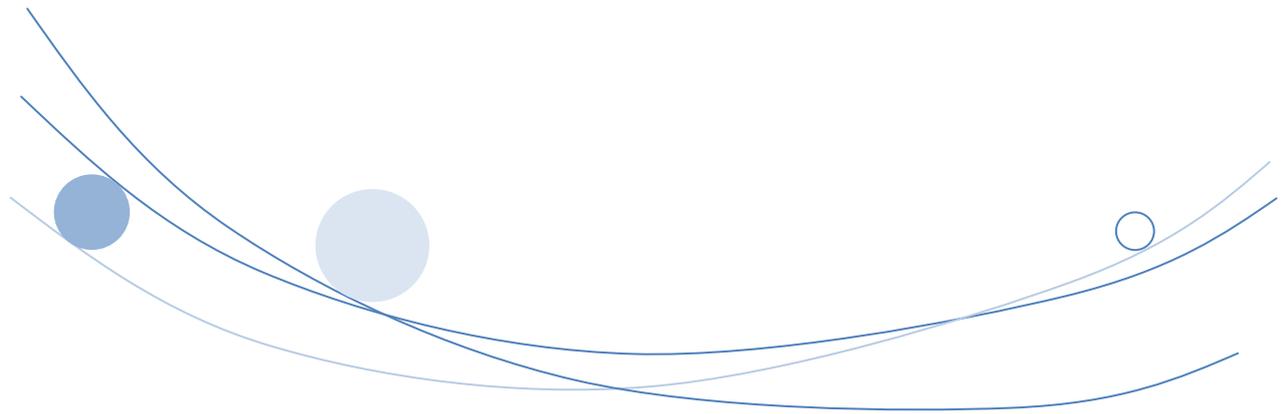
### (2) 障がいのある人の意向把握

障がい福祉サービスの利用状況や今後のニーズ等を把握し計画に反映するため、市内に居住する障がいのある人から無作為に抽出した1,500人を、また、児童については、障がい者手帳を所持する児童を含めた500人を対象にアンケート調査を実施しました。





## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状



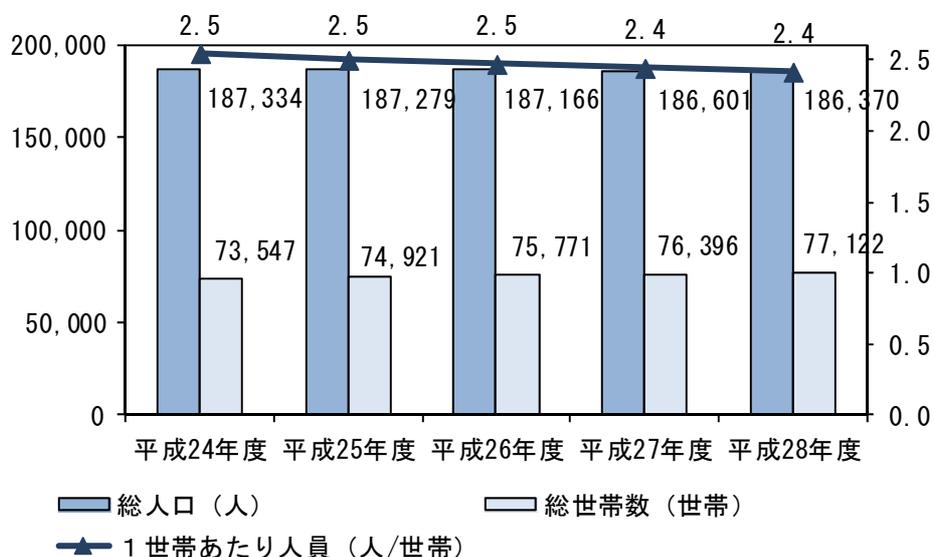
## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1. 人口及び障がいのある人の状況

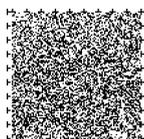
#### (1) 人口の推移

本市の総人口は平成23年度まで増加傾向にありましたが、平成24年度以降は減少傾向にあり、平成28年度は186,370人となっています。一方で総世帯数は増加し1世帯あたりの人員は減少を続けていることから、本市では世帯規模の縮小が進んでいることがわかります。

図表 総人口・総世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年度末現在）



## (2) 手帳所持者の状況

手帳所持者の状況をみると、総人口に占める障がい者手帳所持者の割合は増加傾向にあり、平成28年度は5.4%となっています。障がい者手帳所持者の内訳をみると、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はいずれも増加傾向にあります。また、障がい者手帳所持者総数に占める各手帳の構成比をみると、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳が増加傾向にあり、身体障がい者手帳が占める割合は減少傾向にあります。

図表 障がい者手帳所持者の状況

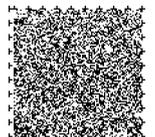
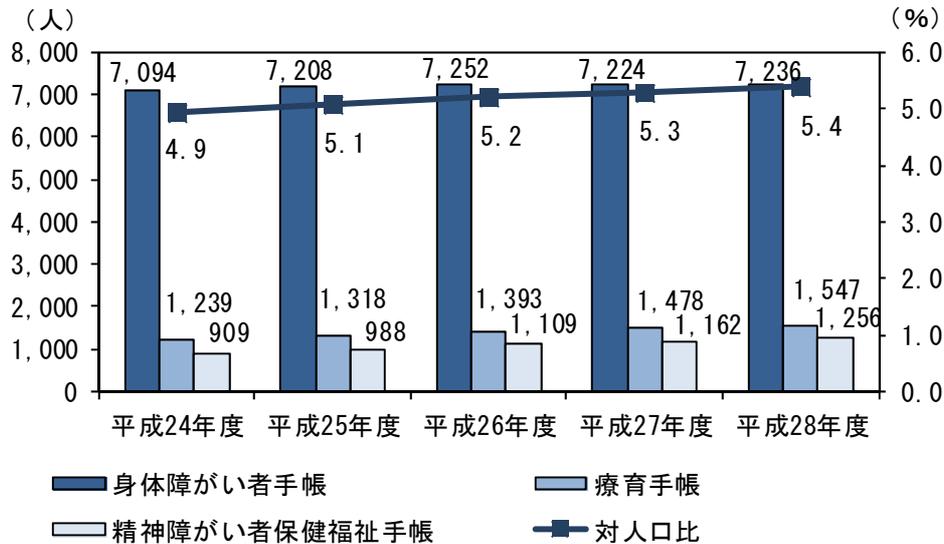
単位：人、%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総人口	187,334	187,279	187,166	186,601	186,370	
障がい者手帳所持者総数	9,242	9,514	9,754	9,864	10,039	
身体障がい者手帳	人数	7,094	7,208	7,252	7,224	7,236
	構成比	76.8	75.7	74.3	73.2	72.1
療育手帳	人数	1,239	1,318	1,393	1,478	1,547
	構成比	13.4	13.9	14.3	14.9	15.4
精神障がい者保健福祉手帳	人数	909	988	1,109	1,162	1,256
	構成比	9.8	10.4	11.4	11.8	12.5
総人口に占める障がい者手帳所持者の割合	4.9	5.1	5.2	5.3	5.4	

資料：人口は住民登録人口及び外国人登録人口（各年度末現在）

障がい者手帳所持者は障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 障がい者手帳所持者の状況



### (3) 身体障がいのある人の状況

#### ①身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者数は平成26年度まで増加傾向にあり平成27年度には減少しましたが、平成28年度に再び増加し7,236人となっています。年齢別にみると、18歳未満の身体障がい者手帳所持者数は平成25年度以降増加傾向にあり、平成28年度には169人となっています。18歳以上の身体障がい者手帳所持者数は平成26年度には7,094人でしたがその後減少し平成28年度には7,067人となっているものの、平成24年度以降でみると増加傾向にあります。

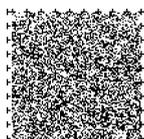
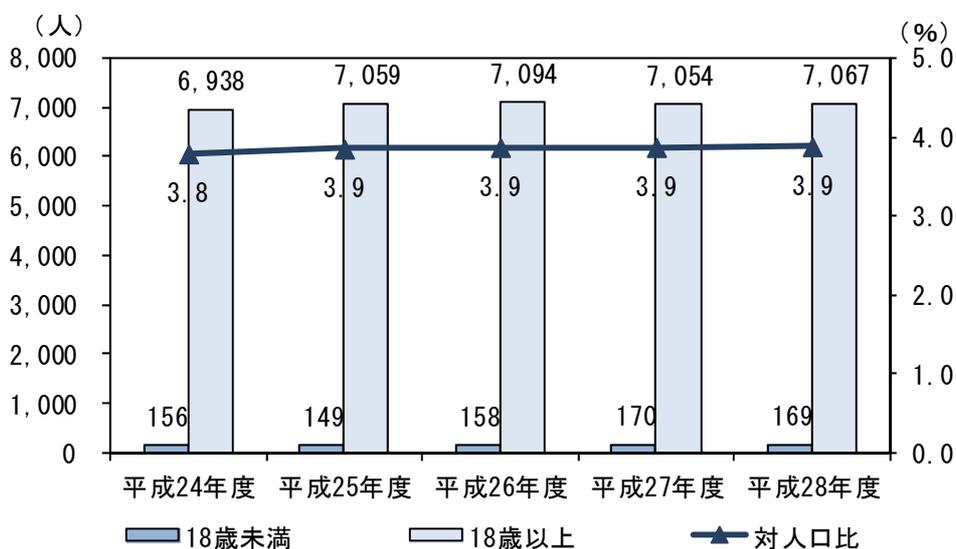
図表 身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	人数	156	149	158	170	169
	構成比	2.2	2.1	2.2	2.4	2.3
18歳以上	人数	6,938	7,059	7,094	7,054	7,067
	構成比	97.8	97.9	97.8	97.6	97.7
合計	人数	7,094	7,208	7,252	7,224	7,236
	対人口割合	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 身体障がい者手帳所持者数の推移（構成比）



## ②身体障がい者手帳所持者の年齢構成比

身体障がい者手帳所持者の年齢構成比をみると、70歳以上が57.9%と最も多く、次いで60～69歳が20.2%となっており、合計すると60歳以上が78.1%と約8割を占めています。

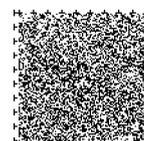
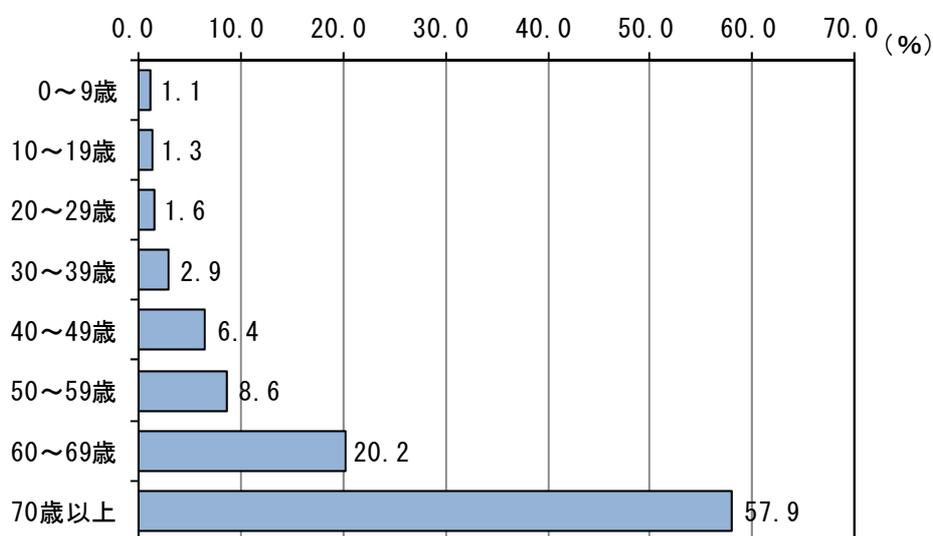
図表 年齢別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	82	94	113	207	461	624	1,462	4,193	7,236
構成比	1.1	1.3	1.6	2.9	6.4	8.6	20.2	57.9	100.0

資料：障がい福祉課調べ（平成28年度末現在）

図表 年齢別の身体障がい者手帳所持者の状況（構成比）



### ③等級別の身体障がい者手帳所持者の状況

等級別の身体障がい者手帳所持者の状況をみると、4級が最も多く、各年度約3割を占めています。次いで1級が多く平成24年度から平成26年度まで増加傾向にあり、平成27年度は前年度の1,955人から1,919人に減少しましたが、平成28年度は再び増加しており、身体障がい者手帳所持者に占める構成比は概ね横ばいで推移しています。また、2級、3級は減少傾向にありますが、5級、6級の所持者が増加傾向にあります。

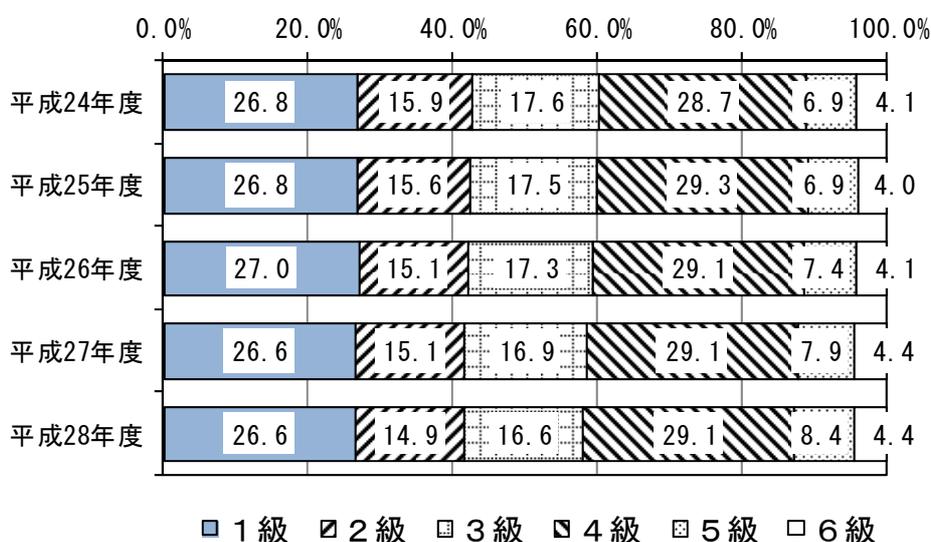
図表 等級別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	人数	1,899	1,933	1,955	1,919	1,926
	構成比	26.8	26.8	27.0	26.6	26.6
2級	人数	1,129	1,122	1,092	1,093	1,080
	構成比	15.9	15.6	15.1	15.1	14.9
3級	人数	1,245	1,259	1,254	1,218	1,204
	構成比	17.6	17.5	17.3	16.9	16.6
4級	人数	2,034	2,109	2,113	2,102	2,100
	構成比	28.7	29.3	29.1	29.1	29.1
5級	人数	493	497	540	574	605
	構成比	6.9	6.9	7.4	7.9	8.4
6級	人数	294	288	298	318	321
	構成比	4.1	4.0	4.1	4.4	4.4
合計		7,094	7,208	7,252	7,224	7,236

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 等級別の身体障がい者手帳所持者の状況（構成比）



#### ④障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況

障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況を見ると、各年度肢体不自由が最も多く6割を占めており、次いで内部障がいが2割以上となっています。いずれの障がい部位も各年度構成比に大きな差はみられません。

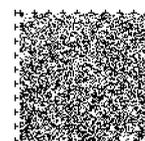
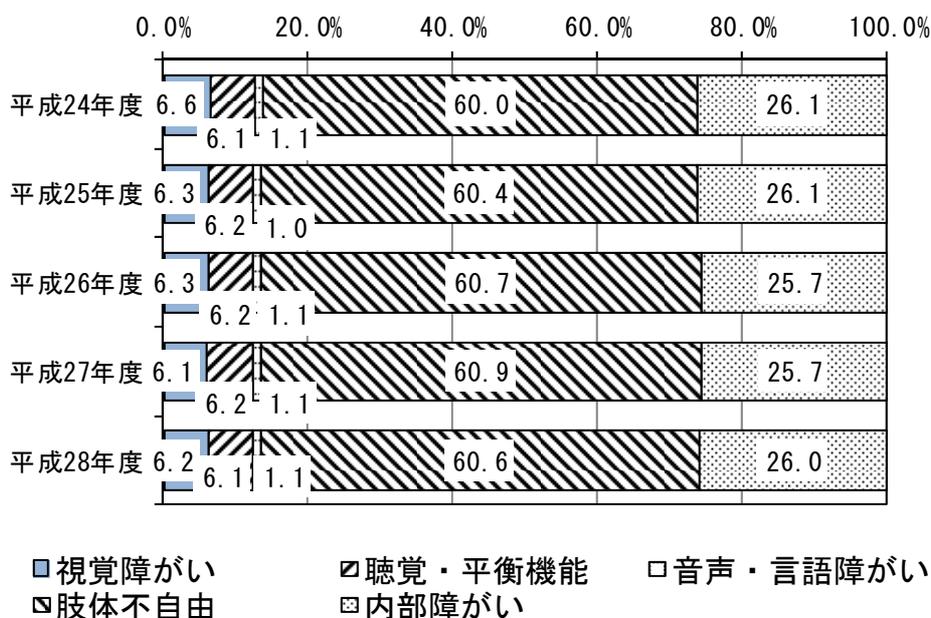
図表 障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	人数	470	452	456	444	448
	構成比	6.6	6.3	6.3	6.1	6.2
聴覚・平衡機能	人数	434	446	447	450	444
	構成比	6.1	6.2	6.2	6.2	6.1
音声・言語障がい	人数	79	74	80	76	77
	構成比	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1
肢体不自由	人数	4,256	4,357	4,403	4,401	4,389
	構成比	60.0	60.4	60.7	60.9	60.6
内部障がい	人数	1,855	1,879	1,866	1,853	1,878
	構成比	26.1	26.1	25.7	25.7	26.0
合計		7,094	7,208	7,252	7,224	7,236

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 障がい部位別の身体障がい者手帳所持者の状況（構成比）



#### (4) 知的障がいのある人の状況

##### ①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成28年度は1,547人となっています。また、対人口割合も増加傾向にあり、平成28年度は0.8%となっています。

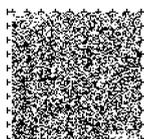
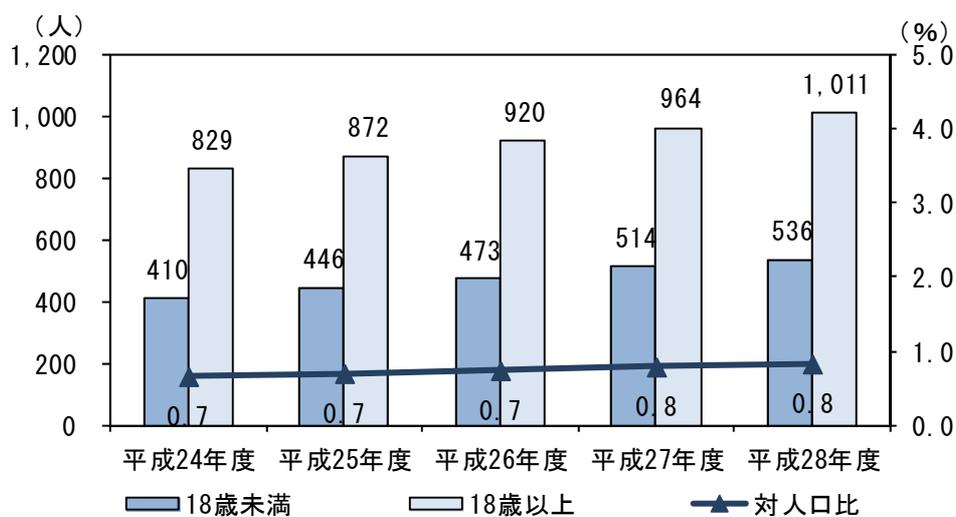
図表 療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18歳未満	人数	410	446	473	514	536
	構成比	33.1	33.8	34.0	34.8	34.6
18歳以上	人数	829	872	920	964	1,011
	構成比	67.0	66.2	66.0	65.2	65.4
合計	人数	1,239	1,318	1,393	1,478	1,547
	対人口割合	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 療育手帳所持者数の推移



## ②療育手帳所持者の年齢構成比

療育手帳所持者の年齢構成比をみると、10～19歳が27.7%と最も多く、次いで20～29歳が19.7%、40～49歳が14.6%となっています。

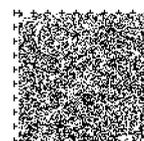
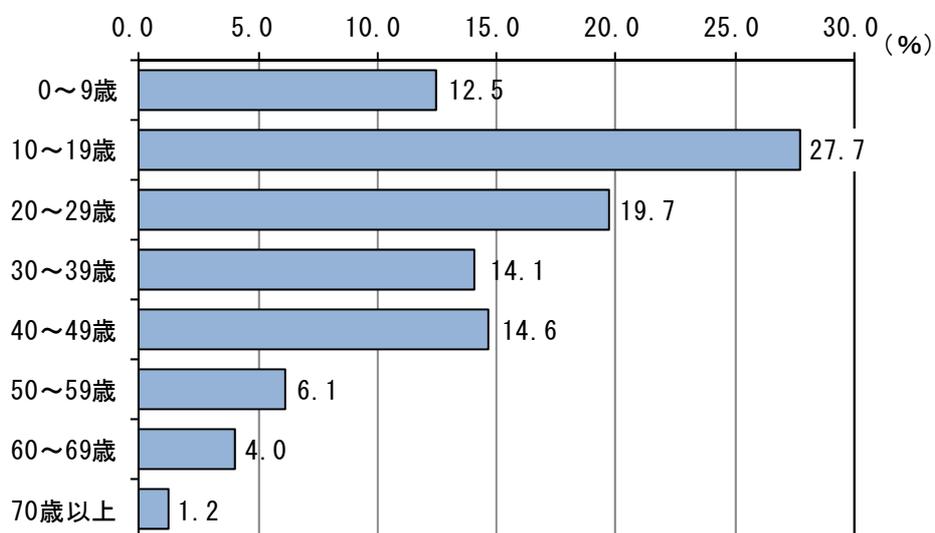
図表 年齢別の療育手帳所持者の状況

単位：人、%

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	193	429	305	218	226	95	62	19	1,547
構成比	12.5	27.7	19.7	14.1	14.6	6.1	4.0	1.2	100.0

資料：障がい福祉課調べ（平成28年度末現在）

図表 年齢別の療育手帳所持者の状況（構成比）



### ③判定別の療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は判定別それぞれで増加しており、その状況をみると、各年度でAが最も多く4割以上を占めています。その中でもB2の構成比が増加しており、平成24年度には3割未満でしたが平成25年度以降は3割以上となっています。

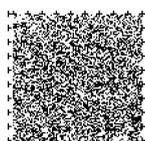
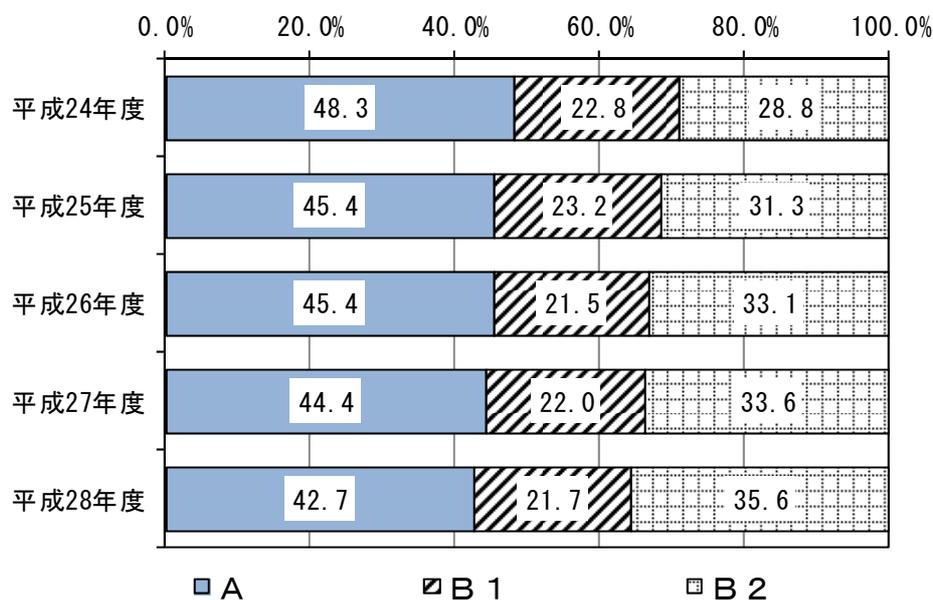
図表 判定別の療育手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A	人数	599	599	632	657	661
	構成比	48.3	45.4	45.4	44.4	42.7
B1	人数	283	306	300	324	336
	構成比	22.8	23.2	21.5	22.0	21.7
B2	人数	357	413	461	497	550
	構成比	28.8	31.3	33.1	33.6	35.6
合計		1,239	1,318	1,393	1,478	1,547

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 判定別の療育手帳所持者の状況（構成比）



## (5) 精神障がいのある人の状況

### ①精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度は1,256人となっています。

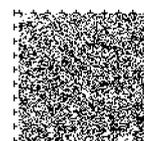
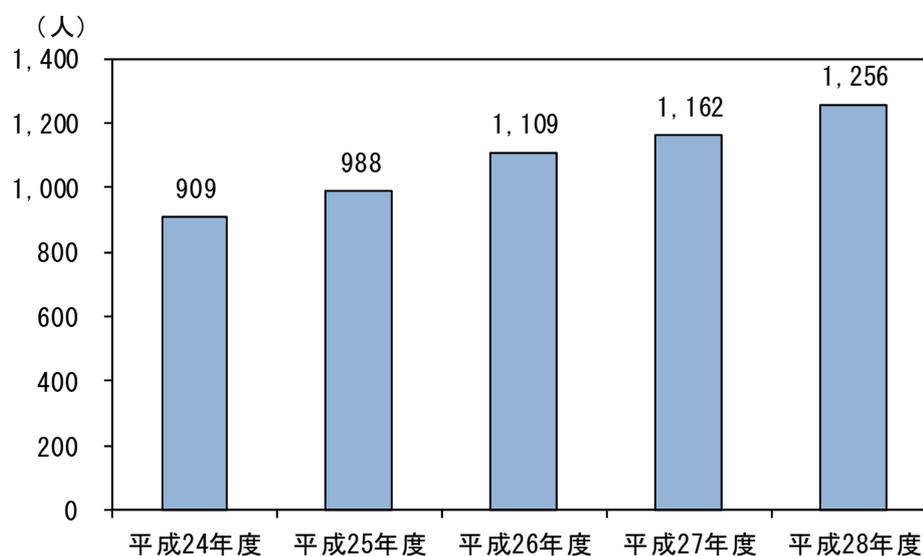
図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数	909	988	1,109	1,162	1,256

資料：障がい福祉課調べ（各年度末現在）

図表 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



## ②精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成比

精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢構成比をみると、40～49歳が25.5%と最も多く、次いで50～59歳が19.5%、60～69歳が14.6%となっています。

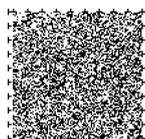
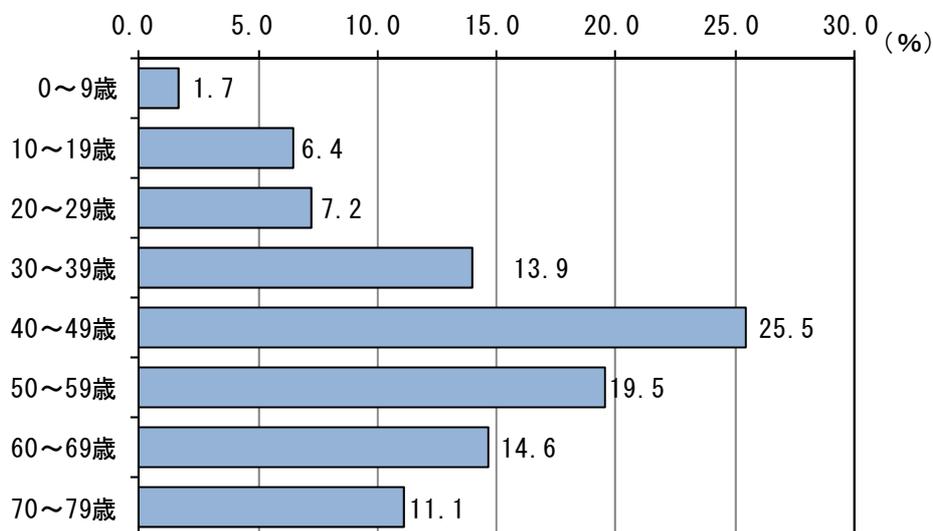
図表 年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人、%

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	21	81	91	175	320	245	184	139	1,256
構成比	1.7	6.4	7.2	13.9	25.5	19.5	14.6	11.1	100.0

資料：障がい福祉課調べ（平成28年度末現在）

図表 年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況（構成比）



### ③等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

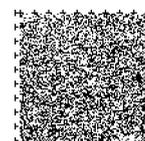
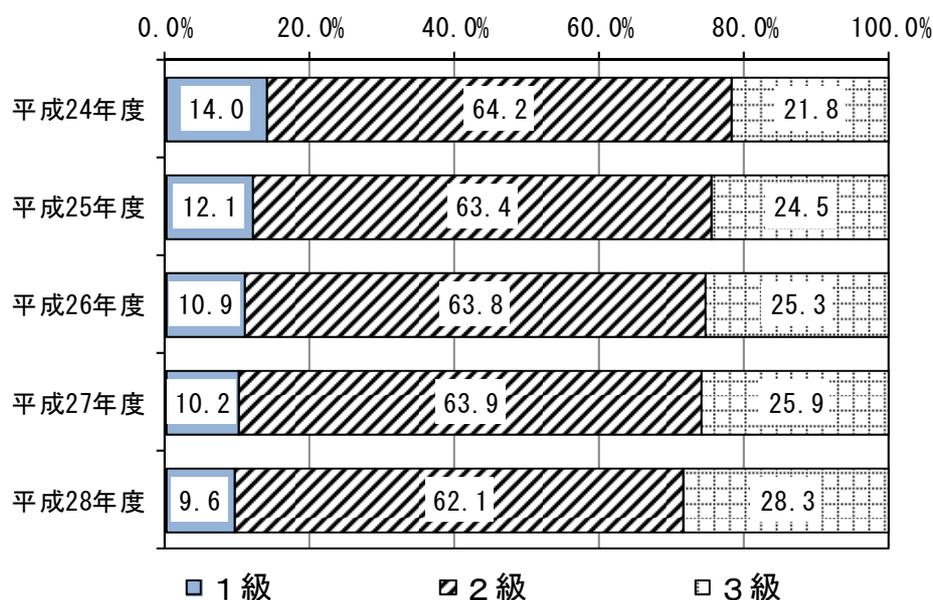
精神障がい者保健福祉手帳所持者数は等級別それぞれで増加しており、その状況をみると、構成比で各年度2級が最も多く6割以上を占めています。その中でも3級の構成比が増加傾向にあり平成24年度の21.8%から平成28年度は28.3%まで増加し、約3割を占めています。

図表 等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人、%

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	人数	127	120	121	118	121
	構成比	14.0	12.1	10.9	10.2	9.6
2級	人数	584	626	707	743	780
	構成比	64.2	63.4	63.8	63.9	62.1
3級	人数	198	242	281	301	355
	構成比	21.8	24.5	25.3	25.9	28.3
合計		909	988	1,109	1,162	1,256

図表 等級別の精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況（構成比）



## (6) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者）の状況

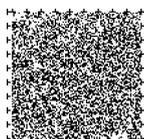
平成 28 年度末現在の難病患者を年齢別にみると、18 歳以上 65 歳未満が過半数を占めており、次いで 65 歳以上が半数近くになっています。

図表 年齢別の特定医療費（指定難病）受給者

単位：人

18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	合計
13	874	766	1,653

資料：大阪府提供（平成 28 年度末現在）



## 2. 第4期和泉市障がい福祉計画の成果目標の進捗状況

「第4期和泉市障がい福祉計画」では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、平成29年度を目標年度として、「施設入所者の地域生活への移行」「障がい者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」、「就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増額」について成果目標を設定しました。

### （1）施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は平成25年度以降増加傾向にあり、平成28年度は85人となっており、平成25年度から6人増加しています。

平成26年度から平成28年度にかけての地域生活移行者は合計8人となっています。なお、平成29年10月現在の施設入所待機者は13人となっています。

依然として施設入所希望があるため、施設退所者はいるものの削減には至っていない状況です。

図表 施設入所者の削減数の状況

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （目標）
人数	79	82	80	85	75
平成25年度を基準とした削減数	-	▲3	▲1	▲6	4

図表 地域生活移行者数の状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 末時点まで （目標）
地域生活 移行者数	4	3	1	10（累計）



## (2) 障がい者の地域生活の支援

地域生活支援拠点等の整備は平成 29 年度末時点までに 1 箇所の整備を目標としていましたが、「第 5 期和泉市障がい福祉計画」でも、引き続き地域生活支援拠点等の整備に向けた取組を推進します。なお、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の障がい者福祉サービス事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備」をめざしています。

図表 地域生活支援拠点等の整備の目標

項目	数値目標
平成25年末時点の地域生活支援拠点数	-箇所
【目標値】平成29年度末時点の地域生活支援拠点数	1箇所

## (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者数は平成 24 年度実績の 12 人の 1.5 倍以上にあたる 30 人の移行をめざしてきましたが、平成 28 年度の一般就労への移行者数は 12 人となっています。

就労移行支援事業者の利用者数は平成 25 年度の 39 人の 1.6 倍以上にあたる 63 人の利用をめざしてきました。平成 26 年度には 49 人に増加しましたがその後減少し、平成 28 年度は 39 人となっています。

就労移行率 3 割以上の事業所の割合は平成 26 年度には 5 割となっていたましたが、平成 28 年度は 0 となっています。

図表 福祉施設から一般就労への移行者数の状況

単位：人、%

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (目標)
一般就労への 移行者数	12		15	18	12	30
就労移行支援事 業の利用者数	-	39	49	40	39	63
就労移行率 3 割 以上の事業所の 割合	-		5 割	3 割	0	5 割以上



#### (4) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額の増額

就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額は、平成28年度は9,700円となっており、平成25年度から1,210円増額となっています。本市の平均額は年々増加傾向にありますが、平成27年度時点の平均額をみると、大阪府の平均額を下回っています。

なお、工賃の平均額の見込み方については、「国の基本指針において、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込み量の設定にあたっては、平均の工賃額についても目標水準の設定が望ましい」とされていることを踏まえ、本市の考え方は、大阪府の数値目標に基づき、平成25年度実績額の34.2%の増額をめざすこととしていました。

図表 本市の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

		平均額	平成25年度からの 増加額
大阪府	平成27年度	11,190円	-
和泉市	平成25年度	8,490円	-
	平成26年度	8,800円	310円
	平成27年度	9,500円	1,010円
	平成28年度	9,700円	1,210円
	平成29年度（目標）	11,394円	-



### 3. 第4期和泉市障がい福祉計画の数値目標の進捗状況

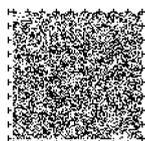
#### (1) 障がい福祉サービスの利用実績

##### ①訪問系サービス

居宅介護の利用はいずれの障がい種別も利用時間数、利用者数ともに増加傾向にあります。また、障がいのある児童の利用時間数と利用者数は平成27年度、平成28年度ともに計画値を大きく上回っています。

図表 居宅介護の月平均実績値

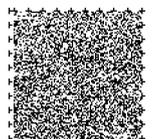
		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障 がいの ある人	利用時間数	時間	6,794	6,286	92.5%	6,862	6,925	100.9%	6,930
	利用者数	人	193	186	96.4%	195	195	100.0%	197
	1人あたり時間	時間	35.2	33.8	96.0%	35.2	35.5	100.9%	35.2
知的障 がいの ある人	利用時間数	時間	730	634	86.8%	770	807	104.8%	812
	利用者数	人	63	53	84.1%	67	57	85.1%	71
	1人あたり時間	時間	11.6	11.9	102.6%	11.5	14.2	123.5%	11.4
精神障 がいの ある人	利用時間数	時間	910	917	100.8%	1,091	1,040	95.3%	1,309
	利用者数	人	90	88	97.8%	103	101	98.1%	119
	1人あたり時間	時間	10.1	10.4	103.0%	10.6	10.3	97.2%	11.0
障がい のある 児童	利用時間数	時間	180	245	136.1%	182	245	134.6%	183
	利用者数	人	11	13	118.2%	11	17	154.5%	11
	1人あたり時間	時間	16.4	18.8	114.6%	16.5	14.4	87.3%	16.6
合計	利用時間数	時間	8,614	8,082	93.8%	8,905	9,017	101.3%	9,234
	利用者数	人	357	340	95.2%	376	370	98.4%	398



重度訪問介護の利用は身体障がいのある人の利用者数と利用時間数が増加していますが、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値を下回っています。過去の実績より多く見込んだためと思われます。なお平成 26 年 4 月 1 日より重度の知的障がいのある人、精神障がいのある人も同サービスの利用が可能となりましたが、知的障がいのある人、精神障がいのある人ともに利用実績はありませんでした。

図表 重度訪問介護の月平均実績値

		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用時間数	時間	3,068	2,647	86.3%	3,218	2,758	85.7%	3,375
	利用者数	人	16	11	68.8%	18	12	66.7%	20
	1人あたり時間	時間	191.8	240.6	125.4%	178.8	229.8	128.5%	168.8
知的障がいのある人	利用時間数	時間	192	0	0.0%	192	0	0.0%	384
	利用者数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	2
	1人あたり時間	時間	192.0	0.0	0.0%	192.0	0.0	0.0%	192.0
精神障がいのある人	利用時間数	時間	192	0	0.0%	192	0	0.0%	384
	利用者数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	2
	1人あたり時間	時間	192.0	0.0	0.0%	192.0	0.0	0.0%	192.0
合計	利用時間数	時間	3,452	2,647	76.7%	3,602	2,758	76.6%	4,143
	利用者数	人	18	11	61.1%	20	12	60.0%	24



同行援護の利用は身体障がいのある人では利用時間数、利用者数はやや減少しており、平成28年度の利用時間数、利用者数、1人あたり時間は計画値を下回っています。障がいのある児童の利用はありませんでした。

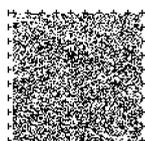
図表 同行援護の月平均実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
身体障がいのある人	利用時間数	時間	2,200	2,038	92.6%	2,316	2,003	86.5%	2,391
	利用者数	人	50	50	100.0%	51	48	94.1%	51
	1人あたり時間	時間	44.0	40.7	92.5%	45.4	41.7	91.9%	46.9
障がいのある児童	利用時間数	時間	44	0	0.0%	45	0	0.0%	94
	利用者数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	2
	1人あたり時間	時間	44.0	0.0	0.0%	45.0	0.0	0.0%	47.0
合計	利用時間数	時間	2,244	2,038	90.8%	2,361	2,003	84.8%	2,485
	利用者数	人	51	50	98.0%	52	48	92.3%	53

行動援護の利用は知的障がいのある人の平成28年度の利用が増加しました。また、1人あたり時間が増加したことにより利用時間数が計画値を大きく上回っています。精神障がいのある人、障がいのある児童の利用はありませんでした。

図表 行動援護の月平均実績値

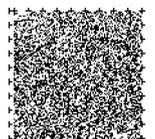
		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
知的障がいのある人	利用時間数	時間	24	16	66.7%	24	66	275.0%	36
	利用者数	人	2	2	100.0%	2	4	200.0%	3
	1人あたり時間	時間	12.0	8.0	66.7%	12.0	16.5	137.5%	12.0
精神障がいのある人	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	0
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	0
障がいのある児童	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	0
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	0
合計	利用時間数	時間	24	16	66.7%	24	66	275.0%	36
	利用者数	人	2	2	100.0%	2	4	200.0%	3



重度障がい者等包括支援は平成 27 年度、平成 28 年度の利用を見込んでおらず、この期間の利用はありませんでした。

図表 重度障がい者等包括支援の月平均実績値

		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	192
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	1
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	192.0
知的障がいのある人	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	192
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	1
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	192.0
精神障がいのある人	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	192
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	1
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	192.0
障がいのある児童	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	192
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	1
	1人あたり時間	時間	0	0	0	0	0	0	192.0
合計	利用時間数	時間	0	0	0	0	0	0	768
	利用者数	人	0	0	0	0	0	0	4

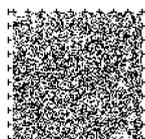


## ②日中活動系サービス

短期入所の利用は身体障がいのある人、知的障がいのある人、障がいのある児童で利用日数、利用者数が増加傾向にあります。

図表 短期入所の月平均実績値

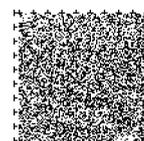
		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	167	157	94.0%	177	162	91.5%	187
	利用者数	人	30	28	93.3%	31	30	96.8%	32
	1人あたり日数	日	5.6	5.6	100.0%	5.7	5.4	94.7%	5.8
知的障がいのある人	利用日数	人日分	333	314	94.3%	404	328	81.2%	490
	利用者数	人	63	59	93.7%	76	67	88.2%	90
	1人あたり日数	日	5.3	5.3	100.0%	5.3	4.9	92.5%	5.4
精神障がいのある人	利用日数	人日分	2	3	150.0%	2	1	50.0%	2
	利用者数	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
	1人あたり日数	日	2.0	3.0	150.0%	2.0	1.0	50.0%	2.0
障がいのある児童	利用日数	人日分	61	47	77.0%	103	65	63.1%	174
	利用者数	人	12	10	83.3%	18	18	100.0%	26
	1人あたり日数	日	5.1	4.7	92.2%	5.7	3.6	63.2%	6.7
合計	利用日数	人日分	563	521	92.5%	686	556	81.0%	853
	利用者数	人	106	98	92.5%	126	116	92.1%	149



生活介護の利用はいずれの障がい種別も利用日数、利用者数が増加傾向にあります。身体障がいのある人の利用日数、利用者数、精神障がいのある人の利用者数は平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値を上回りました。日中活動の場として利用が進んでいると考えられます。

図表 生活介護の月平均実績値

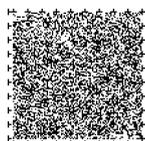
		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	1,916	2,014	105.1%	2,024	2,072	102.4%	2,137
	利用者数	人	106	114	107.5%	111	116	104.5%	116
	1人あたり日数	日	18.1	17.6	97.2%	18.2	17.9	98.4%	18.4
知的障がいのある人	利用日数	人日分	3,660	3,525	96.3%	3,834	3,669	95.7%	4,018
	利用者数	人	183	178	97.3%	190	186	97.9%	197
	1人あたり日数	日	20.0	19.8	99.0%	20.2	19.7	97.5%	20.4
精神障がいのある人	利用日数	人日分	72	64	88.9%	95	71	74.7%	95
	利用者数	人	4	5	125.0%	5	6	120.0%	5
	1人あたり日数	日	18.0	12.8	71.1%	19.0	11.8	62.1%	19.0
合計	利用日数	人日分	5,648	5,603	99.2%	5,953	5,812	97.6%	6,250
	利用者数	人	293	297	101.4%	306	308	100.7%	318



自立訓練の利用はいずれの障がい種別もほぼ横ばいです。知的障がいのある人の1人あたり日数は増加傾向にありますが、利用者数が減少しているため、利用日数も減少しています。

図表 自立訓練（機能・生活訓練）の月平均実績値

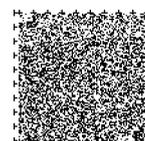
		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	44	20	45.5%	66	32	48.5%	88
	利用者数	人	2	1	50.0%	3	2	66.7%	4
	1人あたり日数	日	22.0	20.0	90.9%	22.0	16.0	72.7%	22.0
知的障がいのある人	利用日数	人日分	154.0	134	87.0%	168.0	123	73.2%	182.0
	利用者数	人	11	10	90.9%	12	8	66.7%	13.0
	1人あたり日数	日	14.0	13.4	95.7%	14.0	15.4	110.0%	14.0
精神障がいのある人	利用日数	人日分	63	45	71.4%	70	73	104.3%	77
	利用者数	人	9	8	88.9%	10	7	70.0%	11
	1人あたり日数	日	7.0	5.6	80.0%	7.0	10.4	148.6%	7.0
合計	利用日数	人日分	261	199	76.2%	304	228	75.0%	347
	利用者数	人	22	19	86.4%	25	17	68.0%	28



就労移行支援の利用は身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用日数、利用者数は増加傾向にありますが、1人あたり日数は身体障がいのある人は減少傾向、精神障がいのある人は増加傾向となっています。知的障がいのある人の1人あたり日数は横ばいで推移していますが、利用者数が減少傾向にあるため利用日数は減少しています。

図表 就労移行支援の月平均実績値

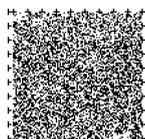
		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	64	60	93.8%	80	75	93.8%	96
	利用者数	人	4	3	75.0%	5	5	100.0%	6
	1人あたり日数	日	16.0	20.0	125.0%	16.0	15.0	93.8%	16.0
知的障がいのある人	利用日数	人日分	520	454	87.3%	580	382	65.9%	660
	利用者数	人	26	23	88.5%	29	20	69.0%	33
	1人あたり日数	日	20	19.7	98.5%	20	19.1	95.5%	20
精神障がいのある人	利用日数	人日分	195	229	117.4%	263	285	108.4%	356
	利用者数	人	13	15	115.4%	18	16	88.9%	24
	1人あたり日数	日	15	15.2	101.3%	15	17.8	121.9%	14.8
合計	利用日数	人日分	779	743	95.4%	923	742	80.4%	1,112
	利用者数	人	43	41	95.3%	52	41	78.8%	63



就労継続支援（A型）の利用はいずれの障がい種別も利用日数、利用者数が増加傾向にあり、特に精神障がいのある人の利用日数は平成27年度の171人日分から平成28年度の354人日分へ大幅に増加しており、精神障がいのある人のニーズが特に伸びていることがわかります。

図表 就労継続支援（A型）の月平均実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	120	101	84.2%	160	127	79.4%	200
	利用者数	人	6	5	83.3%	8	7	87.5%	10
	1人あたり日数	日	20.0	20.2	101.0%	20.0	18.1	90.5%	20.0
知的障がいのある人	利用日数	人日分	399	455	114.0%	483	519	107.5%	567
	利用者数	人	19	22	115.8%	23	26	113.0%	27
	1人あたり日数	日	21.0	20.6	98.1%	21.0	20.0	95.2%	21.0
精神障がいのある人	利用日数	人日分	133	171	128.6%	171	354	207.0%	209
	利用者数	人	7	10	142.9%	9	20	222.2%	11
	1人あたり日数	日	19.0	17.1	90.0%	19.0	17.7	93.2%	19.0
合計	利用日数	人日分	652	727	111.5%	814	1,000	122.9%	976
	利用者数	人	32	37	115.6%	40	53	132.5%	48



就労継続支援（B型）の利用は知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用日数及び利用者数が増加傾向にありますが、平成27年度、平成28年度ともに計画値は下回っています。これは、過去の高い伸び率を計画値に見込んだためです。

一方、身体障がいのある人の利用は横ばいで概ね推移していますが、利用日数及び利用者数は計画値を上回っています。

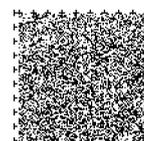
図表 就労継続支援（B型）の月平均実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
身体障がいのある人	利用日数	人日分	670	757	113.0%	719	751	104.5%	773
	利用者数	人	39	44	112.8%	42	46	109.5%	44
	1人あたり日数	日	17.2	17.2	100.0%	17.1	16.3	95.3%	17.6
知的障がいのある人	利用日数	人日分	4,283	3,804	88.8%	4,906	3,900	79.5%	5,618
	利用者数	人	219	198	90.4%	247	204	82.6%	278
	1人あたり日数	日	19.6	19.2	98.0%	19.9	19.1	96.0%	20.9
精神障がいのある人	利用日数	人日分	1,252	1,007	80.4%	1,503	1,159	77.1%	1,805
	利用者数	人	72	71	98.6%	79	77	97.5%	88
	1人あたり日数	日	17.4	14.1	81.0%	19.0	15.1	79.5%	20.5
合計	利用日数	人日分	6,205	5,568	89.7%	7,128	5,810	81.5%	8,196
	利用者数	人	330	313	94.8%	368	327	88.9%	410

療養介護の利用は横ばいで推移しています。

図表 療養介護の月平均実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
身体障がいのある人	利用者数	人	8	7	87.5%	8	7	87.5%	9



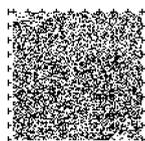
### ③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用はいずれの障がい種別でも増加傾向にあり、特に身体障がいのある人の利用は計画値を大きく上回っています。これは、利用者のニーズが高まってきたことと、和泉市内の事業所の登録が増えたことも背景として考えられます。

施設入所支援の利用は知的障がいのある人の利用が増加傾向にあり、計画値を上回っています。また、精神障がいのある人の利用を見込んでいませんでしたが、平成27年度に1人、平成28年度に2人が利用しています。身体障がいのある人は横ばいで推移しており、概ね計画値どおりです。

図表 居住系サービス月平均実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	共同生活援助 (グループホーム)	人	5	13	260.0%	5	16	320.0%	5
	施設入所支援	人	28	29	103.6%	28	28	100.0%	28
知的障がいのある人	共同生活援助 (グループホーム)	人	107	104	97.2%	119	115	96.6%	132
	施設入所支援	人	49	51	104.1%	48	56	116.7%	47
精神障がいのある人	共同生活援助 (グループホーム)	人	20	22	110.0%	21	24	114.3%	22
	施設入所支援	人	0	1	—	0	2	—	0
合計	共同生活援助 (グループホーム)	人	132	139	105.3%	145	155	106.9%	159
	施設入所支援	人	77	81	105.2%	76	86	113.2%	75



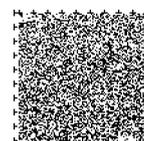
#### ④相談支援

相談支援の利用はいずれの障がい種別でも計画相談支援が増加しており、身体障がいのある人、知的障がいのある人は平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値を上回っています。平成 27 年度に計画相談支援が義務づけられてから、和泉市内の特定相談支援事業所の参入が増えたことや、さまざまな機会に計画相談支援利用の推奨を行ったことによるものと考えられます。

身体障がいのある人、知的障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、精神障がいのある人の地域定着支援に関しては利用実績がありませんでしたが、精神障がいのある人の地域移行支援の実績は平成 27 年度、平成 28 年度ともに 1 人ありました。

図表 相談支援の月平均見込量（月間の利用者）

		単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
			計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
身体障がいのある人	計画相談支援	人	22	32	145.5%	32	49	153.1%	64
	地域移行支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2
知的障がいのある人	計画相談支援	人	54	61	113.0%	80	105	131.3%	77
	地域移行支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2
精神障がいのある人	計画相談支援	人	29	23	79.3%	43	43	100.0%	36
	地域移行支援	人	1	1	100.0%	2	1	50.0%	2
	地域定着支援	人	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2
合計	計画相談支援	人	105	116	110.5%	155	197	127.1%	177
	地域移行支援	人	3	1	33.3%	6	1	16.7%	6
	地域定着支援	人	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6



## (2) 地域生活支援事業の利用実績

### ①相談支援事業等

相談支援事業を実施する事業所が4箇所となり、相談支援の充実を図りました。その他の事業等は概ね計画値どおりとなっています。

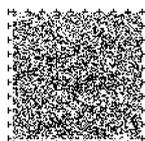
図表 相談支援事業等の年間実績値

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
相談支援事業	箇所	1	4	400.0%	1	4	400.0%	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	—	有	有	—	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	—	有	有	—	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	無	無	—	無	無	—	無
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	—	有	有	—	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	—	有	有	—	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	0	2	2	100.0%	2
成年後見制度法人後見支援制度	有無	無	無	—	無	無	—	無

意思疎通支援事業等の利用は要約筆記者派遣事業が増加しており、平成 28 年度は計画値を上回っています。手話奉仕員養成研修事業は減少傾向にあり、計画値を下回っています。

図表 意思疎通支援事業等の年間実績値

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
手話通訳者派遣事業	人	35	27	77.1%	36	26	72.2%	37
要約筆記者派遣事業	人	2	2	100.0%	2	3	150.0%	3
手話通訳者設置事業	人	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2
手話奉仕員養成研修事業	人	111	79	71.2%	117	54	46.2%	123

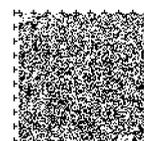


## ②日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用は介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が増加していますが、計画値を下回っています。排泄管理支援用具は利用の増加を見込んでいましたが平成28年度は減少し、計画値を下回っています。

図表 日常生活用具給付等事業の年間実績値

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
介護・訓練支援用具	件	12	6	50.0%	12	12	100.0%	12
自立生活支援用具	件	71	43	60.6%	81	42	51.9%	93
在宅療養等支援用具	件	56	27	48.2%	65	27	41.5%	75
情報・意思疎通支援用具	件	49	31	63.3%	49	35	71.4%	49
排泄管理支援用具	件	6,464	5,744	88.9%	6,692	4,930	73.7%	6,929
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	10	4	40.0%	10	5	50.0%	10



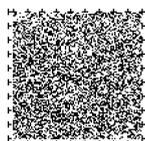
### ③移動支援事業

移動支援事業の利用は身体障がいのある人の利用者数は減少傾向にありますが、1人あたり時間は増加し計画値を上回っており、利用時間数も増加しています。知的障がいのある人、精神障がいのある人の利用時間数及び利用者数は増加傾向にあります。一方、精神障がいのある人の1人あたり時間は増加を見込んでいましたが減少傾向にあり、平成27年度、平成28年度ともに計画値を下回っています。

障がいのある児童は1人あたり時間数の減少を見込んでいましたが増加傾向にあり、平成28年度は計画値を上回りました。利用者数は増加傾向にありますが計画値を下回っています。

図表 移動支援事業の年間実績値

		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
身体障がいのある人	利用時間数	時間	41,992	33,947	80.8%	41,016	38,995	95.1%	40,063
	利用者数	人	224	222	99.1%	223	206	92.4%	223
	1人あたり時間	時間	187.5	179.9	95.9%	183.9	197.9	107.6%	179.7
知的障がいのある人	利用時間数	時間	33,434	35,240	105.4%	34,830	37,414	107.4%	36,285
	利用者数	人	203	208	102.5%	212	220	103.8%	221
	1人あたり時間	時間	164.7	169.4	102.9%	164.3	173.2	105.4%	164.2
精神障がいのある人	利用時間数	時間	4,798	5,082	105.9%	5,840	5,570	95.4%	7,107
	利用者数	人	37	41	110.8%	44	49	111.4%	52
	1人あたり時間	時間	129.7	123.9	95.5%	132.7	118.5	89.3%	136.7
障がいのある児童	利用時間数	時間	6,083	5,020	82.5%	5,816	6,319	108.6%	5,560
	利用者数	人	79	67	84.8%	83	78	94.0%	86
	1人あたり時間	時間	77.0	74.9	97.3%	70.1	84.2	120.1%	64.7
合計	利用時間数	時間	86,307	79,289	98.8%	87,502	88,298	100.9%	89,015
	利用者数	人	543	538	99.1%	562	553	98.4%	582



#### ④地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の利用は基礎的事業と地域活動支援センターⅡ型で利用者数が増加しており、基礎的事業の利用者数が平成27年度、平成28年度ともに計画値を上回っています。

なお、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅢ型は設置していません。

図表 地域活動支援センター事業の実績値

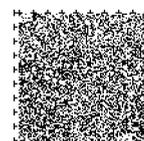
		単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
			計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
	利用者数	人	130	138	106.2%	140	144	102.9%	150
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置か所数	0	0	—	0	0	—	0
		利用者数	0	0	—	0	0	—	0
	地域活動支援センターⅡ型	設置か所数(内数)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
		利用者数(内数)	30	28	93.3%	40	34	85.0%	50
	地域活動支援センターⅢ型	設置か所数	0	0	—	0	0	—	0

#### ⑤任意事業

日中一時支援事業の利用は利用者数(実人数)、延利用回数ともに減少しており、平成27年度、平成28年度ともにいずれも計画値を下回っています。これは、日中活動サービスの利用者が増加傾向にあることも背景にあると考えられます。

図表 日中一時支援事業の実績値

	単位	平成27年度			平成28年度			平成29年度
		計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	計画値(A)	実績値(B)	B/A(%)	見込量
利用者数(実人数)	人	49	44	89.8%	50	27	54.0%	51
延利用回数	回	1,633	1,222	74.8%	2,099	986	47.0%	2,699



訪問入浴サービスの利用は利用者数（実人数）、延利用回数ともに増加していますが、延利用回数については計画値を下回っています。

図表 訪問入浴サービスの実績値

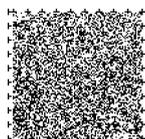
	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
利用者数（実人数）	人	9	8	88.9%	9	9	100.0%	10
延利用回数	回	423	312	73.8%	432	343	79.4%	480

### （3）障がい児支援サービスの利用実績

障がい児支援サービスの利用は平成 27 年に「児童発達支援センター和泉はつがの園」が開所されたこともあり、児童発達支援の実績値が計画値を大幅に上回っています。また、放課後等デイサービスの利用も増加傾向にあり、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値を上回っています。医療型児童発達支援は増加を見込んでいましたが、福祉型の事業所に通所する児童が増加したため計画値より利用が少なくなっています。障がい児相談支援は平成 27 年度は計画値を下回っていましたが、平成 28 年度は概ね計画どおりとなっています。

図表 障がい児支援サービスの実績値

	単位	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度
		計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	計画値 (A)	実績値 (B)	B/A (%)	見込量
児童発達支援	人日分	354	843	238.1%	390	1,088	279.0%	426
	人	59	115	194.9%	65	141	216.9%	71
医療型児童発達支援	人日分	156	36	23.1%	247	17	6.9%	338
	人	12	3	25.0%	19	1	5.3%	26
放課後等デイサービス	人日分	2,496	2,852	114.3%	2,880	3,673	127.5%	3,276
	人	208	212	101.9%	240	266	110.8%	273
保育所等訪問支援	回数	3	1	33.3%	3	3	100.0%	4
障がい児相談支援	人	30	19	63.3%	34	35	102.9%	38



## 4. アンケート調査結果からみた課題やニーズの整理

### (1) アンケート調査の概要

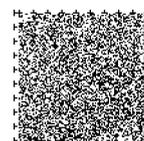
#### ①アンケート調査の趣旨

「第5期和泉市障がい福祉計画・第1期和泉市障がい児福祉計画」の策定及び今後の施策推進の基礎資料とするため、障がい者・障がい児を対象に、障がい福祉サービス等の利用実態や利用に関する意向などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ②アンケート調査の種類と回収状況

アンケート調査は市内に居住する障がい者手帳所持者及びサービス支給決定者のうち無作為に抽出した2,000人（18歳以上1,500人、18歳未満500人）を対象に、郵送配布・郵送回収にて実施しました。

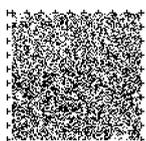
	調査対象	調査期間	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
「第5期和泉市障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査	18歳以上障がい者手帳所持者1,500人 (内訳: 65歳未満1,231人、65歳以上269人)	平成29年8月4日～8月31日	570 (38.0%)	570 (38.0%)
「第1期和泉市障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査	18歳未満の障がい者手帳所持者及びサービス支給決定者計500人	平成29年8月4日～8月31日	167 (33.4%)	167 (33.4%)



### ③集計に関する留意点

- 集計は百分率（％）により、集計結果は小数第2位を四捨五入した値を表記しています。そのため、設問の各選択肢の回答構成比の合計が100.0%にならない場合があります。
- 集計区分ごとの集計母数は「(N=\*\*\*）」と表記しています。
- 各調査結果の全体数には手帳所持状況「持っていない」又は「無回答」も含まれます。
- 調査の集計にあたっては、手帳所持の有無など障がいの状況を問う設問への回答によって、3障がい及び難病を区分しているため、それぞれの配布数に対する有効回答数は算出していません。

（例）身体障がいの対象者として調査票を配布した人であっても、身体障がい者手帳と特定医療費（指定難病）受給者証を所持していると回答した場合には、身体障がい者と難病患者の両方に区分されています。



## (2) 「第5期和泉市障がい福祉計画」策定のためのアンケート調査結果概要

### ①回答者の属性

#### まとめ

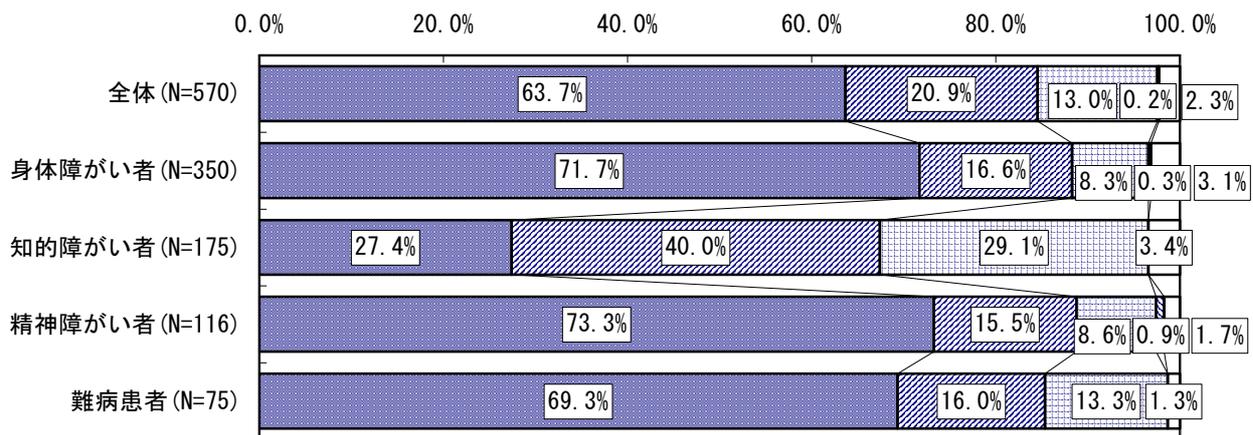
- 回答者は身体障がい者、精神障がい者、難病患者は「本人」が約7割を占めますが、知的障がい者は家族・介助者・施設職員による記入が約7割を占めています。
- 回答者の性別は身体障がい者は概ね男女半数ですが、それ以外の障がいでは男性がやや多くなっています。
- 今回の調査対象者は65歳未満が全体の8割を占めていることから、回答者の年齢構成も全体では65歳未満が約8割と多く、65歳未満の回答を反映した結果になっています。障がい別に見ると、身体障がい者と難病患者は「40～64歳」がそれぞれ6割以上となっており、知的障がい者は「18～39歳」が約5割となっています。65歳以上は身体障がい者と精神障がい者で多く、それぞれ約2割を占めています。

### ○ 回答者

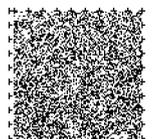
回答者は全体では「本人」が63.7%と最も多く、次いで「家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認して代わりに記入」が20.9%、「家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認しにくいため家族などの考えで記入」が13.0%となっています。

障がい別では、知的障がい者は「家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認して代わりに記入」が40.0%、「家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認しにくいため家族などの考えで記入」が29.1%となっており、本人以外による回答が多くなっています。

図表 回答者



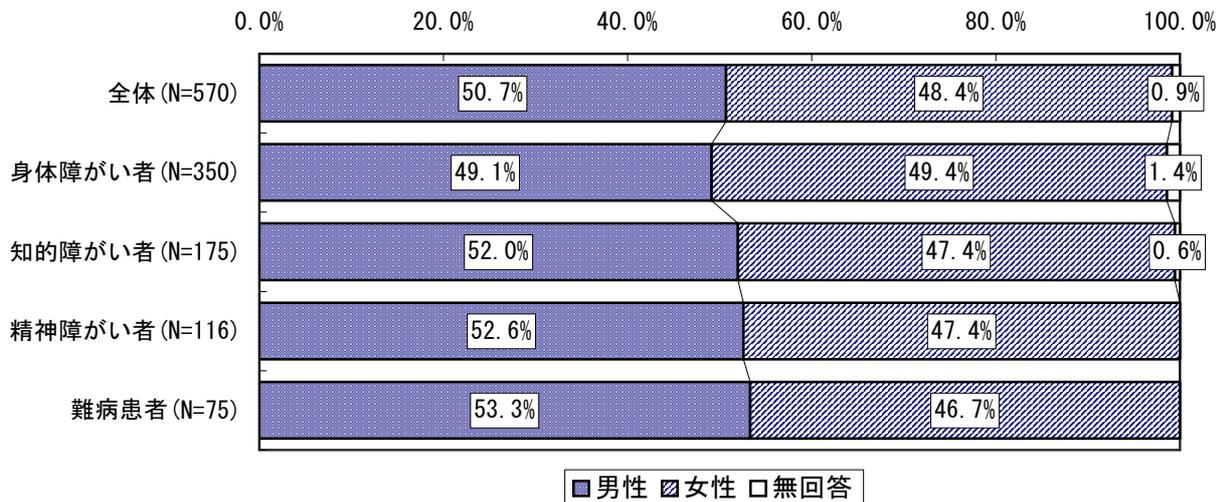
- 本人
- ▨ 家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認して代わりに記入
- ▩ 家族・介助者・施設職員が、本人の意見を確認しにくいため家族などの考えで記入
- ▤ その他
- 無回答



## ○ 性別

性別は全体では「男性」が 50.7%、女性が 48.4%となっています。障がい別では、身体障がい者は概ね男女半数ですが、それ以外の障がいでは男性がやや多くなっています。

図表 性別

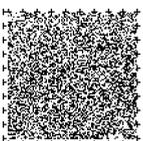
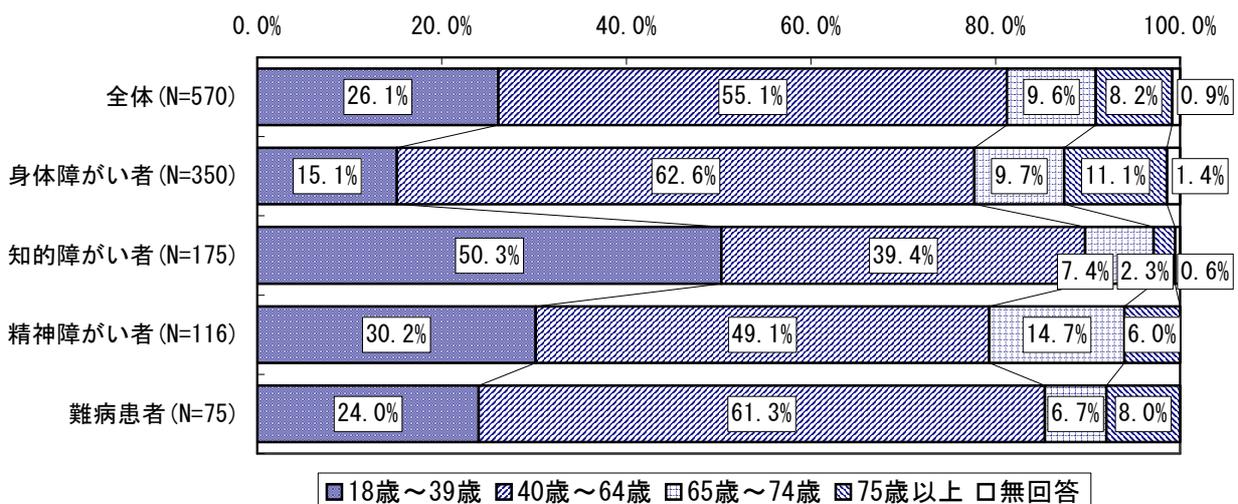


## ○ 年齢（平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢）

年齢は全体では「40～64 歳」が 55.1%と最も多く、次いで「18～39 歳」が 26.1%となっており、65 歳以上は 17.8%となっています。障がい別では、身体障がい者と難病患者は「40～64 歳」がそれぞれ 6 割以上となっており、知的障がい者は「18～39 歳」が 50.3%となっています。65 歳以上は身体障がい者と精神障がい者で多く、それぞれ 20.8%、20.7%となっています。

今回の調査では、調査対象として 65 歳未満の抽出を従来より増やしたことから、65 歳未満の人から多くの回答を得ることができました。

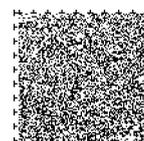
図表 年齢（平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢）



## ②障がいの状況

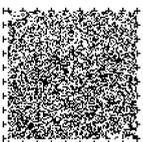
### まとめ

- 身体障がい者手帳は全体の約6割が所持しています。そのうち、身体障がい者では1級が約3割、次いで4級、2級がそれぞれ約2割となっています。また、難病患者の身体障がい者手帳所持者は約8割で、1級と2級を合わせると5割以上を占めています。
- 療育手帳は全体の約3割が所持しています。知的障がい者の判定の内訳をみると、A（重度）が5割以上を占めています。
- 精神障がい者保健福祉手帳は全体の約2割が所持しています。精神障がい者の等級の内訳をみると、2級が6割以上、3級が2割以上を占めています。
- 何らかの発達障がいの診断を受けている人は全体では9.5%となっており、知的障がい者では2割以上となっています。
- 医療を受ける際に困っていることは全体では「医療費や交通費の負担が大きい」が約2割、「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」が約1割となっています。精神障がい者と難病患者では「気軽に往診を頼める医師がいない」が多くなっています。第5期和泉市障がい福祉計画より、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざしますが、精神障がい者の地域移行を促進するにあたり身近な地域で医療機関にかかれる環境があることや通院が困難な難病患者が訪問診療等を受けられる環境が整っていることは地域生活の安心の確保につながります。
- 障がい支援区分認定を受けている人は全体の約2割となっており、知的障がい者は半数以上が認定を受けており区分6が最も多くなっています。



## まとめ

- 現在、精神科または精神科以外に入院中の人は 4.0%となっています。精神障がい者は 6.9%が入院中であり、他の障がい種別に比べると多くなっています。
- 退院するための条件として全体では「世話をしてくれる人が来てくれるサービス」が約2割となっています。精神障がい者についてみると、「同じ障がいのある人が集まる場所」や「日中を過ごせるデイサービスの確保」といった居場所の確保に関する条件、「障がい福祉サービス事業所での作業など働く場の確保」、「就職するための訓練」といった就労支援に関する条件が選択されています。



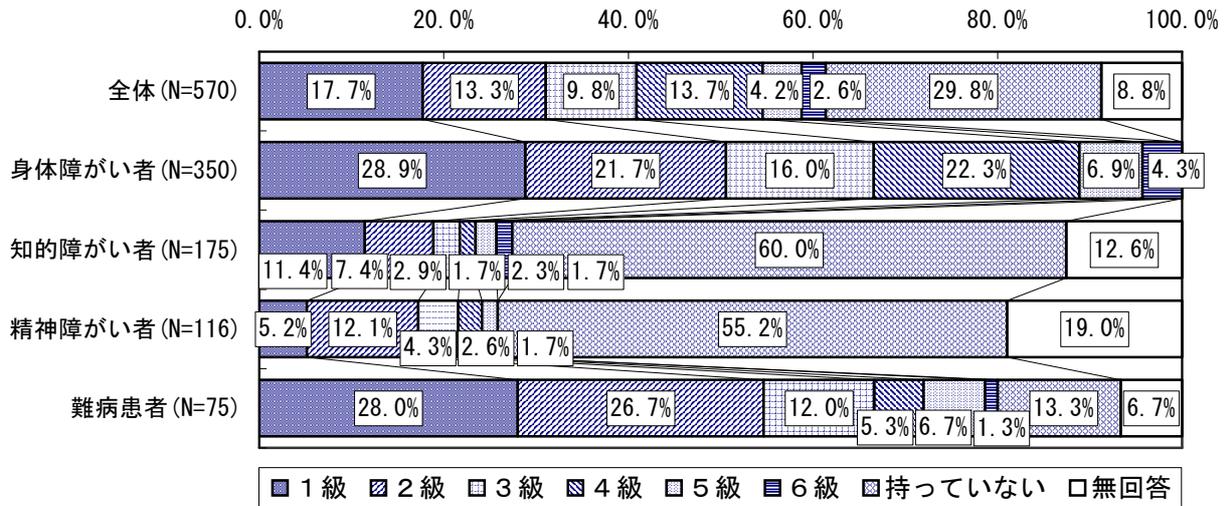
○ 身体障がい者手帳の所持状況

身体障がい者手帳の所持状況は全体では「持っていない」が29.8%と最も多く、次いで「1級」が17.7%、「4級」が13.7%となっており、約6割が身体障がい者手帳所持者となっています。

身体障がい者のうちでは「1級」が28.9%と最も多く、次いで「4級」が22.3%、「2級」が21.7%となっています。

難病患者では「1級」が28.0%と最も多く、次いで「2級」が26.7%となっています。知的障がい者と精神障がい者では「持っていない」が5割以上を占めています。

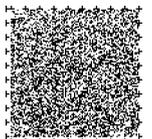
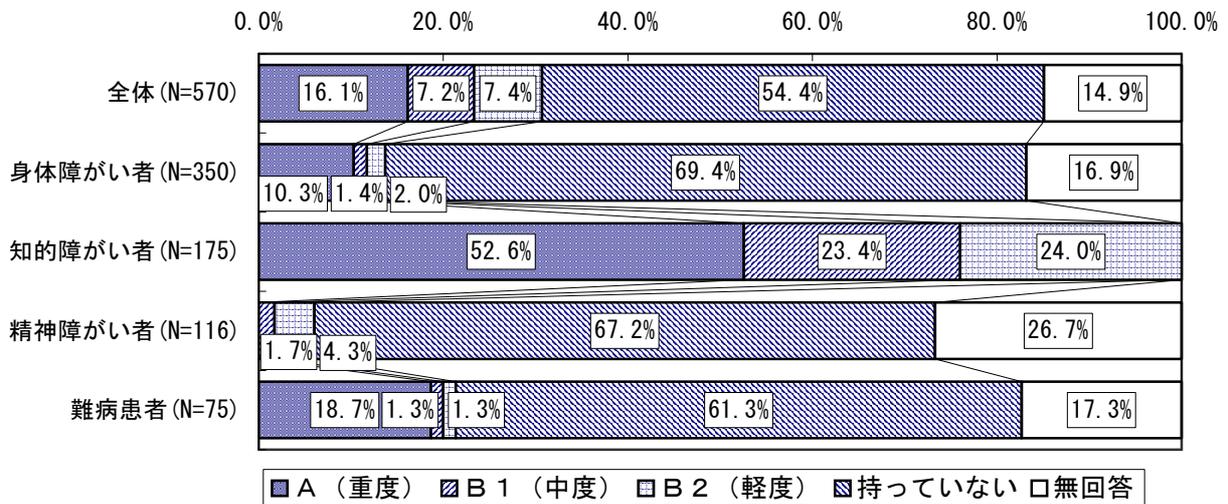
図表 身体障がい者手帳の所持状況



○ 療育手帳の所持状況

療育手帳を所持している人は30.7%で、全体の約3割となっています。知的障がい者の判定の内訳をみると、「A（重度）」が52.6%で最も多くなっています。

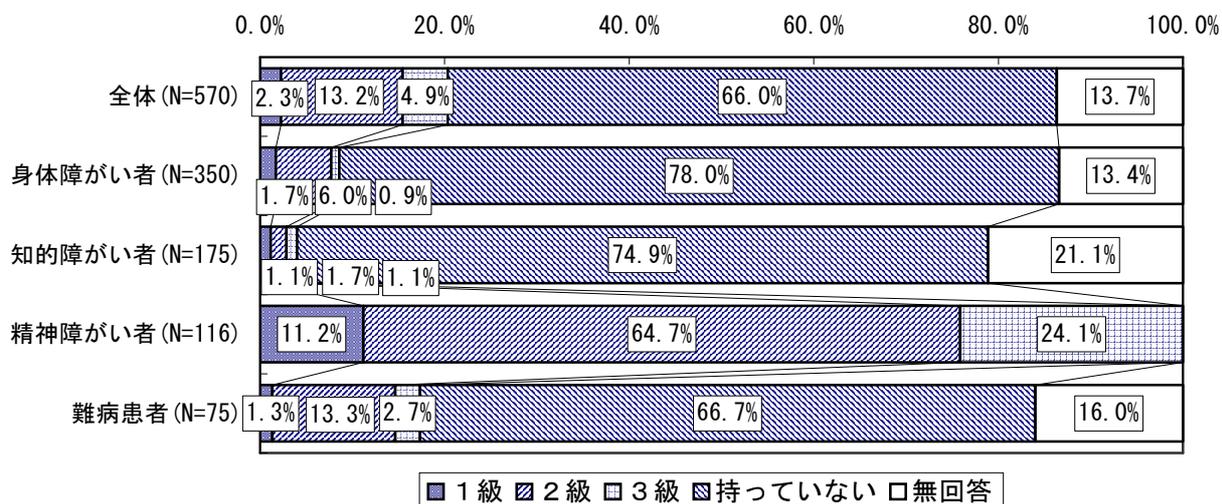
図表 療育手帳の所持状況



### ○ 精神障がい者保健福祉手帳の所持状況

精神障がい者保健福祉手帳を所持している人は20.4%で、全体の約2割となっています。精神障がい者の手帳所持状況をみると、「2級」が64.7%で最も多く、次いで「3級」(24.1%)となっています。

図表 精神障がい者保健福祉手帳の所持状況

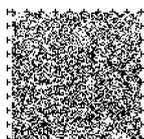


### ○ 発達障がいの診断

発達障がいの診断をみると、何らかの診断を受けている人は全体では9.5%、知的障がい者では26.9%となっています。

図表 発達障がいの診断（複数回答）

	全体 N=570	身体障がい者 N=350	知的障がい者 N=175	精神障がい者 N=116	難病患者 N=75
自閉スペクトラム症（アスペルガー症候群、自閉症、広汎性発達障がい）	4.9%	0.6%	13.7%	5.2%	1.3%
限局性学習症（学習障がい、LD）	1.8%	0.0%	5.1%	1.7%	0.0%
注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障がい、ADHD）	2.1%	0.3%	4.6%	5.2%	2.7%
その他	2.3%	1.7%	6.9%	0.0%	1.3%
何らかの診断を受けている人	9.5%	2.3%	26.9%	7.8%	4.0%
発達障がいの診断は受けていない	68.2%	76.3%	50.9%	64.7%	77.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## ○ 医療を受ける際に困っていること

医療を受ける際に困っていることをみると、「特にない」を除いて、全体では「医療費や交通費の負担が大きい」が18.8%で最も多く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」(11.6%)となっています。

障がい種別にみると、いずれも「医療費や交通費の負担が大きい」が最も多く、次いで「専門的な治療を行う医療機関が身近にない」となっており、精神障がい者と難病患者では「気軽に往診を頼める医師がいない」が多くなっています。

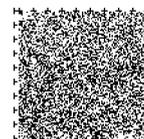
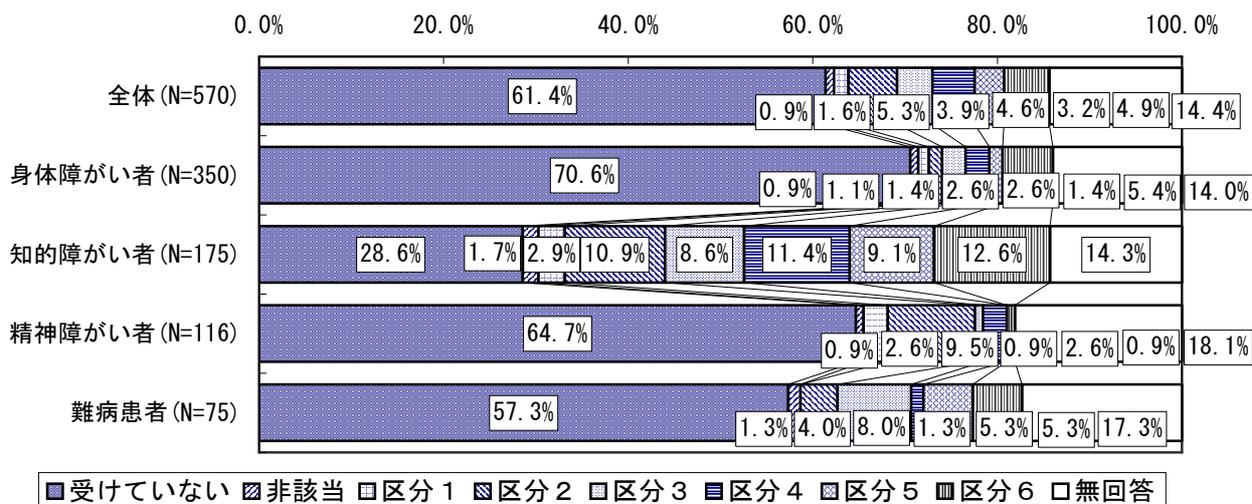
図表 医療を受ける際に困っていること（複数回答）

	全体 N=570	身体障がい者 N=350	知的障がい者 N=175	精神障がい者 N=116	難病患者 N=75
通院する時に介助をしてくれる人がいない	6.3%	6.3%	6.9%	6.0%	12.0%
専門的な治療を行う医療機関が身近にない	11.6%	12.0%	10.3%	13.8%	17.3%
専門的なりハビリができる医療機関が身近にない	6.7%	8.0%	4.0%	11.2%	6.7%
ちょっとした病気やけがのときに受け入れてくれる医療機関が身近にない	4.2%	4.9%	4.6%	4.3%	9.3%
気軽に往診を頼める医師がいない	8.2%	7.1%	8.6%	14.7%	17.3%
歯科診療を受けられない	3.5%	3.4%	4.6%	3.4%	5.3%
医療費や交通費の負担が大きい	18.8%	20.3%	12.0%	25.9%	22.7%
その他	5.1%	3.7%	7.4%	6.9%	6.7%
特にない	53.7%	52.9%	53.7%	45.7%	52.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ○ 障がい支援区分認定

障がい支援区分認定をみると、全体では「受けていない」が61.4%、なんらかの認定を受けている人は23.3%となっています。障がい種別にみると、知的障がい者は認定を受けている人が55.4%と過半数を占めています。

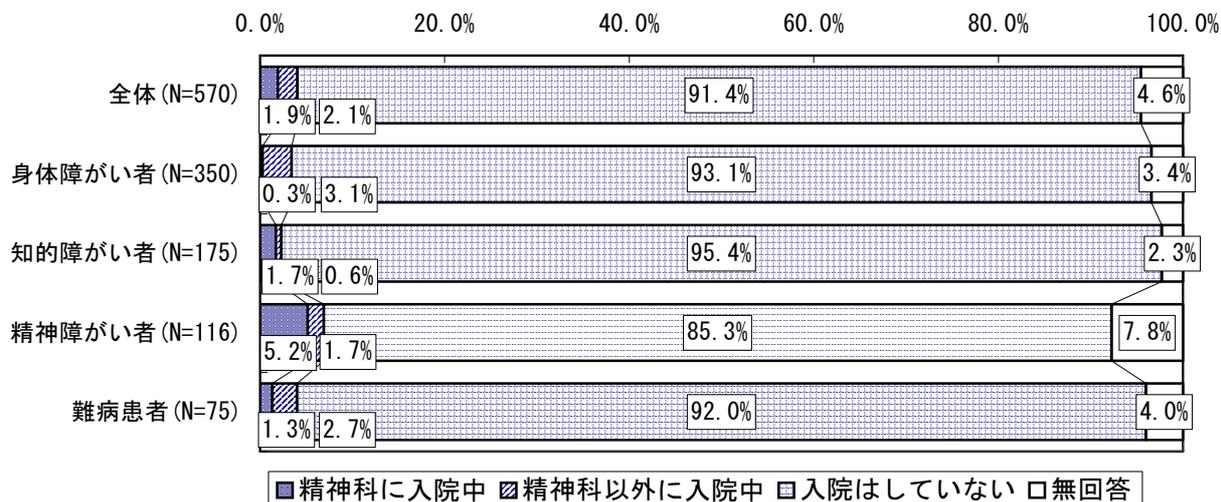
図表 障がい支援区分認定



## ○ 入院の状況

入院の状況をみると、なんらかの病院に入院している人は全体の 4.0%となっています。また、精神障がい者の「精神科に入院中」は 5.2%となっています。

図表 入院の状況

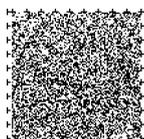


## ○ 病院で入院している人が退院するための条件

入院している人について、退院するための条件をみると、「その他」「特にない」を除いて、全体では「世話をしてくれる人が来てくれるサービス」が 17.4%で最も多くなっています。

図表 病院で入院している人が退院するための条件（複数回答）

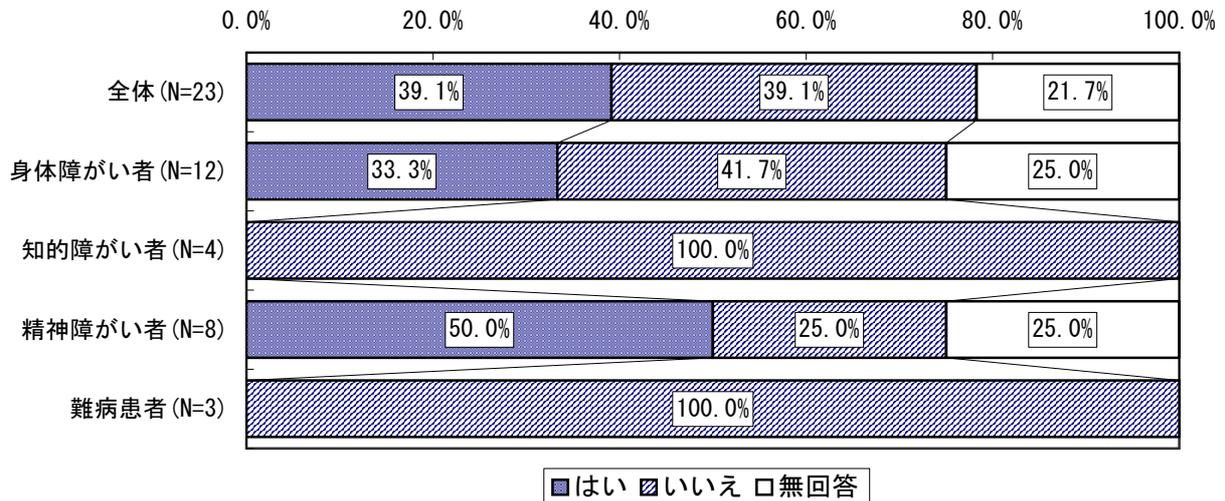
	全体 N=23	身体障がい者 N=12	知的障がい者 N=4	精神障がい者 N=8	難病患者 N=3
アパートなど賃貸住宅の確保	4.3%	8.3%	25.0%	0.0%	33.3%
同じ障がいのある人同士で住める場所の確保	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福祉施設または専門職のいる住居の確保	8.7%	8.3%	25.0%	0.0%	33.3%
世話をしてくれる人が来てくれるサービス	17.4%	25.0%	50.0%	12.5%	66.7%
一人暮らしの練習ができる場所	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
同じ障がいのある人が集まる場所	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
日中を過ごせるデイサービスの確保	13.0%	8.3%	0.0%	12.5%	0.0%
障がい福祉サービス事業所での作業など働く場の確保	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
一般の会社で働くことを手伝ってくれるサービス	4.3%	8.3%	0.0%	0.0%	33.3%
就職するための訓練	4.3%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
相談ができる場所や仲間	8.7%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
経済的な支援	17.4%	25.0%	25.0%	0.0%	66.7%
その他	21.7%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%
特にない	30.4%	33.3%	25.0%	12.5%	0.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



### ○ 条件が整った場合の退院意向

条件が整った場合の退院意向をみると、「はい（退院したい）」「いいえ（退院したくない）」はともに全体の39.1%となっています。

図表 条件が整った場合の退院意向

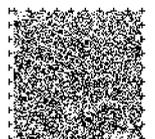


### ○ 退院したくない理由

退院したくない人について、退院したくない理由をみると、全体では「入院治療が必要だから」が55.6%（5件）で最も多くなっています。

図表 退院したくない理由（複数回答）

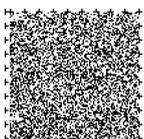
	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=9	N=5	N=4	N=2	N=3
家族がないから	11.1%	20.0%	25.0%	0.0%	33.3%
お金がないから	11.1%	20.0%	25.0%	50.0%	33.3%
仕事ができないから	22.2%	40.0%	50.0%	50.0%	66.7%
頼れる人がいないから	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病院の外に出るのが不安なので	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
入院治療が必要だから	55.6%	60.0%	75.0%	0.0%	66.7%
わからない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	22.2%	40.0%	0.0%	50.0%	0.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



### ③住まいや暮らし

#### まとめ

- 同居家族をみると、身体障がい者は「夫または妻」、それ以外では「親」が最も多く、知的障がい者は約6割が親と同居しています。また、精神障がい者は約3割がひとりで暮らしています。
- 主な介助者をみると、全体では「とくに必要としない」が約3割と最も多く、次いで「親」が約2割となっています。「とくに必要としない」を除くと身体障がい者では「夫または妻」が最も多く、それ以外では「親」が最も多くなっており、知的障がい者では約5割が「親」による介護を受けています。
- 主な家族介助者の年齢をみると、全体では「40～64歳」が約5割と最も多く、次いで「65歳以上」が約4割となっています。精神障がい者では「65歳以上」が5割以上を占めており、他の障がいに比べて介助者の年齢が高くなっています。
- 主な介助者の悩みや心配ごとをみると、全体では「将来に不安がある」が約6割と最も多く、知的障がい者と精神障がい者では7割以上を占めています。次いで「気を抜けないなど精神的な負担がある」が約3割、「腰痛など身体的負担がある」が約2割となっています。
- 将来の住まいについて、主な介助者の意向をみると、全体では「自宅」が約5割を占めていますが、知的障がい者では「グループホーム」(29.3%)が「自宅」(27.3%)をやや上回っています。
- 現在の住まいの状況をみると、知的障がい者を除いて「自宅」が8割以上を占めています。知的障がい者では「グループホーム」と「障がい者入所施設」がそれぞれ約1割と他の障がい種別に比べて多くなっています。
- 「親」による介護を受けている人が多く、「親なき後」を見据えた、障がい者の自立支援のあり方を検討していく必要があります。障がい者本人が年齢を重ねていくにつれて、家族介護者も同様に高齢化が進んでおり、介護者の心身にかかる負担も大きくなっていくことから、高齢化・重度化を見据えたグループホームの整備や介護者のレスパイトの充実をはじめ地域で障がいのある人とその家族を支えていく支援体制を築いていくことが大切です。



## ○ 同居家族

同居家族をみると、全体では「親」が 36.3%で最も多く、次いで「夫または妻」(32.5%)、「子ども」(21.4%) となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者では「夫または妻」、それ以外では「親」が最も多くなっています。また、精神障がい者は「自分ひとり」が 26.7%と他の障がい種別に比べて多くなっています。

図表 同居家族（複数回答）

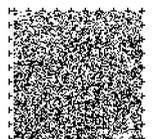
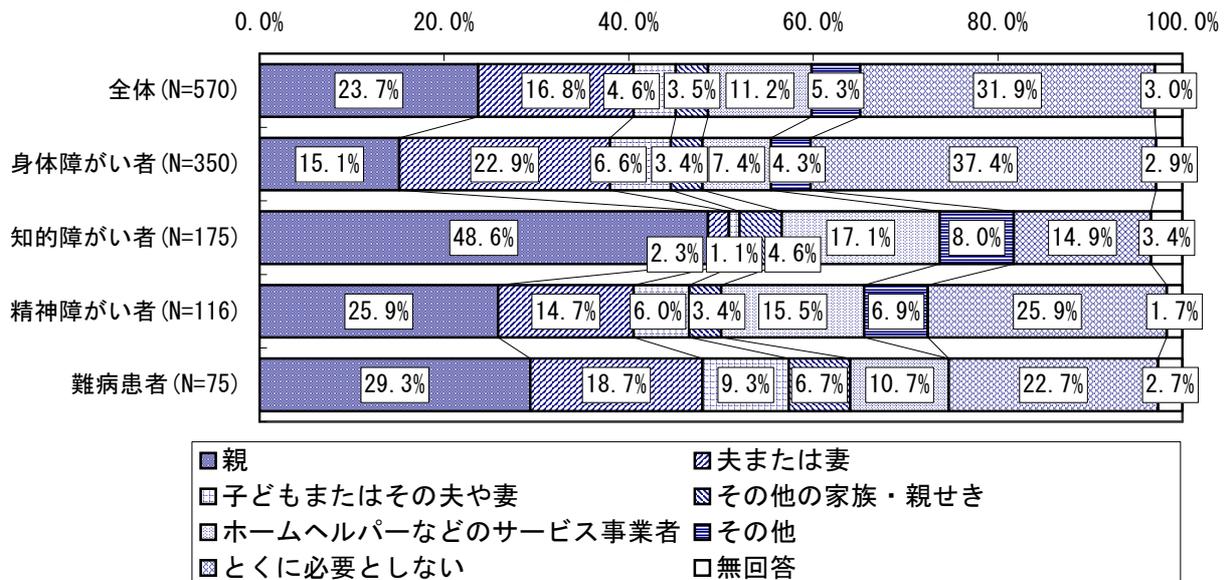
	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
夫または妻	32.5%	45.1%	6.3%	22.4%	30.7%
親	36.3%	28.3%	58.3%	36.2%	42.7%
祖父母	2.3%	1.1%	5.7%	0.9%	0.0%
子ども	21.4%	29.7%	4.6%	16.4%	21.3%
孫	2.1%	2.9%	0.0%	3.4%	1.3%
兄弟姉妹	10.9%	6.9%	23.4%	4.3%	9.3%
その他の親せき	1.1%	0.9%	2.3%	0.0%	0.0%
自分ひとり	14.9%	14.3%	6.9%	26.7%	16.0%
友だちとグループで	2.6%	1.4%	7.4%	0.9%	4.0%
施設・病院などの仲間	8.9%	6.6%	16.6%	6.9%	6.7%
その他	2.6%	1.1%	5.7%	1.7%	0.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

## ○ 主な介助者

主な介助者をみると、全体では「とくに必要としない」が 31.9%で最も多く、次いで「親」(23.7%) となっています。

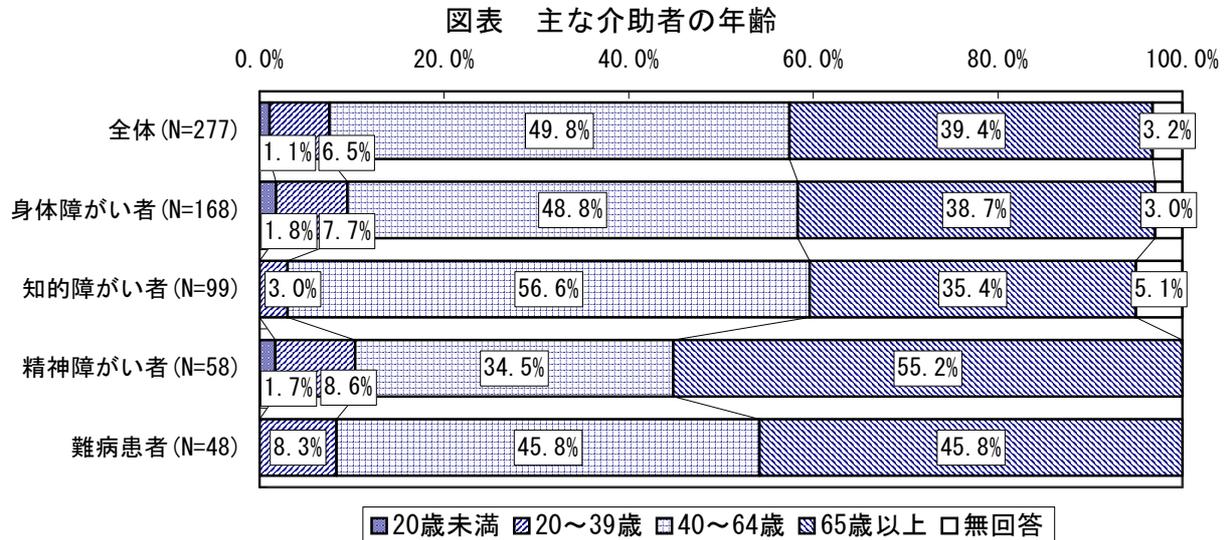
障がい種別にみると、身体障がい者では「とくに必要としない」、それ以外では「親」が最も多くなっています。

図表 主な介助者



### ○ 主な介助者の年齢

家族が介護している人について、主な介助者の年齢をみると、全体では「40～64歳」が49.8%で最も多く、次いで「65歳以上」(39.4%)となっています。障がい種別にみると、精神障がい者では「65歳以上」が55.2%と5割を超えており、他の障がいに比べて介助者の年齢が高くなっています。



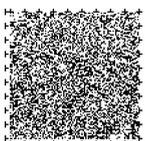
### ○ 主な介助者の悩みや心配ごと

主な介助者の悩みや心配ごとをみると、全体では「将来に不安がある」が61.7%で最も多く、次いで「気を抜けないなど精神的な負担がある」(27.4%)、「腰痛など身体的負担がある」(23.5%)となっています。

障がい種別にみると、いずれも「将来に不安がある」が最も多く、知的障がい者と精神障がい者では7割を超えています。

図表 主な介助者の悩みや心配ごと (複数回答)

	全体 N=277	身体障がい者 N=168	知的障がい者 N=99	精神障がい者 N=58	難病患者 N=48
病気や用事などのときに、助けてくれる人がいない	21.7%	22.6%	20.2%	32.8%	33.3%
介助の指導をしたり、相談にのってくれる人がいない	7.6%	10.1%	3.0%	6.9%	10.4%
腰痛など身体的負担がある	23.5%	28.6%	23.2%	22.4%	20.8%
気を抜けないなど精神的な負担がある	27.4%	26.8%	26.3%	41.4%	37.5%
家事や他の家族の世話が十分にできない	14.4%	16.1%	12.1%	22.4%	14.6%
近所づきあいや親せきづきあいが十分にできない	10.8%	11.3%	8.1%	20.7%	8.3%
自分の時間が十分にもてない	23.1%	25.0%	21.2%	29.3%	31.3%
もっと障がい福祉サービスなどを利用してほしい	8.7%	10.1%	4.0%	15.5%	12.5%
健康状態がよくないが、病院に行く時間がない	4.0%	4.2%	5.1%	8.6%	6.3%
経済的な負担が大きい	17.0%	16.7%	10.1%	29.3%	25.0%
将来に不安がある	61.7%	56.0%	74.7%	74.1%	62.5%
その他	3.6%	3.6%	3.0%	3.4%	4.2%
特になし	19.1%	23.2%	11.1%	5.2%	16.7%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

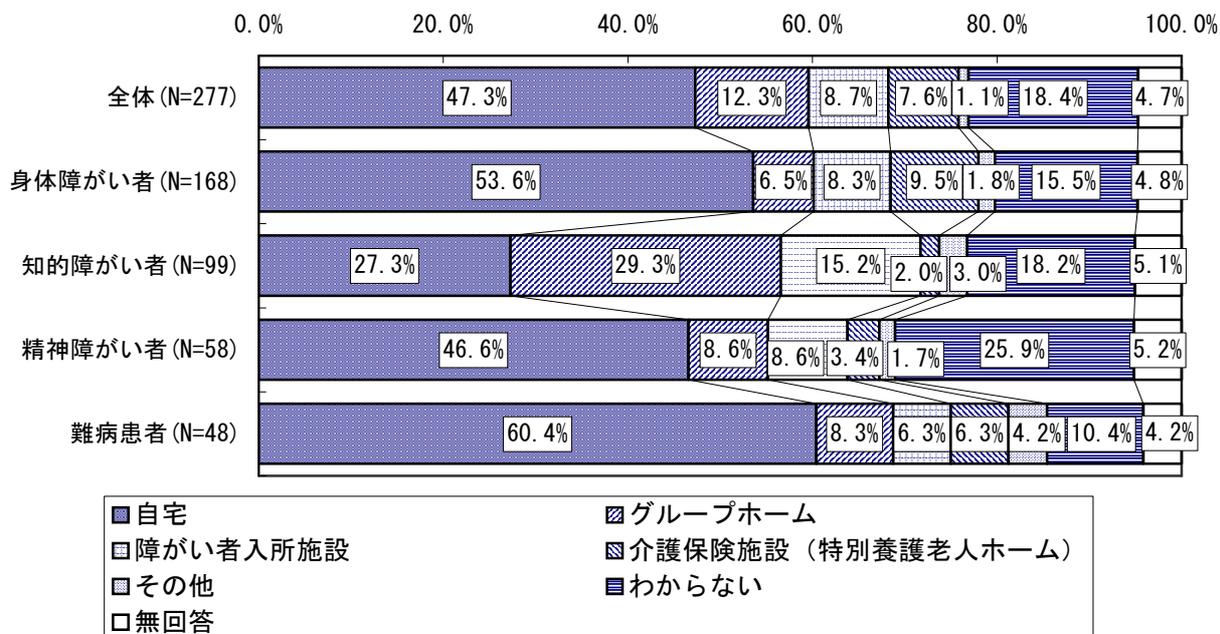


## ○ 将来の住まいについて、主な介助者の意向

将来の住まいについて、主な介助者の意向をみると、全体では「自宅」が47.3%で最も多くなっています。

障がい種別にみると、知的障がい者では「グループホーム」が29.3%で最も多く、それ以外の障がいでは「自宅」がそれぞれ最も多くなっています。

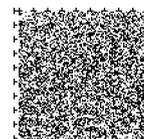
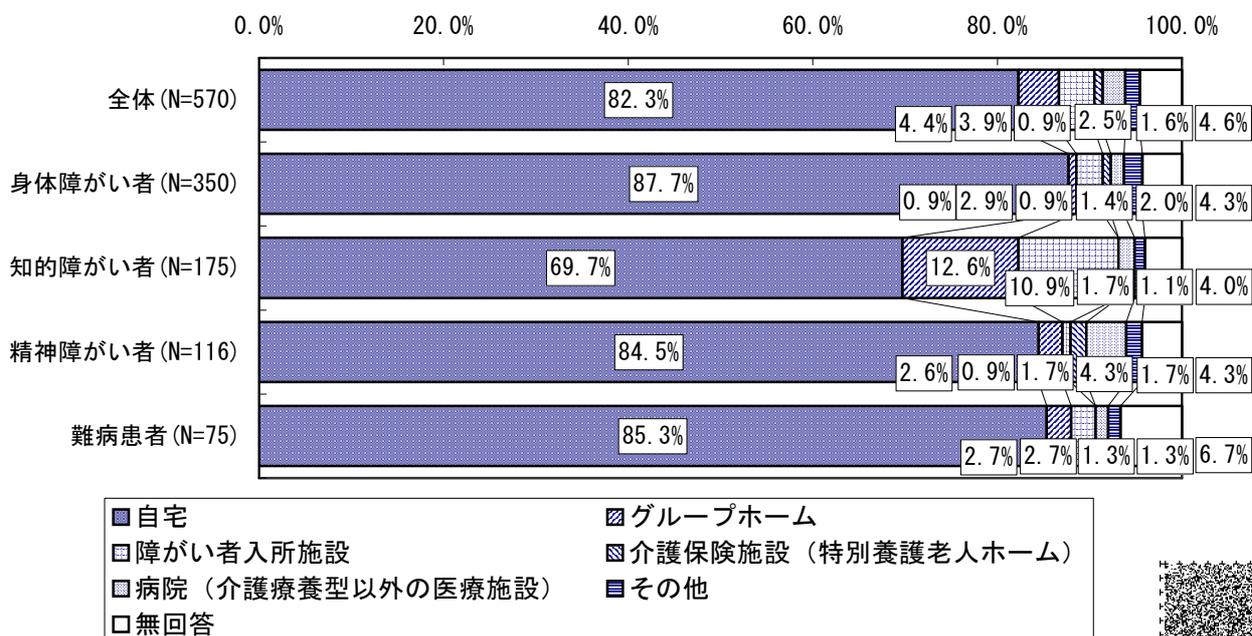
図表 将来の住まいについて、主な介助者の意向



## ○ 住まいの状況

現在の住まいの状況をみると、知的障がい者を除いて「自宅」が8割以上を占めています。知的障がい者では「グループホーム」(12.6%)と「障がい者入所施設」(10.9%)がそれぞれ約1割と他の障がい種別に比べて多くなっています。

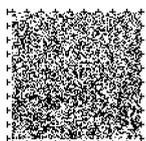
図表 住まいの状況



## ④日中活動

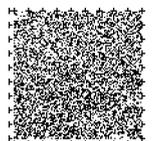
### まとめ

- 日中の過ごし方の希望をみると「働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）」、「自分の買物や趣味などで外出する」がそれぞれ全体の約4割を占めています。現在の過ごし方をみると働いている人は38.1%と4割にわずかに満たず、「自分の買物や趣味などで外出する」という人も約3割となっています。特に「働く」では精神障がい者と難病患者で希望を実現できている人が少なく、「自分の買物や趣味などで外出する」では知的障がい者と難病患者で希望を実現できている人が少なくなっています。
- 地域の人や友だちと交流することを希望している人がいずれの障がい種別でも1割以上となっており、精神障がい者と難病患者ではより多くなっていますが、実現できている人はいずれも1割未満となっています。
- 現在困っていること不安なこととして、全体では「自分の健康や体力が不安」が約4割と最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」と「周囲との対話がむずかしい」がそれぞれ2割以上となっています。
- 困ったときの相談先をみると、いずれの障がい種別でも「家族」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「福祉施設・福祉サービス事業所」、精神障がい者・難病患者では「病院の主治医、看護師、相談担当者」が他の障がいに比べて多くなっています。「和泉市障がい者基幹相談支援センター」は全体の1割程度となっています。



## まとめ

- 日中の過ごし方をみると、特に難病患者において希望する過ごし方ができていない人が多いことがわかります。また、「自宅で何もせずに過ごす」という人も身体障がい者と難病患者では2割以上、精神障がい者では約4割となっていることや、地域の人や友だちと交流できている人が全体の1割も満たしていないことから、障がい者の地域参加が進んでいないことがうかがえます。
- 障がいの有無に関わらずわたしたちにとって自己実現は生きる楽しみや喜び、暮らしの充実感につながります。しかし、希望どおりの過ごし方ができている障がい者は少なく、地域参加よりも自宅で過ごす人が多くなっています。移動支援の充実によって地域に出やすい環境を整えたり、就労機会の拡大により仕事を通じた社会とのつながりの創出や生きがいややりがいを獲得し、誰もが地域のなかで役割を持ち参画していける社会を構築していくことが大切です。



## ○ 現在の日中の過ごし方

現在の日中の過ごし方をみると、全体では「働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）」が38.1%で最も多く、次いで「自分の買物や趣味などで外出する」（31.4%）となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者と知的障がい者では「働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）」、精神障がい者と難病患者では「自分の買物や趣味などで外出する」がそれぞれ最も多くなっています。

図表 現在の日中の過ごし方（複数回答）

	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
学校などに通う	1.2%	0.3%	2.9%	2.6%	0.0%
働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）	38.1%	34.9%	45.1%	25.9%	25.3%
通所施設（生活介護などを含む）に通う	13.2%	12.0%	29.1%	10.3%	13.3%
病気・障がいなどの治療・リハビリ	14.2%	16.9%	4.0%	19.0%	20.0%
地域の人や友達と交流する	8.2%	8.9%	4.0%	9.5%	9.3%
ボランティア活動をする	1.9%	2.0%	0.6%	3.4%	2.7%
スポーツをする	6.5%	6.0%	6.3%	7.8%	1.3%
自分の買物や趣味などで外出する	31.4%	32.9%	25.1%	36.2%	26.7%
自宅で家事・育児等しながら過ごす	20.2%	23.7%	10.3%	24.1%	20.0%
自宅で何もせずに過ごす	21.2%	21.4%	12.0%	37.9%	25.3%
入所施設・病院などで過ごす	8.1%	6.3%	10.9%	8.6%	9.3%
その他	4.6%	3.7%	2.3%	9.5%	5.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

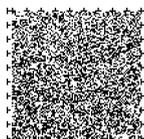
## ○ 希望する日中の過ごし方

希望する日中の過ごし方をみると、全体では「働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）」が43.0%で最も多く、次いで「自分の買物や趣味などで外出する」（41.6%）となっています。

障がい種別にみると、知的障がい者では「働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）」、それ以外では「自分の買物や趣味などで外出する」がそれぞれ最も多くなっています。

図表 希望する日中の過ごし方（複数回答）

	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
学校などに通う	2.1%	1.4%	1.7%	5.2%	0.0%
働く（就労継続支援などの日中系作業所も含む）	43.0%	38.6%	46.3%	38.8%	33.3%
通所施設（生活介護などを含む）に通う	12.6%	10.3%	25.1%	14.7%	13.3%
病気・障がいなどの治療・リハビリ	14.2%	15.7%	5.1%	21.6%	17.3%
地域の人や友達と交流する	14.9%	15.1%	13.7%	18.1%	18.7%
ボランティア活動をする	4.6%	5.4%	1.7%	5.2%	6.7%
スポーツをする	12.6%	14.0%	9.1%	12.1%	8.0%
自分の買物や趣味などで外出する	41.6%	44.0%	36.0%	42.2%	41.3%
自宅で家事・育児等しながら過ごす	18.8%	23.1%	6.9%	20.7%	16.0%
自宅で何もせずに過ごす	12.3%	13.1%	6.3%	20.7%	10.7%
入所施設・病院などで過ごす	8.1%	6.9%	12.6%	9.5%	9.3%
その他	3.0%	2.3%	2.3%	6.9%	2.7%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



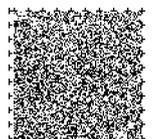
## ○ 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることをみると、「とくに困っていることはない」を除いて、全体では「自分の健康や体力が不安」が43.3%で最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態が不安」(25.1%)、「周囲との対話がむずかしい」(23.2%)となっています。

障がい種別にみると、知的障がい者では「周囲との対話がむずかしい」、それ以外の障がいでは「自分の健康や体力が不安」がそれぞれ最も多くなっています。また、精神障がい者では「結婚できない、結婚生活が続けられない」「十分な収入が得られない」「趣味や生きがいを持ってない」などが他の障がい種別に比べて多くなっています。

図表 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
身のまわりの介助や援護をしてくれる人がいない	4.0%	4.6%	1.1%	6.9%	2.7%
結婚できない、結婚生活が続けられない	9.8%	6.6%	9.1%	22.4%	9.3%
一緒に暮らす人がいない	4.7%	3.7%	4.6%	10.3%	4.0%
学校などでの進路指導が不十分	0.4%	0.6%	0.0%	0.9%	1.3%
学校などでの設備が利用しにくい	0.2%	0.3%	0.0%	0.9%	1.3%
障がいの程度や興味、適性にそった保育や授業の内容になっていない	0.7%	0.9%	1.1%	0.9%	1.3%
適当な働き口がない	10.7%	10.3%	7.4%	19.0%	16.0%
十分な収入が得られない	22.5%	22.3%	14.3%	35.3%	24.0%
趣味や生きがいを持ってない	13.5%	11.7%	9.7%	28.4%	18.7%
生活する上で必要な情報を得られない	5.3%	4.6%	4.6%	11.2%	4.0%
自分の健康や体力が不安	43.3%	49.1%	26.3%	53.4%	48.0%
家族など介助者の健康状態が不安	25.1%	24.3%	28.0%	31.0%	34.7%
周囲との対話がむずかしい	23.2%	14.9%	34.3%	37.1%	20.0%
人間関係がうまくいかない	15.3%	9.7%	18.9%	37.1%	13.3%
必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	5.1%	4.9%	1.1%	11.2%	9.3%
将来的に生活する住まいや施設があるかどうか	21.2%	18.0%	29.7%	26.7%	25.3%
外出先にエスカレーターやエレベーターがなく、移動が不便	4.6%	7.4%	1.7%	3.4%	6.7%
その他	6.5%	6.0%	6.9%	7.8%	9.3%
とくに困っていることはない	24.2%	24.0%	26.3%	12.1%	17.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

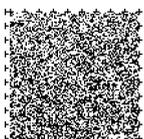


## ○ 困ったときの相談先

困ったときの相談先をみると、いずれの障がい種別でも「家族」が最も多く、身体障がい者と難病患者では7割以上を占めています。また、知的障がい者では「福祉施設・福祉サービス事業所」が31.4%、精神障がい者と難病患者では「病院の主治医、看護師、相談担当者」がそれぞれ45.7%、38.7%となっており、他の障がいに比べて多くなっています。

図表 困ったときの相談先（複数回答）

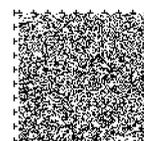
	全体 N=570	身体障がい者 N=350	知的障がい者 N=175	精神障がい者 N=116	難病患者 N=75
家族	71.9%	75.7%	63.4%	68.1%	74.7%
親戚	10.2%	11.1%	4.0%	12.1%	10.7%
友人・知人	20.5%	20.9%	13.7%	22.4%	25.3%
学校の先生	0.9%	0.3%	1.1%	1.7%	0.0%
職場の人	9.8%	8.9%	13.1%	7.8%	5.3%
病院の主治医、看護師、相談担当者	27.2%	25.7%	18.3%	45.7%	38.7%
福祉施設・福祉サービス事業所	17.2%	12.3%	31.4%	19.0%	16.0%
障がい福祉課など市の窓口	15.4%	17.1%	17.1%	14.7%	21.3%
和泉市障がい者基幹相談支援センター	11.4%	9.7%	18.3%	13.8%	16.0%
保健センター等における健康相談の窓口	1.4%	2.0%	1.7%	0.0%	2.7%
保健師、栄養士、保育士などがコミセン等で行う乳幼児健康相談の窓口	1.2%	0.6%	0.6%	3.4%	0.0%
市や保健所における精神障がい者の生活及び社会復帰支援相談の窓口	6.3%	3.7%	13.7%	6.0%	8.0%
障がい者相談員	4.4%	2.6%	8.6%	6.9%	4.0%
社会福祉協議会やボランティアセンター	1.1%	1.1%	0.6%	0.9%	0.0%
障がい者団体	1.2%	1.7%	1.1%	1.7%	0.0%
その他	5.4%	6.0%	6.9%	5.2%	2.7%
誰・どこにも相談しない	6.7%	7.4%	4.6%	6.9%	5.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## ⑤障がい福祉サービス等の利用

### まとめ

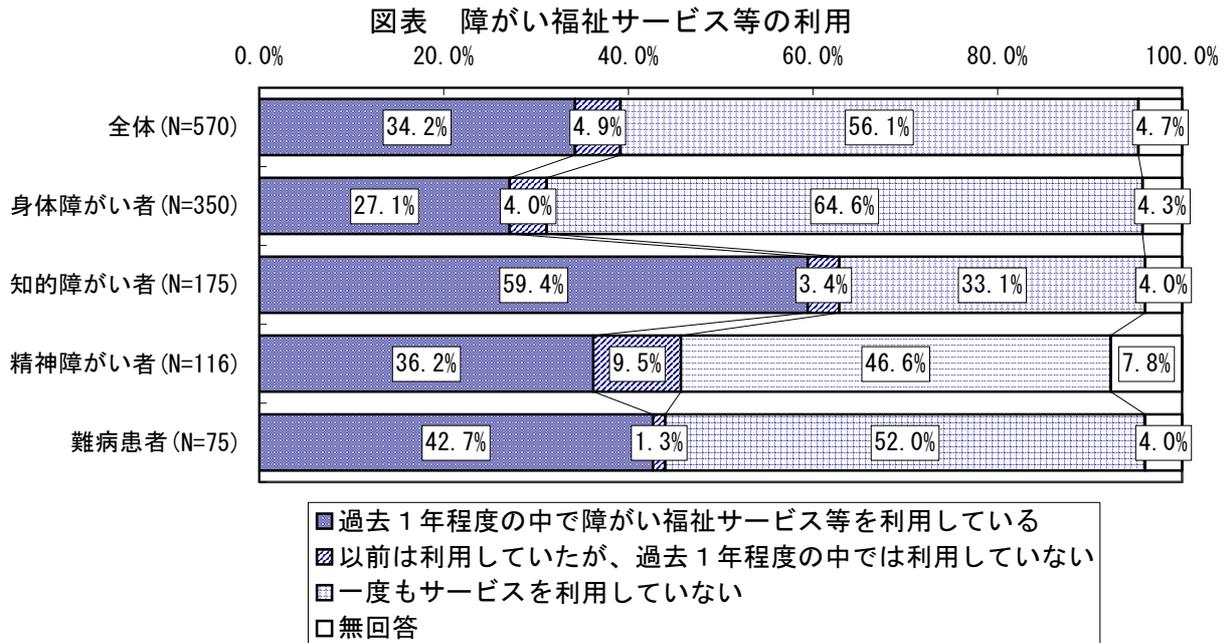
- 障がい福祉サービス等の利用状況をみると、全体では「一度もサービスを利用していない」が5割となっており、「過去1年程度の中で障がい福祉サービス等を利用している」を上回っています。知的障がい者では「過去1年程度の中で障がい福祉サービス等を利用している」が約6割を占めますが、その他の障がい種別では「一度もサービスを利用していない」が多くなっています。サービスを利用していない理由として、いずれの障がい種別も「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」が最も多くなっています。
- 訪問系サービスのうち、行動援護に対する知的障がい者のニーズが高くなっており、新たに利用したい人が約1割となっています。「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合わせると、居宅介護（ホームヘルプ）では精神障がい者が1割以上となっており、ニーズの増加が見込まれます。
- 日中活動系サービスのうち、短期入所に対する知的障がい者のニーズは「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合わせると、14.9%となっており、ニーズの増加が見込まれます。
- 居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）に対する知的障がい者のニーズが高く、「新たに利用したい」が2割弱を占めており、ニーズの増加が見込まれます。
- 地域生活支援事業の利用意向は「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合わせると、全体として相談支援事業と移動支援事業でそれぞれ約1割となっており、ニーズの増加が見込まれます。相談支援事業については精神障がい者と難病患者で「新たに利用したい」という人が多くなっています。また、移動支援事業は知的障がい者で「利用を増やしたい」という人が約1割となっています。
- 介護保険サービスを利用している人は身体障がい者、精神障がい者、難病患者で1割以上となっています。
- サービス等利用計画（計画相談支援）を受けている人は全体では約3割と少ないですが、知的障がい者では5割以上となっています。受けていない理由として、「障がい福祉サービスの利用意向がない」が5割以上となっています。計画相談を受けていない人の中で、障がい福祉サービス等を利用していない人は、利用の仕方やサービスの内容を知らない人や作成できる相談支援事業者が見つからない人もおり、相談支援事業について、市民へのさらなる周知が必要です。



## ○ 障がい福祉サービス等の利用

障がい福祉サービス等の利用状況をみると、全体では「一度もサービスを利用していない」が 56.1%で最も多く、次いで「過去1年程度の中で障がい福祉サービス等を利用している」(34.2%) となっています。

障がい種別にみると、「過去1年程度の中で障がい福祉サービス等を利用している」は身体障がい者で 27.1%、知的障がい者で 59.4%、精神障がい者で 36.2%、難病患者で 42.7%となっており、知的障がい者の利用が多くなっています。

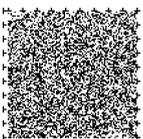


## ○ 障がい福祉サービス等を利用していない理由

障がい福祉サービス等を利用していない人について、利用していない理由をみると、全体では「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」が 55.7%で最も多くなっています。

図表 障がい福祉サービス等を利用していない理由（複数回答）

	全体 N=348	身体障がい者 N=240	知的障がい者 N=64	精神障がい者 N=65	難病患者 N=40
病院、診療所に入院、通院中	10.9%	9.2%	7.8%	15.4%	12.5%
家族から介護を受けている	15.2%	14.6%	26.6%	23.1%	20.0%
他人に家に入ってほしくない	6.0%	5.0%	6.3%	10.8%	15.0%
送迎サービスがないため、利用しにくい	2.3%	1.7%	6.3%	3.1%	0.0%
医療的ケアが乏しいため、利用しにくい	0.9%	0.4%	1.6%	1.5%	0.0%
事業者に対して信頼が持てない	4.9%	3.8%	6.3%	7.7%	15.0%
利用料の負担が困難である	4.3%	4.2%	4.7%	4.6%	10.0%
利用の仕方やサービスの内容を知らない	18.7%	16.3%	20.3%	26.2%	25.0%
利用時間や日数が希望とあわない	1.1%	1.3%	1.6%	1.5%	2.5%
介護保険のサービスを受けている	2.3%	2.9%	0.0%	3.1%	0.0%
今すぐ利用しなくてもやっつけていける	55.7%	65.0%	32.8%	40.0%	67.5%
利用できるサービスがない・少ない	10.9%	9.2%	12.5%	18.5%	10.0%
その他	6.0%	4.2%	7.8%	9.2%	0.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

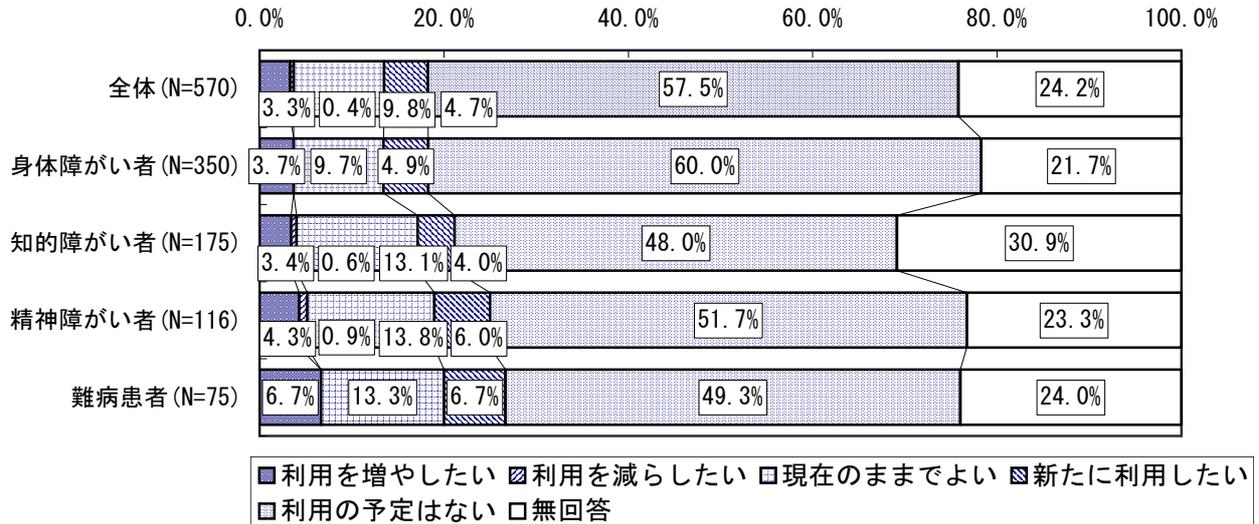


## ○ 訪問系サービスの利用意向

居宅介護の利用意向をみると、現在利用している人（「利用を増やしたい」「利用を減らしたい」「現在のままでよい」の合計）は全体の 13.5%となっています。「利用を増やしたい」「新たに利用したい」はともに難病患者で最も多くなっています。

図表 訪問系サービスの利用意向

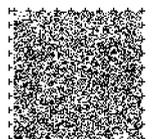
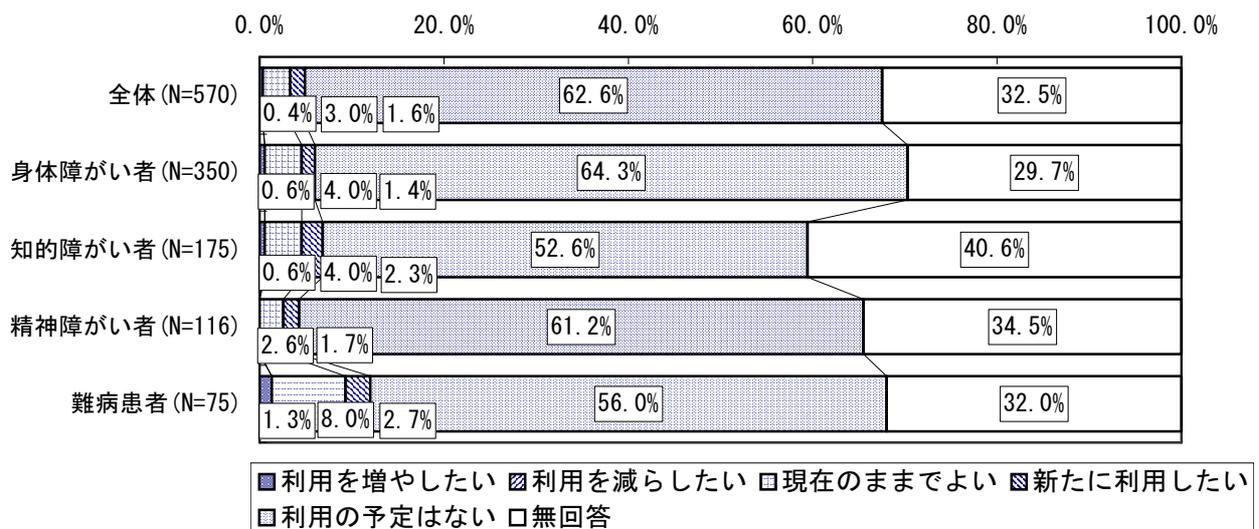
### A. 居宅介護（ホームヘルプ）



重度訪問介護の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 3.4%で、難病患者では 9.3%とやや利用が多くなっています。

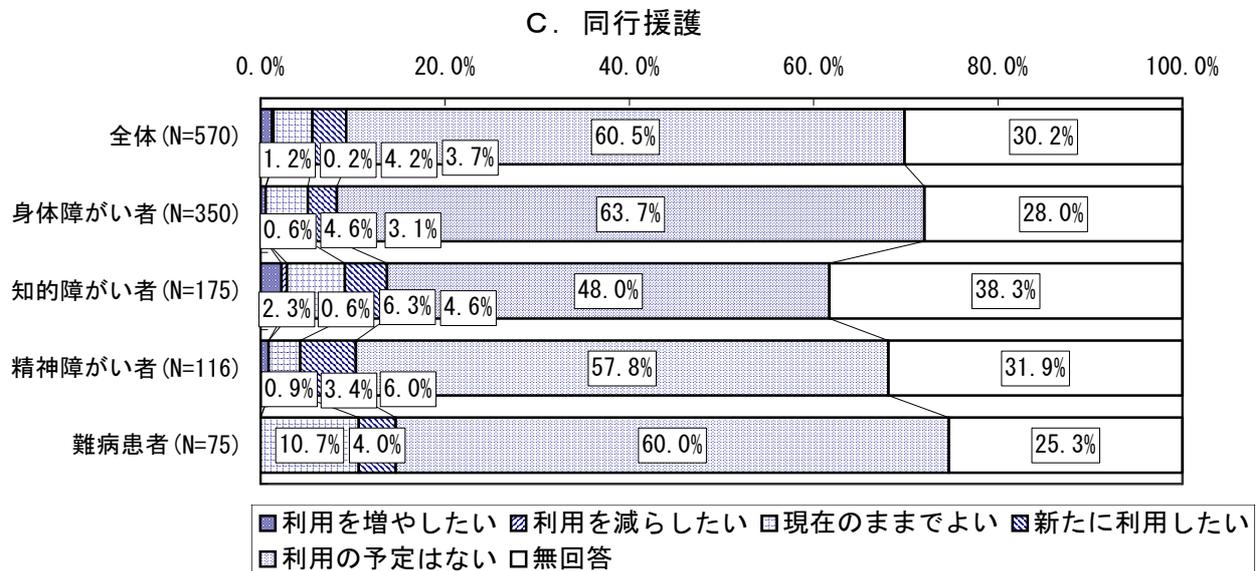
図表 訪問系サービスの利用意向

### B. 重度訪問介護



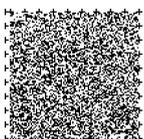
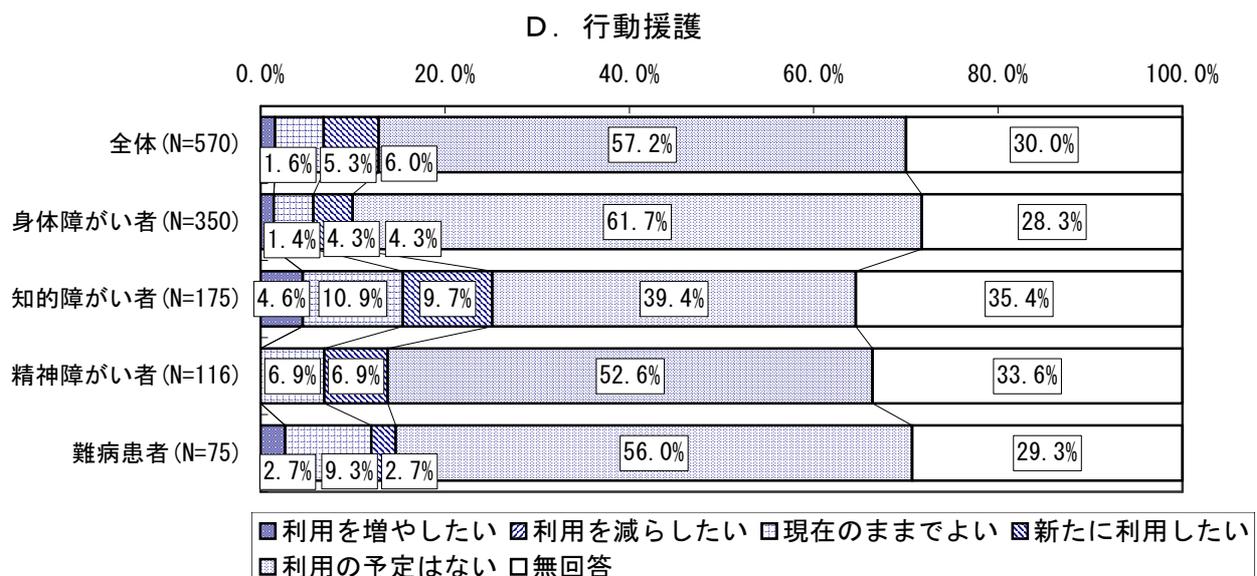
同行援護の利用意向をみると、現在利用している人は全体の5.6%で、知的障がい者(9.2%)と難病患者(10.7%)の利用が比較的多くなっています。「利用を増やしたい」「新たに利用したい」はともに知的障がい者で最も多くなっています。

図表 訪問系サービスの利用意向



行動援護の利用意向をみると、現在利用している人は全体の6.9%で、知的障がい者(15.5%)と難病患者(12.0%)の利用が比較的多くなっています。「新たに利用したい」は知的障がい者(9.7%)が最も多く、次いで精神障がい者(6.9%)となっています。

図表 訪問系サービスの利用意向

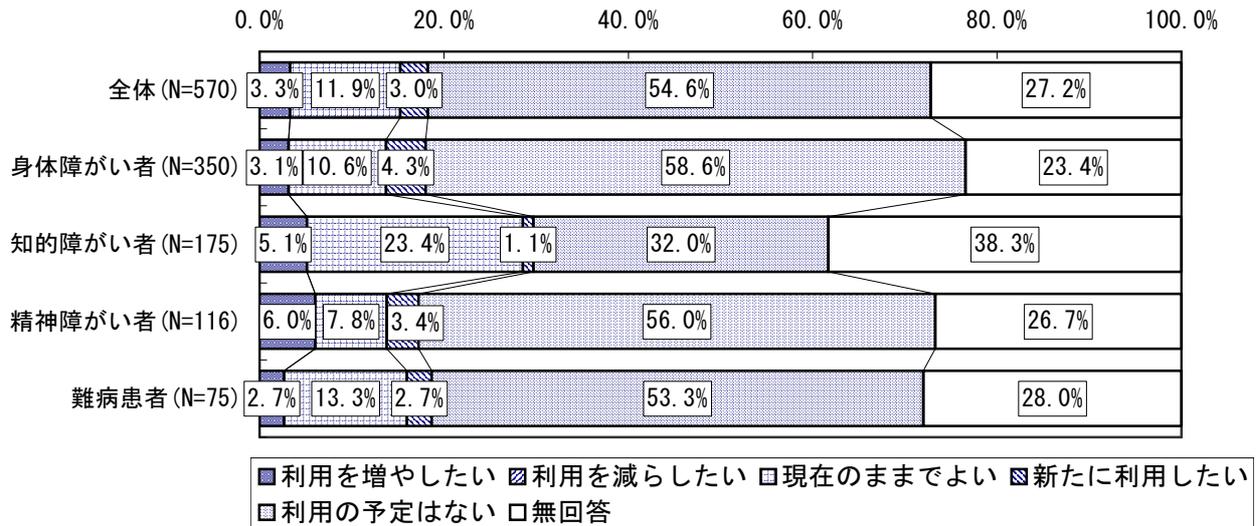


## ○ 日中活動系サービスの利用意向

生活介護の利用意向をみると、現在利用している人（「利用を増やしたい」「利用を減らしたい」「現在のままでよい」の合計）は全体では 15.2%で、知的障がい者（28.5%）の利用が特に多くなっています。「利用を増やしたい」は精神障がい者（6.0%）、「新たに利用したい」は身体障がい者（4.3%）で最も多くなっています。

図表 日中活動系サービスの利用意向

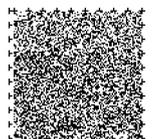
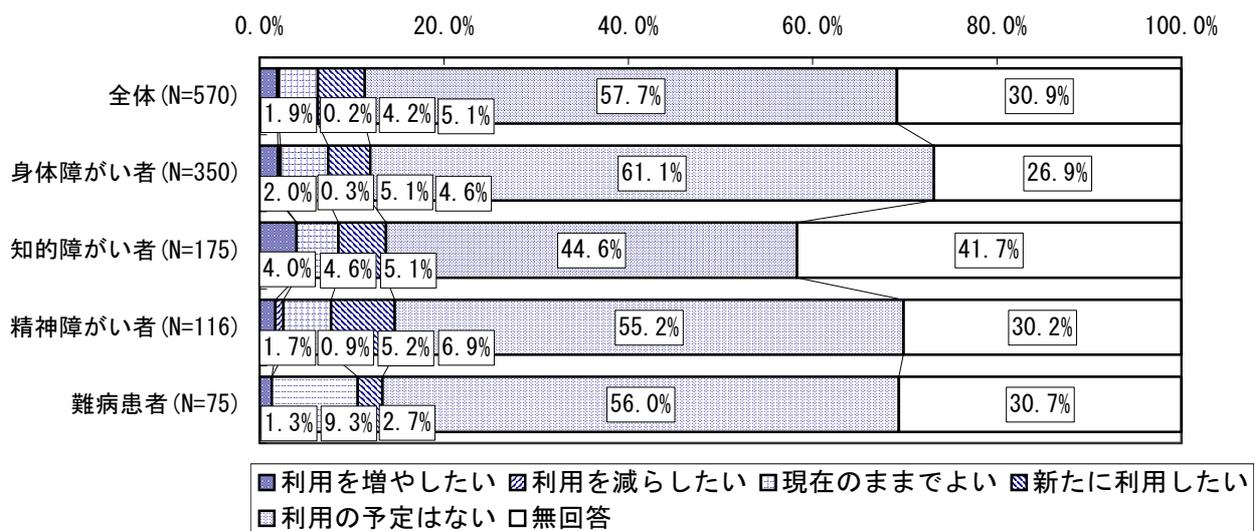
### A. 生活介護



自立訓練の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 6.3%で、難病患者（10.6%）の利用が比較的多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 5.1%となっています。

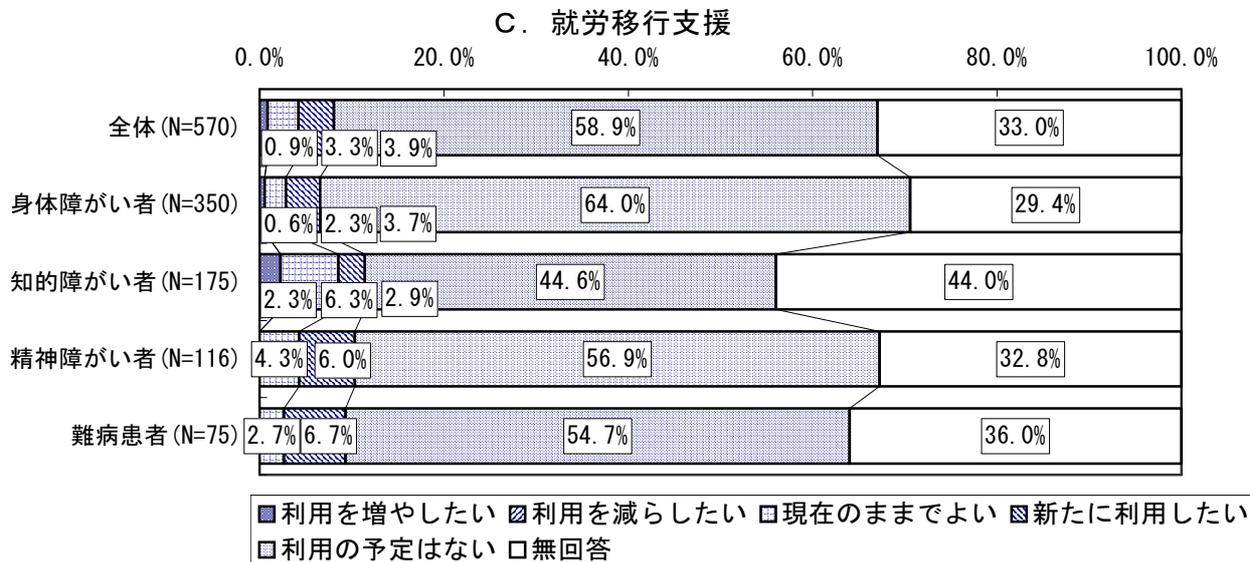
図表 日中活動系サービスの利用意向

### B. 自立訓練（機能訓練、生活訓練）



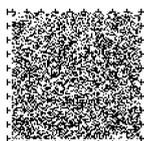
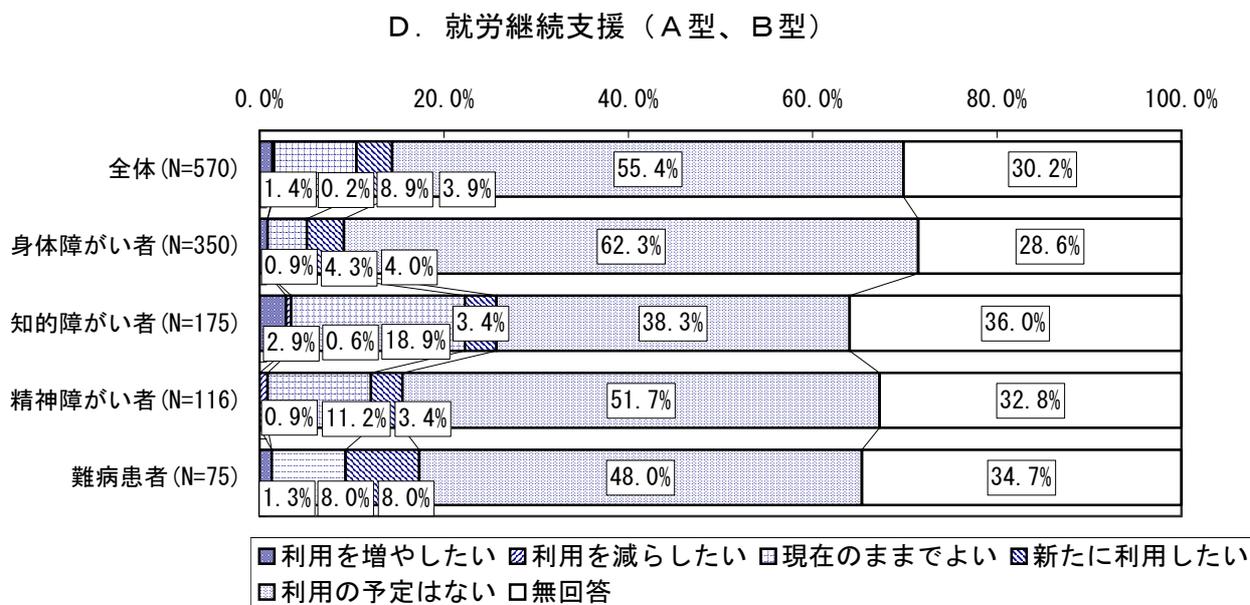
就労移行支援の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 4.2%で、知的障がい者 (8.6%) の利用が最も多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 3.9%、精神障がい者 (6.0%) と難病患者 (6.7%) が比較的多くなっています。

図表 日中活動系サービスの利用意向



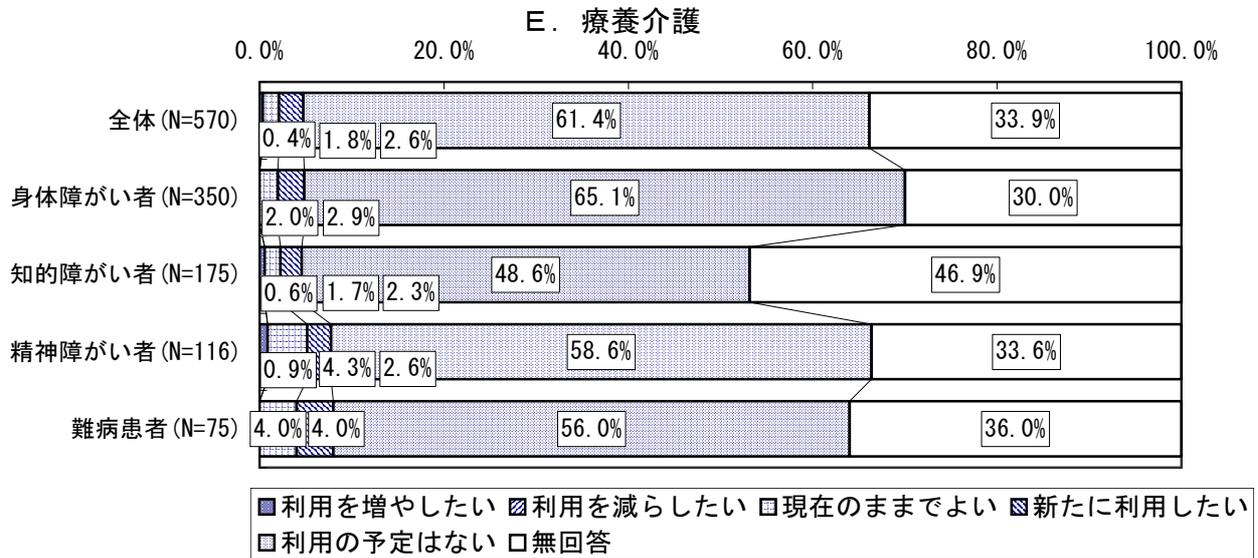
就労継続支援の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 10.5%で、知的障がい者 (22.4%) の利用が特に多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 3.9%、難病患者 (8.0%) が比較的多くなっています。

図表 日中活動系サービスの利用意向



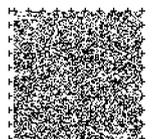
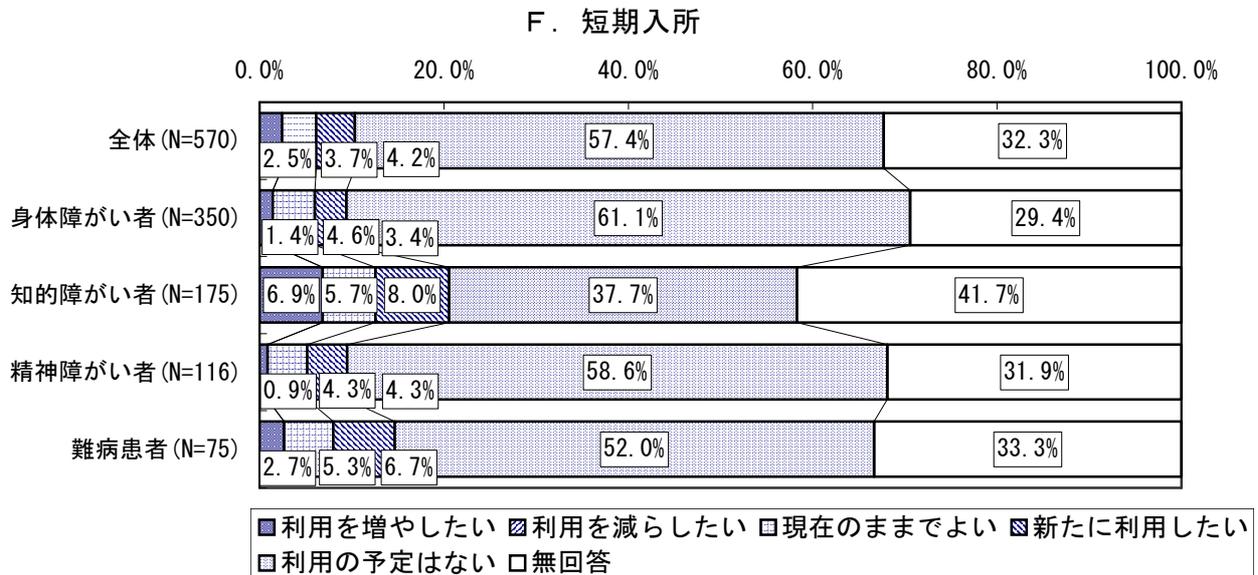
療養介護の利用意向をみると、現在利用している人は全体の2.2%で、精神障がい者(5.2%)の利用が比較的多くなっています。「新たに利用したい」は全体で2.6%となっています。

図表 日中活動系サービスの利用意向



短期入所の利用意向をみると、現在利用している人は全体の6.2%で、知的障がい者(12.6%)の利用が多くなっています。また、「利用を増やしたい」「新たに利用したい」はともに知的障がい者が最も多くなっています。

図表 日中活動系サービスの利用意向

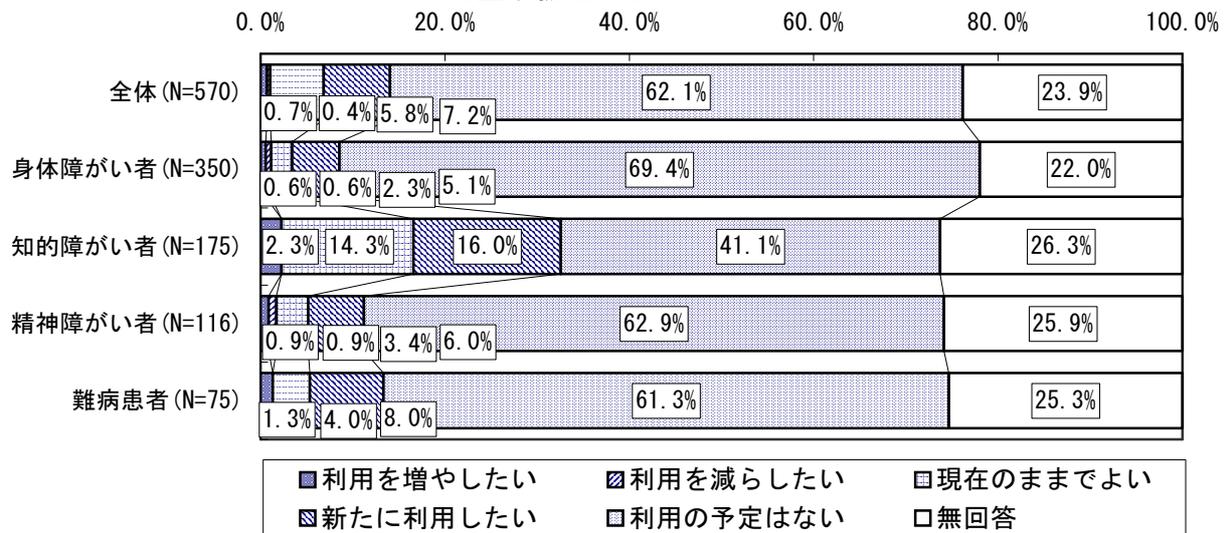


## ○ 居住系サービスの利用意向

共同生活援助の利用意向をみると、現在利用している人（「利用を増やしたい」「利用を減らしたい」「現在のままでよい」の合計）は全体では6.9%で、知的障がい者（16.6%）の利用が特に多くなっています。「新たに利用したい」は全体で7.2%、知的障がい者（16.0%）が特に多くなっています。

図表 居住系サービスの利用意向

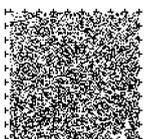
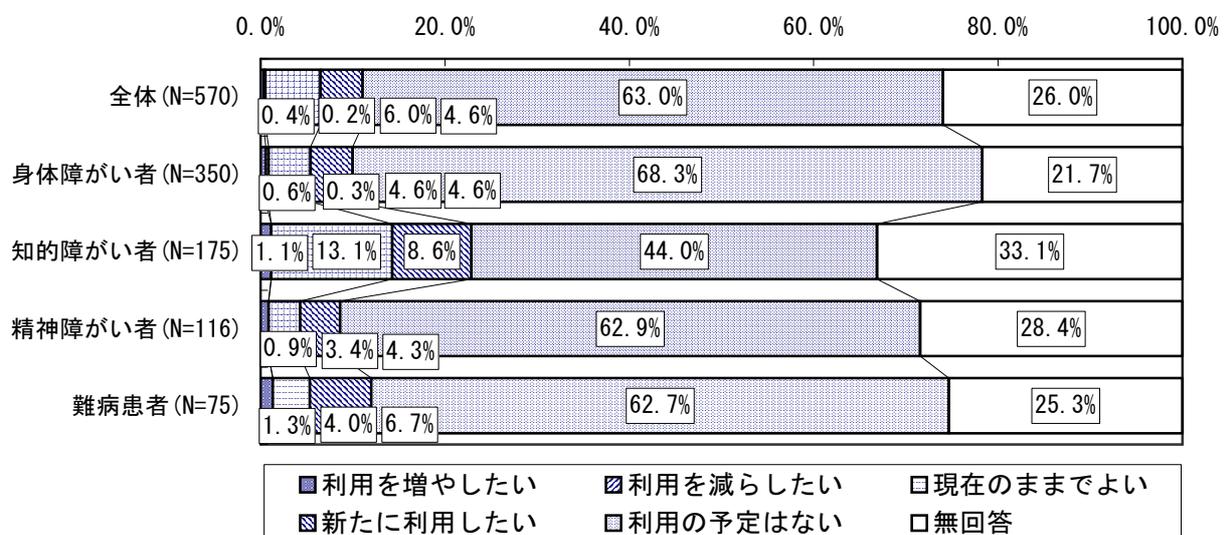
### A. 共同生活援助（グループホーム）



施設入所支援の利用意向をみると、現在利用している人は全体の6.6%で、知的障がい者（14.2%）の利用が多くなっています。「新たに利用したい」は全体で4.6%、知的障がい者（8.6%）や難病患者（6.7%）が比較的多くなっています。

図表 居住系サービスの利用意向

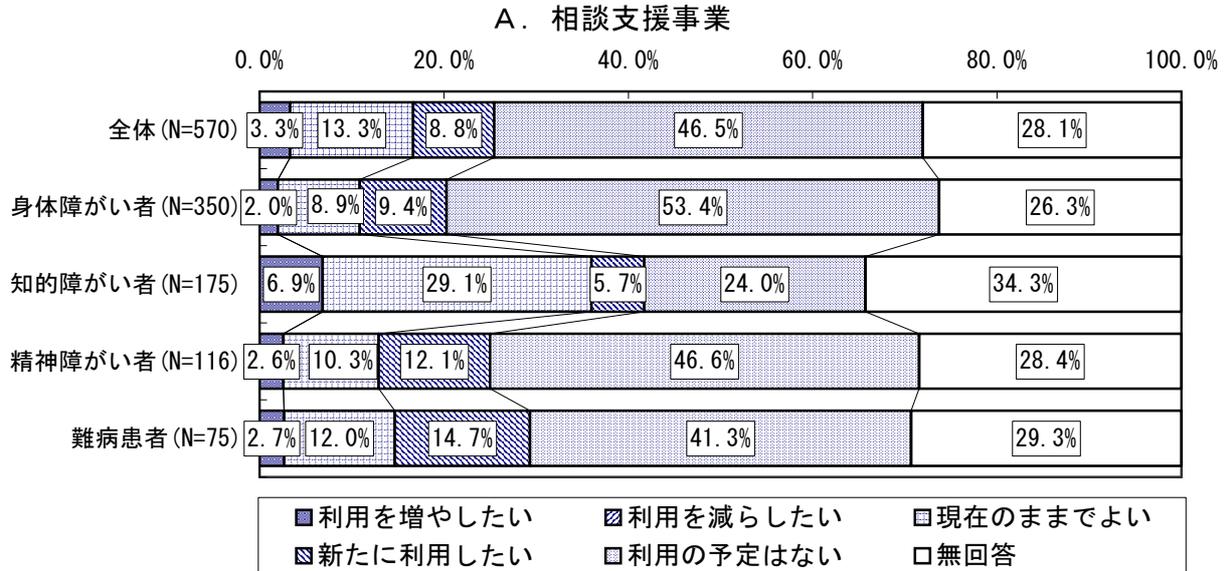
### B. 施設入所支援



## ○ 地域生活支援事業の利用意向

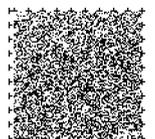
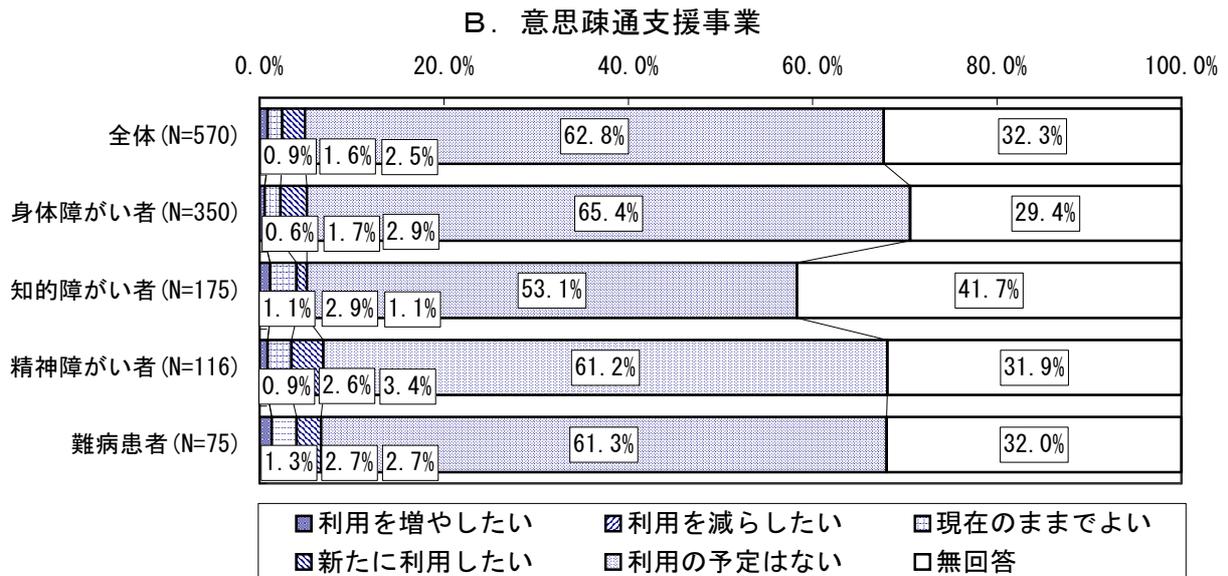
相談支援事業の利用意向をみると、現在利用している人（「利用を増やしたい」「利用を減らしたい」「現在のままでよい」の合計）は全体では 16.6%で、知的障がい者（36.0%）の利用が特に多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 8.8%、難病患者（14.7%）・精神障がい者（12.1%）では1割を超えており、多くなっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向



意思疎通支援事業の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 2.5%で、「新たに利用したい」は全体の 2.5%となっています。

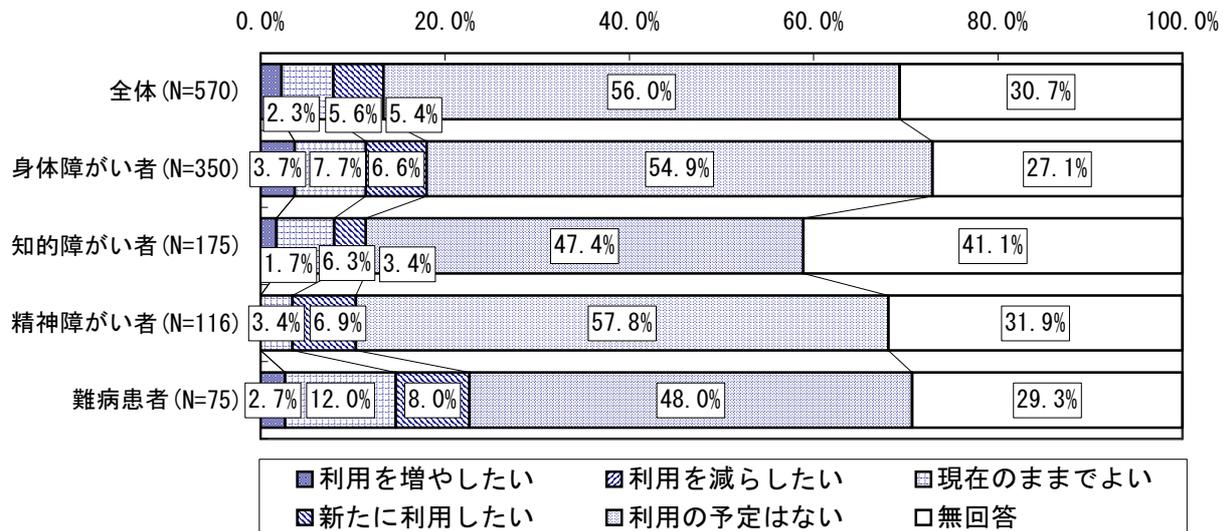
図表 地域生活支援事業の利用意向



日常生活用具給付事業の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 7.9%で、身体障がい者（11.4%）と難病患者（14.7%）の利用が多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 5.4%となっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向

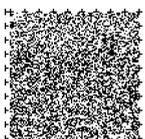
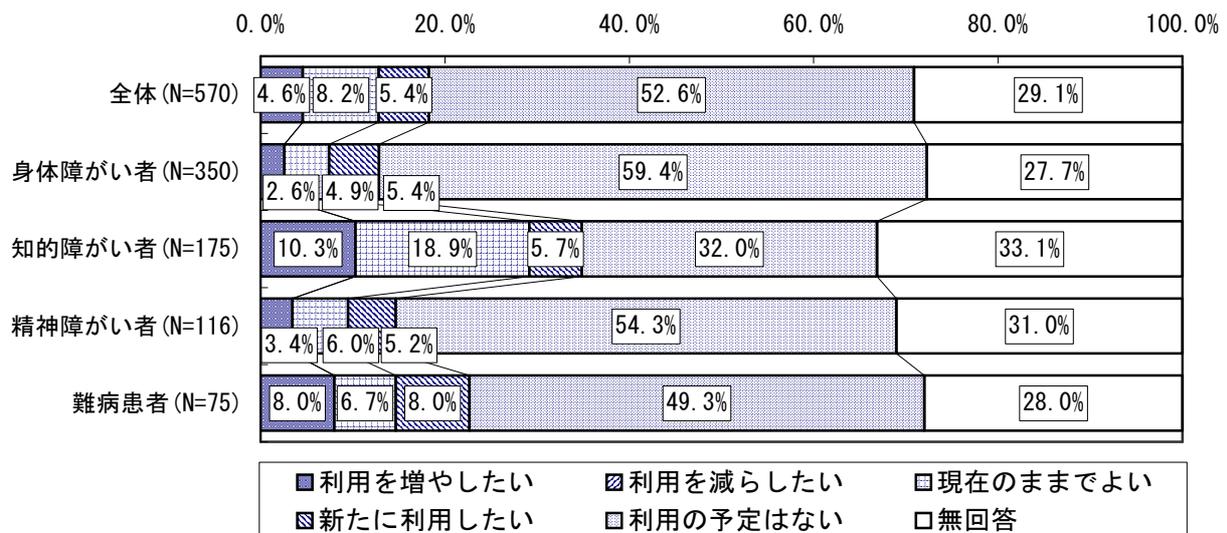
C. 日常生活用具給付事業



移動支援事業の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 12.8%で、知的障がい者（29.2%）の利用が特に多くなっています。また、知的障がい者では「利用を増やしたい」が 10.3%と 1 割を超えており、利用意向が高くなっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向

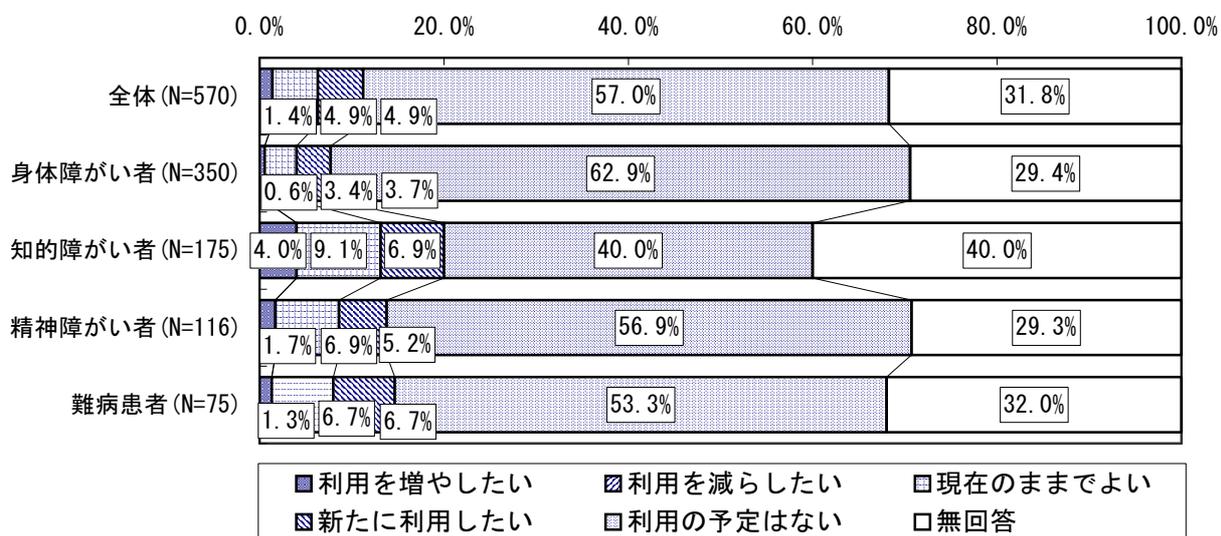
D. 移動支援事業



地域活動支援センターの利用意向をみると、現在利用している人は全体の 6.3%で、知的障がい者（13.1%）の利用が多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 4.9%、知的障がい者（6.9%）や難病患者（6.7%）が比較的多くなっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向

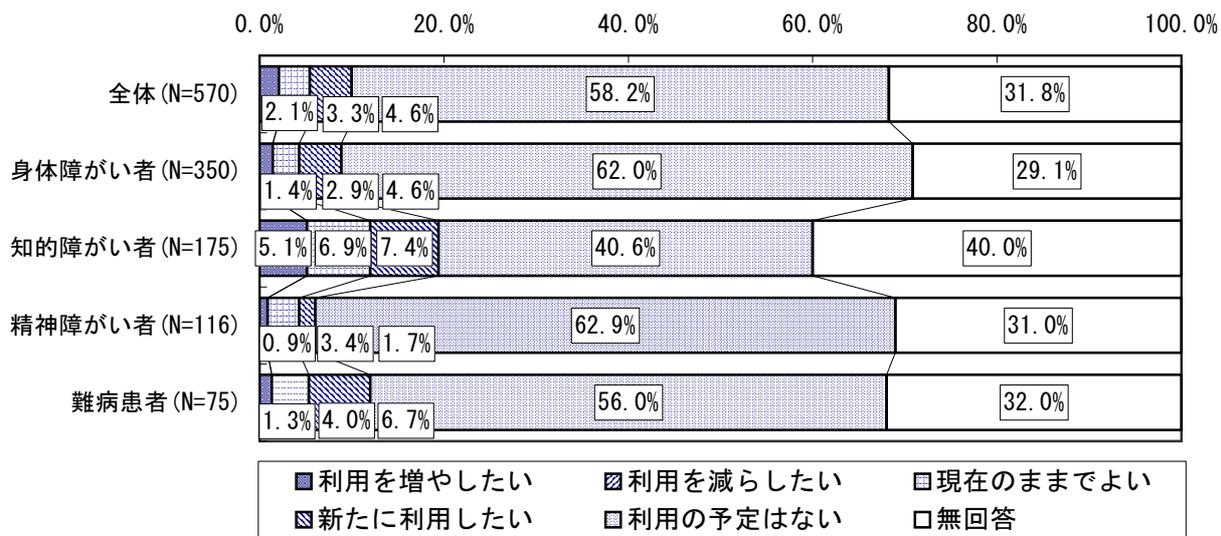
E. 地域活動支援センター



日中一時支援事業の利用意向をみると、現在利用している人は全体の 5.4%で、知的障がい者（12.0%）の利用が多くなっています。「新たに利用したい」は全体で 4.6%、知的障がい者（7.4%）や難病患者（6.7%）が比較的多くなっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向

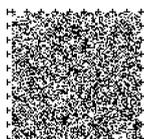
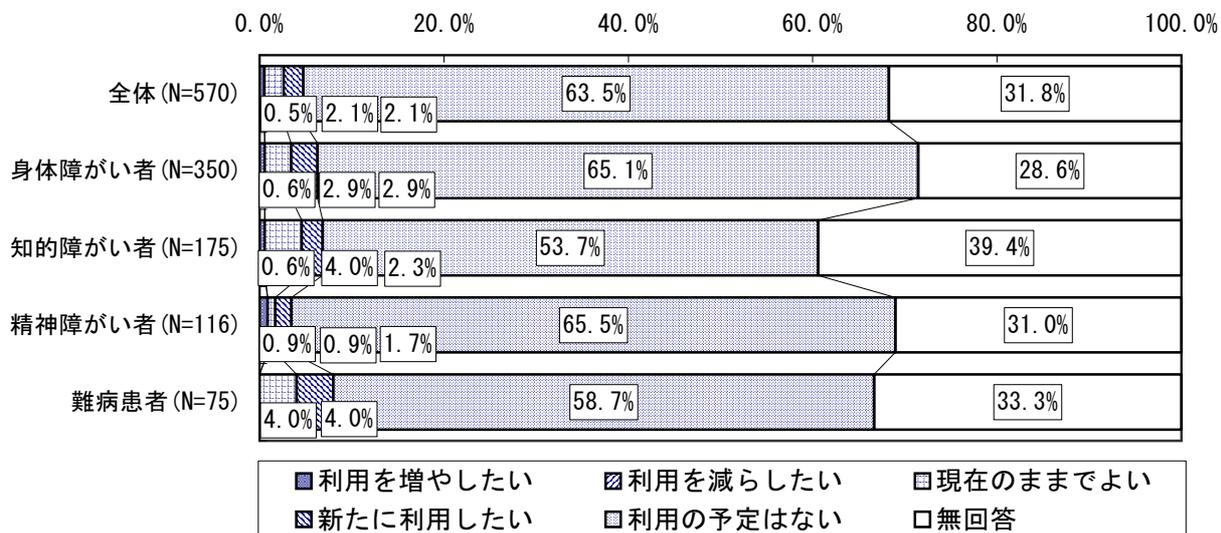
F. 日中一時支援事業



訪問入浴サービス事業の利用意向をみると、現在利用している人は全体の2.6%、「新たに利用したい」は全体の2.1%となっています。

図表 地域生活支援事業の利用意向

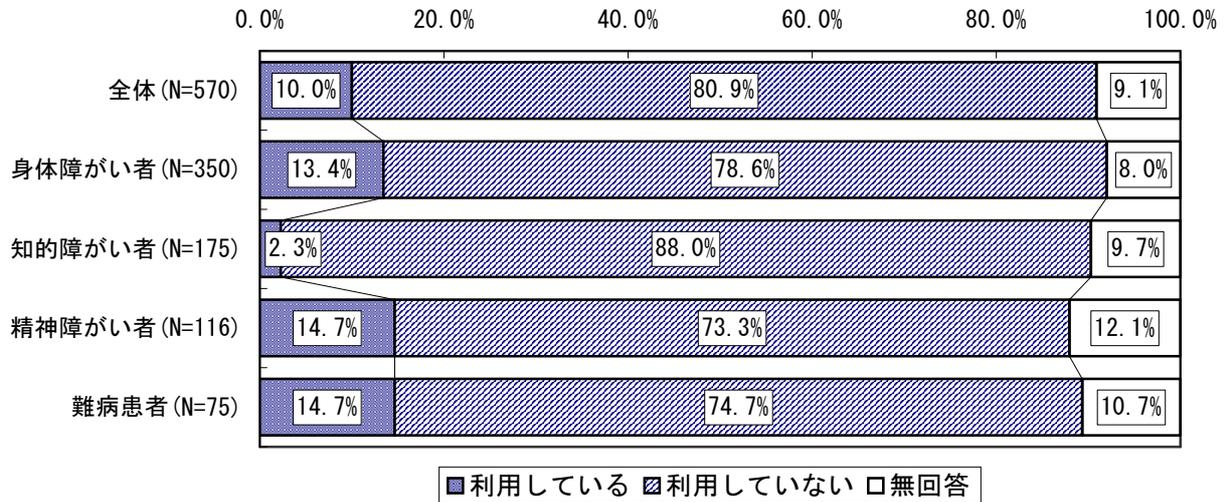
G. 訪問入浴サービス事業



### ○ 介護保険サービスの利用

介護保険サービスを利用している人は全体では10.0%で、知的障がい者以外は1割強となっています。

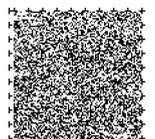
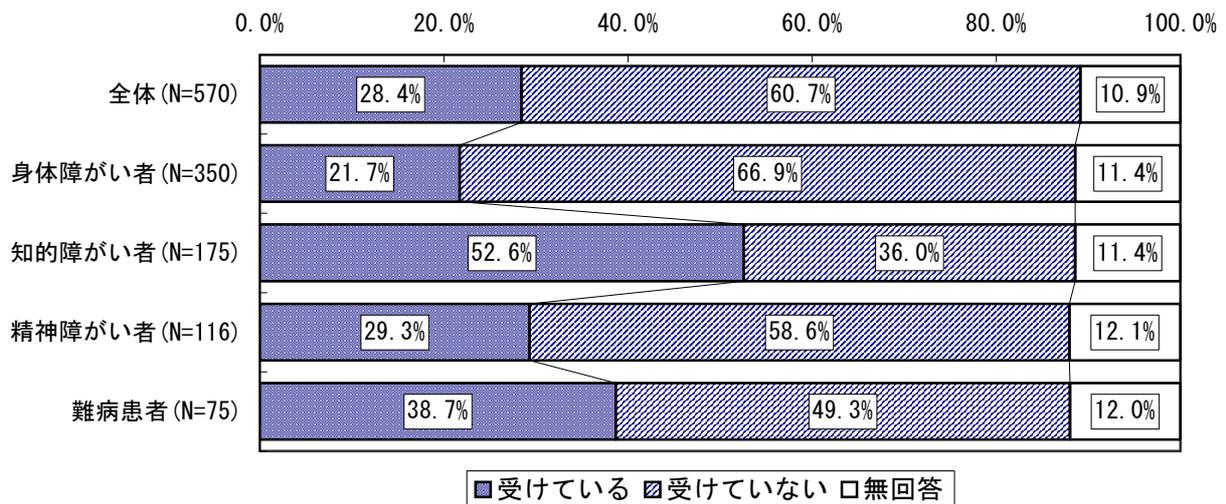
図表 介護保険サービスの利用



### ○ サービス等利用計画（計画相談支援）

サービス等利用計画（計画相談支援）を受けている人は全体では28.4%となっています。障がい種別にみると、「受けている」は知的障がい者（52.6%）で最も多く、次いで難病患者（38.7%）となっています。

図表 サービス等利用計画（計画相談支援）

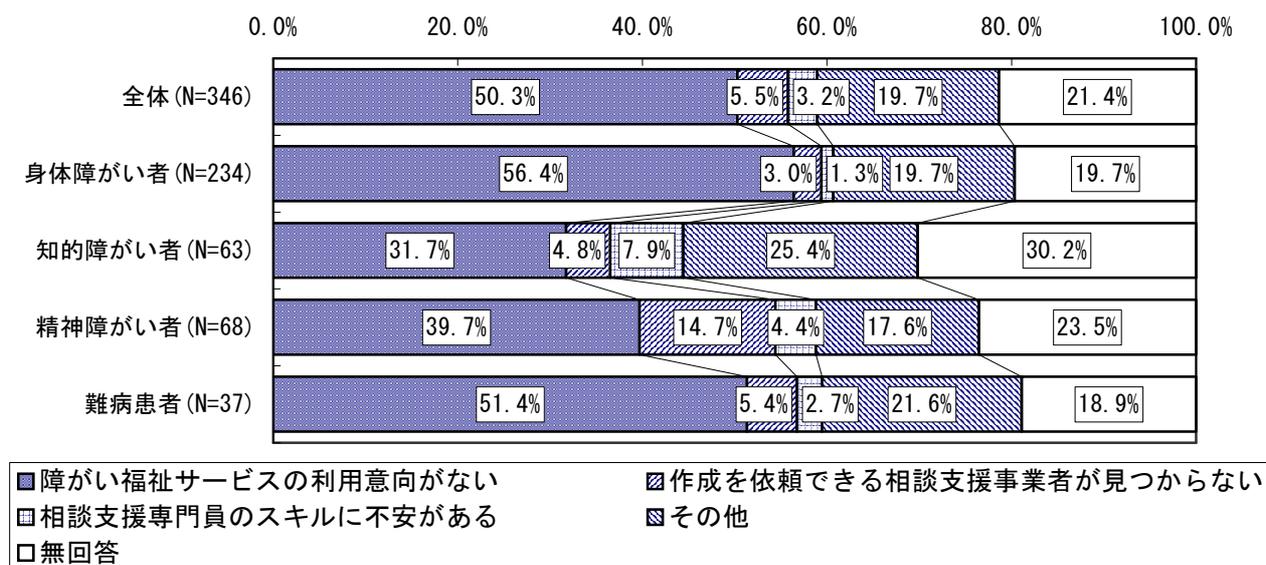


### ○ サービス等利用計画（計画相談支援）を受けていない理由

サービス等利用計画（計画相談支援）を受けていない人について、を受けていない理由をみると、全体では「障がい福祉サービスの利用意向がない」が50.3%で最も多くなっています。また、「その他」を選択した人に具体的理由を記述してもらったところ、「今のところ必要がない」、「サービス等利用計画（計画相談支援）について知らない・わからない」といった回答が多くなっています。

精神障がい者では「作成を依頼できる相談支援事業者が見つからない」が14.7%と他の障がいに比べて多くなっています。

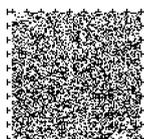
図表 サービス等利用計画（計画相談支援）を受けていない理由



図表 サービス等利用計画（計画相談支援）を受けていない理由

#### 「その他」

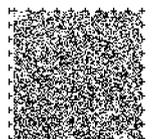
	件数	構成比
今のところ必要がない	16	34.0%
入院中のため	3	6.4%
受けられるサービスがない	3	6.4%
サービス等利用計画（計画相談支援）について知らない・わからない	10	21.3%
上記以外	15	31.9%
具体的な記述があった数	47	100.0%



## ⑥就労

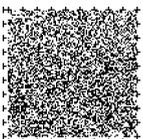
### まとめ

- 障がい基礎年金や特別障がい者手当などのお金を収入源にしている人が約4割と最も多くなっています。雇用による収入は全体の3割弱ですが、精神障がい者は2割未満と少なくなっています。また、作業所などで働いて得られる収入は全体では1割未満とわずかですが、知的障がい者は2割と多くなっています。
- 今後の就労意向は、全体では現在の仕事を続けたいという人が3割以上と最も多く、就労意向がある人（「現在の仕事を続けたい」「現在の仕事を辞めて、別の仕事につきたい」「現在仕事をしていないが、働きたい」の合計）は約6割となっています。精神障がい者は「現在仕事をしていないが、働きたい」という人が3割以上を占めています。
- 職場での障がい・病気の理解は「ある程度理解されている」と「かなり理解されている」を合わせると約7割が理解されていると感じていますが、精神障がい者では「あまり理解されていない」と「まったく理解されていない」の合計が2割以上と他の障がい種別より多くなっています。
- これまで仕事を辞めた経験がある人の理由をみると、「職場の人間関係（まわりの人とうまくいかなかったなど）」が全体の13.2%と最も多く、精神障がい者では約3割を占めています。また、精神障がい者は「障がいや病気に対する理解がなかった」が約2割となっており、その他の障がい種別に比べて周囲との関係構築のサポートや障がいに対する理解の促進が必要であると言えます。
- 障がい者に対する就労支援策や就労支援窓口について、ハローワークは全体の約5割が認知しています。



## まとめ

- 障がい者の就労意向は約6割と高いものの、これまで仕事を辞めた理由から職場の人間関係や障がいや病気に対する理解の有無が、障がい者の就労定着において重要であると言えます。今後創設が予定されている就労定着支援は就労に伴う環境変化による生活面の課題へのフォローや、企業との連絡調整によって就労の継続を支援するサービスです。また、ハローワーク以外にも障がい者の就労を支援する制度がさまざまあることを周知し、本人の希望に合った制度を活用することにより就労意欲の維持や就労定着を支援していくことが大切です。



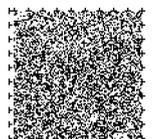
## ○ 収入源

収入源をみると、全体では「障がい基礎年金や特別障がい者手当などのお金」が43.7%で最も多く、次いで「家族などから出してもらっているお金」(27.2%)となっています。

障がい種別にみると、いずれも「障がい基礎年金や特別障がい者手当などのお金」が最も多く、次いで身体障がい者では「あなたが雇われた会社から働いてもらっているお金(就労移行支援、就労継続支援(A型)などでの給料を含む)」、それ以外では「家族などから出してもらっているお金」となっています。

図表 収入源(複数回答)

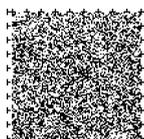
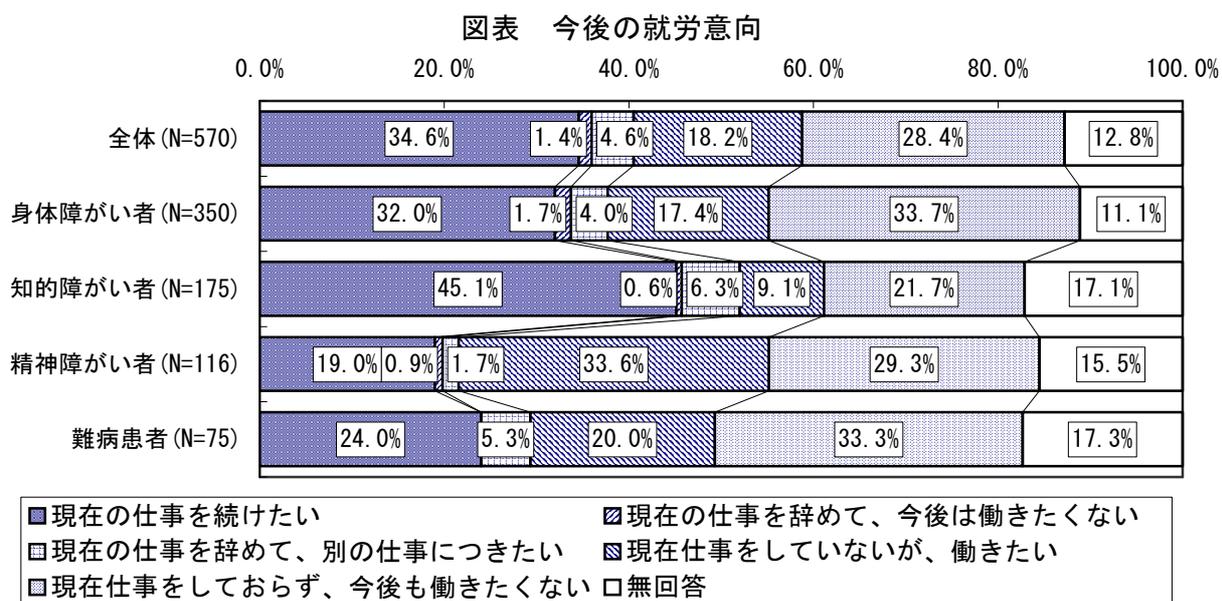
	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
あなたが雇われた会社から働いてもらっているお金(就労移行支援、就労継続支援(A型)などでの給料を含む)	25.1%	28.0%	20.0%	12.9%	21.3%
あなたが作業所などで働いてもらっているお金(就労継続支援(B型)などでの工賃)	8.1%	2.9%	20.0%	6.0%	1.3%
家族などから出してもらっているお金	27.2%	26.0%	32.6%	26.7%	32.0%
障がい基礎年金や特別障がい者手当などのお金	43.7%	35.7%	65.7%	44.8%	46.7%
生活保護によるお金	11.1%	8.3%	8.6%	23.3%	5.3%
その他	13.2%	17.7%	2.3%	13.8%	13.3%
決まったお金はもらっていない	1.9%	2.0%	1.1%	3.4%	0.0%
わからない	0.4%	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## ○ 今後の就労意向

今後の就労意向をみると、全体では「現在の仕事を続けたい」が34.6%で最も多く、次いで「現在仕事をしておらず、今後も働きたくない」(28.4%)となっています。働きたい人(「現在の仕事を続けたい」「現在の仕事を辞めて、別の仕事につきたい」「現在仕事をしていないが、働きたい」の合計)は57.4%となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者と難病患者は「現在仕事をしておらず、今後も働きたくない」、知的障がい者は「現在の仕事を続けたい」、精神障がい者は「現在仕事をしていないが、働きたい」がそれぞれ最も多くなっています。働きたい人は知的障がい者(60.5%)が最も多くなっています。

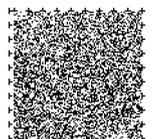
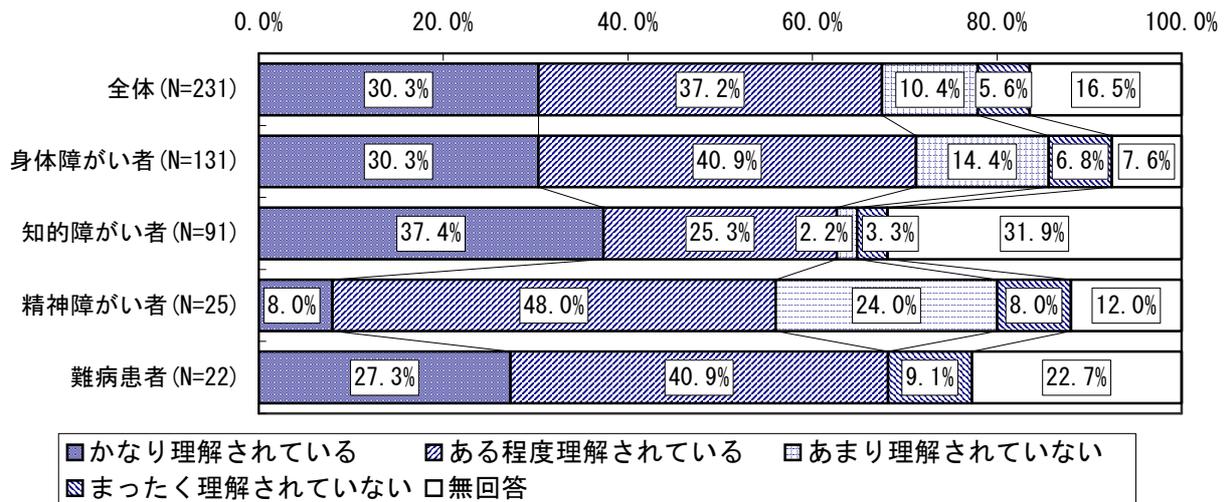


## ○ 職場での障がい・病気の理解

現在仕事をしている人について、職場での障がい・病気の理解をみると、全体では「ある程度理解されている」が 37.2%で最も多く、次いで「かなり理解されている」(30.3%) となっています。

障がい種別にみると、精神障がい者では「かなり理解されている」が 8.0%と他の障がいに比べて非常に少ない一方、「あまり理解されていない」と「まったく理解されていない」の合計が 32.0%と多くなっており、理解されていない現状がうかがえます。

図表 職場での障がい・病気の理解



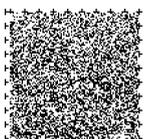
## ○ 仕事を辞めた理由

これまでに仕事を辞めたことがある人について、理由をみると、「その他」を除いて、全体では「職場の人間関係（まわりの人とうまくいかなかったなど）」が 13.2%で最も多く、次いで「個人の事情（結婚、出産、就学、病気など）」（11.6%）となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者と難病患者では「個人の事情（結婚、出産、就学、病気など）」、知的障がい者と精神障がい者では「職場の人間関係（まわりの人とうまくいかなかったなど）」がそれぞれ最も多くなっています。

図表 仕事を辞めた理由（複数回答）

	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
給料が少なかった	6.0%	5.4%	4.6%	10.3%	5.3%
仕事の内容が不満だった	7.2%	7.4%	4.6%	12.1%	4.0%
辞めさせられた	7.2%	5.1%	6.3%	14.7%	2.7%
障がいや病気に対する理解がなかった	10.7%	9.4%	6.3%	23.3%	8.0%
個人の事情（結婚、出産、就学、病気など）	11.6%	12.6%	4.6%	16.4%	10.7%
困ったときに相談できる人がいなかった	4.6%	2.9%	4.0%	13.8%	1.3%
ほかの人と比べて昇給や昇進が遅かった	1.8%	1.7%	0.6%	3.4%	0.0%
職場の人間関係（まわりの人とうまくいかなかったなど）	13.2%	8.6%	14.3%	30.2%	8.0%
正規社員・職員ではなかった（期間の定めがある雇用だった）	3.7%	3.4%	2.3%	9.5%	1.3%
その他	12.3%	14.3%	4.0%	16.4%	10.7%
とくに理由はない	4.2%	4.0%	4.0%	1.7%	1.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



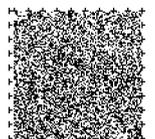
## ○ 障がい者に対する就労支援策や就労支援窓口の認知度

障がい者に対する就労支援策や就労支援窓口の認知度をみると、「知っているものはない」を除いて、全体では「ハローワーク」が47.2%で最も多く、次いで「障がい者を雇用する事業主に奨励金を支給」（29.1%）となっています。

障がい種別にみると、いずれの障がい種別でも「ハローワーク」が最も多く、次いで身体障がい者と難病患者では障がい者を雇用する事業主に奨励金を支給」、知的障がい者と精神障がい者では「障がい福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援（A型）など）での就労や職業訓練」となっています。

図表 障がい者に対する就労支援策や就労支援窓口の認知度（複数回答）

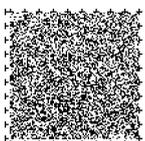
	全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者
	N=570	N=350	N=175	N=116	N=75
障がい者を短期間試しに雇い入れるトライアル雇用制度	8.6%	8.0%	7.4%	10.3%	5.3%
障がい者が職場や仕事に慣れるのを助けるジョブコーチ、ジョブライフサポーターを派遣する制度	8.8%	6.0%	12.0%	12.9%	2.7%
障がい者を雇用する事業主に奨励金を支給	29.1%	33.7%	20.0%	22.4%	28.0%
障害者就業・生活支援センターによる企業開拓や職場への定着支援	9.1%	6.6%	12.0%	11.2%	4.0%
大阪府が実施する職業訓練などの講座や精神障がい者社会生活適応訓練事業	14.2%	15.7%	8.6%	12.9%	18.7%
ハローワーク	47.2%	50.6%	35.4%	47.4%	34.7%
障がい福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援（A型）など）での就労や職業訓練	20.5%	14.6%	26.3%	28.4%	18.7%
知っているものはない	24.9%	23.4%	26.9%	25.9%	29.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



## ⑦差別解消等

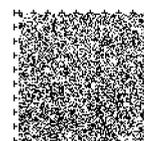
### まとめ

- 障害者差別解消法について「法律の名前も内容も知らない」が全体の6割以上を占めており、精神障がい者では約7割にのぼっています。
- 障がいに対する市民の理解については、「少しずつ理解されるようになってきたが、まだ不十分である」と「障がいに対する市民の理解は非常に遅れている」を合わせると全体の7割以上は市民の理解が十分ではないと考えており、精神障がい者と難病患者では約8割にのぼっています。
- 障がいや病気があるために困難だったことをみると、全体では「旅行などの外出」が約4割と最も多く、難病患者では6割弱を占めています。また、精神障がい者は「就職」が5割以上と多くなっています。
- 近隣との付き合いをみると、全体では「付き合いはしていない」という人が約4割と最も多くなっており、知的障がい者と精神障がい者でさらに多くなっています。あいさつや世間話をする人も知的障がい者と精神障がい者では3割未満と少なく、地域との交流がほとんどない様子が見えます。
- 障がい者の雇用については平成30年4月から雇用率が引き上げられることを受けて障がい者の雇用の拡充が期待されています。一方、「⑥就労」でみたように精神障がい者が就労を継続していくためには人間関係の構築のサポートや障がいに対する理解の促進など、就職後のサポート体制の強化や企業の受け入れ環境の整備が必要です。



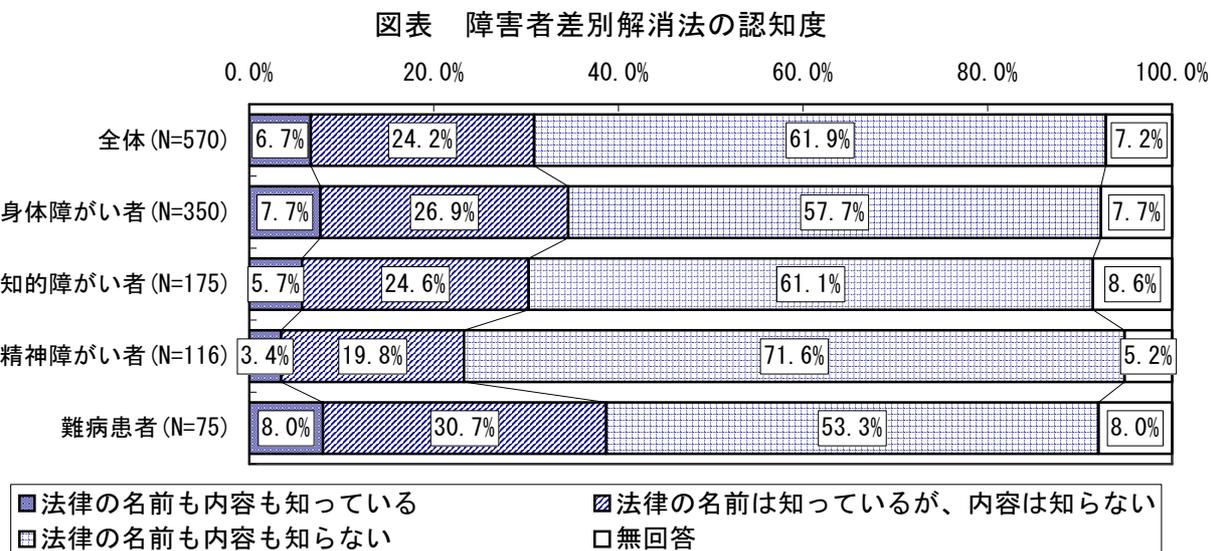
## まとめ

- 共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解を深め偏見や差別のない社会を築いていくことが大切ですが、障がいに対する市民の理解が不十分、または遅れていると感じている障がい者が多く、障がい者が地域に参加する社会的なハードルは依然として高いと言えます。特に精神障がい者では市民に障がい理解されていないと感じている人や、近隣との付き合いがない人も多く、地域への包摂をいかに進めていくかが課題となっています。そのためには障害者差別解消法の周知や合理的配慮の提供、障がい者に対する不当な差別禁止の周知・啓発を通じて市民の理解をより一層深めていくことや精神障がいのある人に対する地域の理解を深めていけるよう努めます。一方で、精神障がいのある人の地域参加の動機づけを支援するような取組みも必要です。「④日中活動」でもみたように、日中の過ごし方の希望が叶えられる支援体制を整備し、自己実現の機会を増やすことで地域で暮らす喜びや意欲を高めていくことが大切です。



## ○ 障害者差別解消法の認知度

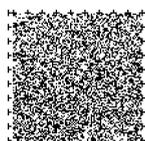
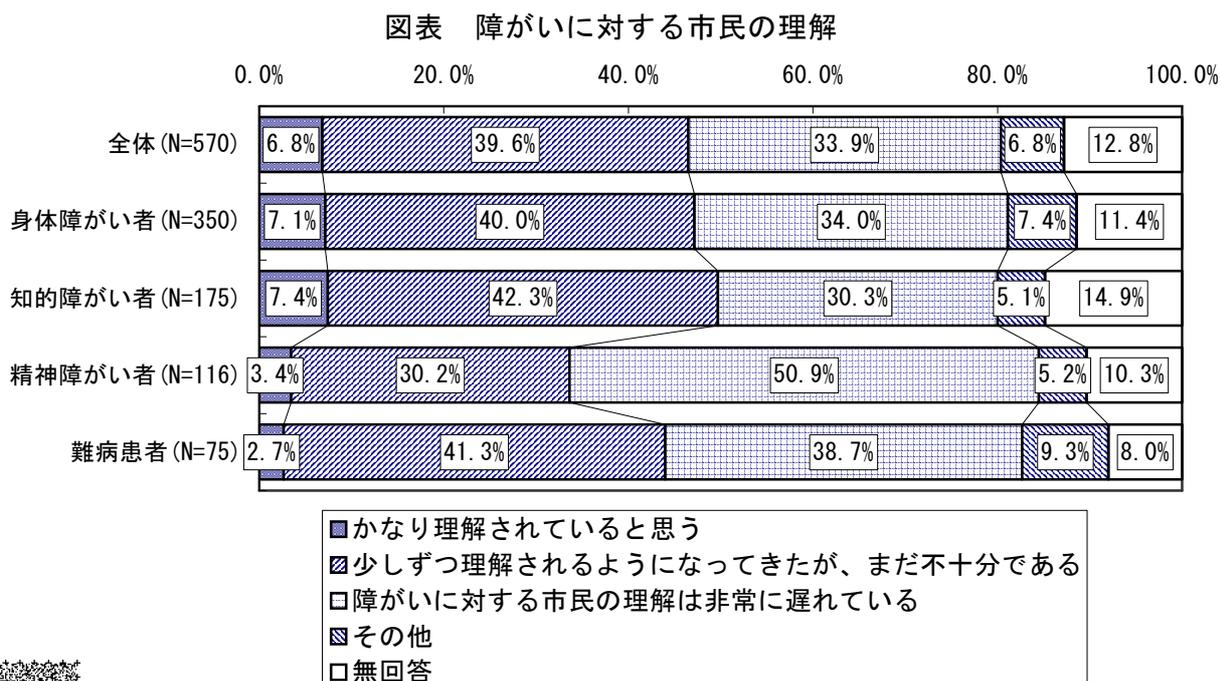
障害者差別解消法の認知度をみると、「法律の名前も内容も知っている」は全体では6.7%となっています。「法律の名前は知っているが、内容は知らない」を合わせた認知度は30.9%となっています。



## ○ 障がいに対する市民の理解

障がいに対する市民の理解をみると、全体では「少しずつ理解されるようになってきたが、まだ不十分である」が39.6%で最も多く、次いで「障がいに対する市民の理解は非常に遅れている」(33.9%)となっています。

障がい種別にみると、精神障がい者では「障がいに対する市民の理解は非常に遅れている」が50.9%と過半数を占めており、精神障がいへの理解が進んでいないことがうかがえます。



○ 障がいや病気があるために行うことが困難だったこと

障がいや病気があるために行うことが困難だったことをみると、全体では「旅行などの外出」が40.9%で最も多く、次いで「就職」(33.9%)となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者と難病患者は「旅行などの外出」、知的障がい者は「結婚」、精神障がい者は「就職」がそれぞれ最も多くなっています。

図表 障がいや病気があるために行うことが困難だったこと（複数回答）

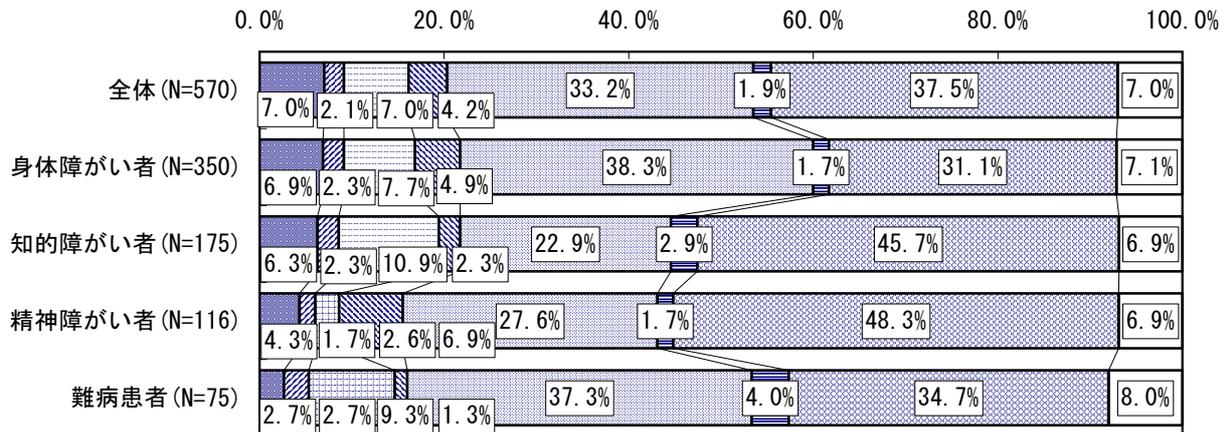
	全体 N=570	身体障がい者 N=350	知的障がい者 N=175	精神障がい者 N=116	難病患者 N=75
進学	9.1%	5.4%	18.3%	12.1%	8.0%
就職	33.9%	27.4%	38.3%	52.6%	36.0%
友達をつくる	22.5%	13.4%	37.1%	40.5%	26.7%
結婚	28.1%	22.3%	41.1%	38.8%	40.0%
妊娠・出産	11.9%	10.6%	17.1%	14.7%	13.3%
旅行などの外出	40.9%	47.1%	32.0%	41.4%	56.0%
スポーツ、芸術、文化活動	28.2%	33.7%	17.1%	26.7%	42.7%
その他	6.1%	6.6%	4.6%	6.9%	6.7%
特になし	17.9%	15.7%	20.0%	12.1%	9.3%
有効回答	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 近隣との付き合い

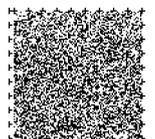
近隣との付き合いをみると、全体では「付き合いはしていない」が37.5%で最も多く、次いで「あいさつや世間話をする」(33.2%)となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者と難病患者では「あいさつや世間話をする」、知的障がい者と精神障がい者では「付き合いはしていない」がそれぞれ最も多くなっています。

図表 近隣との付き合い



- 地域の行事などに積極的に参加している
- ▨ 用事を頼める程度の付き合いがある
- 見守りや声かけなどをしてくれる人がいる
- ▩ 困ったとき(病院への付き添いなど)に助けてくれる人がいる
- ▤ あいさつや世間話をする
- その他
- ▨ 付き合いはしていない
- 無回答



## ⑧災害時の避難等

### まとめ

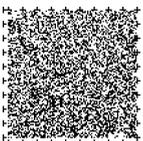
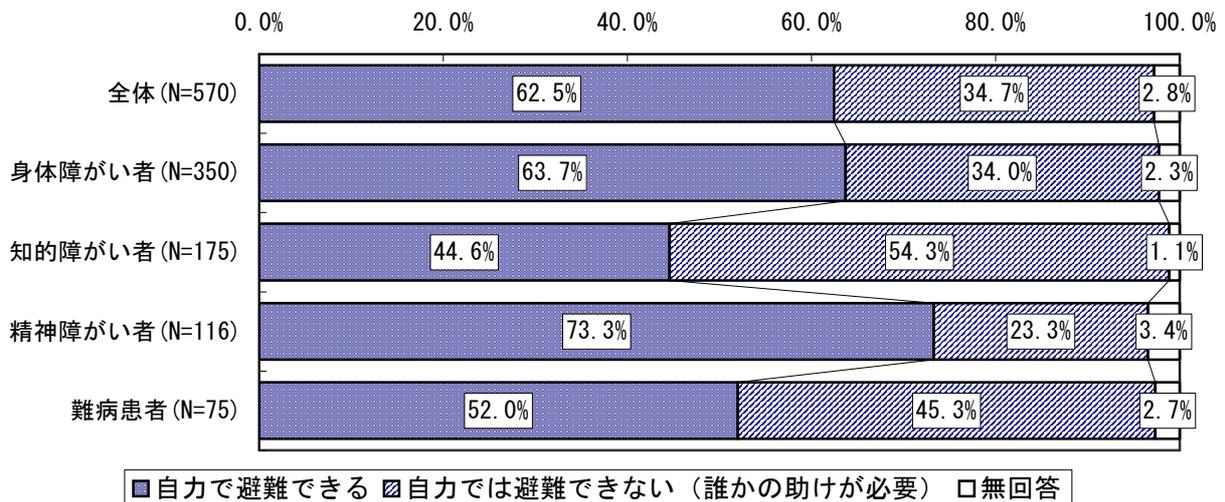
- 災害発生時に自力では避難できない人が全体の3割以上となっており、知的障がい者では5割以上、難病患者では4割以上を占めています。一方で、近所の人で避難を手助けしてくれそうな人の有無は難病患者が約3割「いる」と回答しているのに対し、知的障がい者は「いる」と回答したのは2割で、5割以上が「わからない」と回答しています。自力で避難できないことを近所の人に知って欲しい知的障がい者は7割以上を占めており、避難行動要支援者名簿の周知や、個人情報保護に配慮したうえで地域の関係機関、支援者とのネットワークで障がい者に関する情報共有を行うことで、障がい者自身もいざというときに支援してくれる人を予め知ることができ、地域での暮らしの安心感につながると考えられます。

### ○ 災害発生時に自力で避難できるか

災害発生時に自力で避難できるかをみると、「自力では避難できない（誰かの助けが必要）」は全体では34.7%となっています。

障がい種別にみると、「自力では避難できない（誰かの助けが必要）」は知的障がい者（54.3%）が最も多く、次いで難病患者（45.3%）となっています。

図表 災害発生時に自力で避難できるか

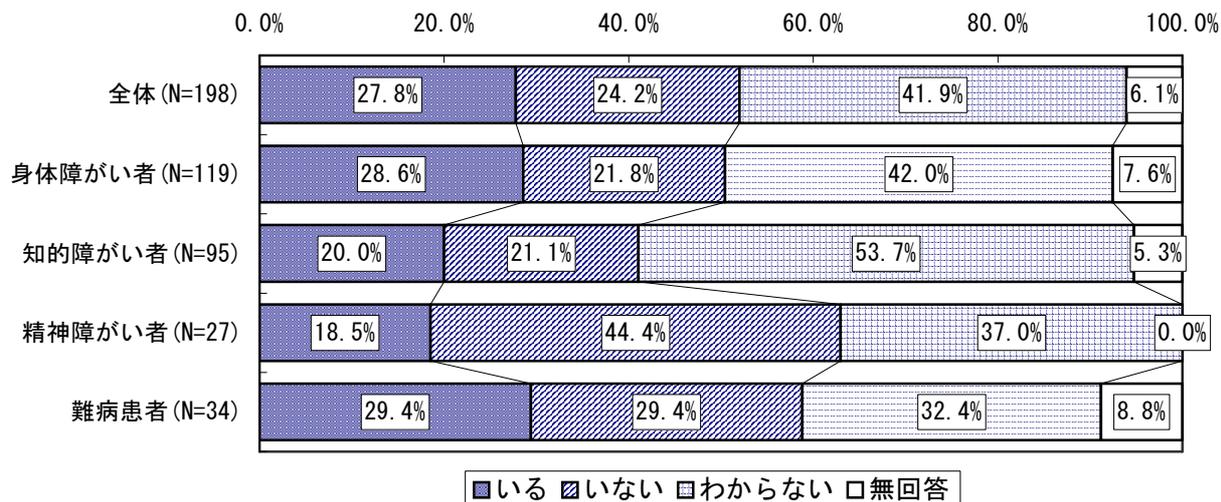


○ 近所の人で避難を手助けしてくれそうな人はいるか

自力で避難できない人について、近所の人で避難を手助けしてくれそうな人はいるかをみると、「いる」は全体では27.8%となっています。

障がい種別にみると、知的障がい者と精神障がい者では「いない」が「いる」を上回っています。

図表 近所の人で避難を手助けしてくれそうな人はいるか

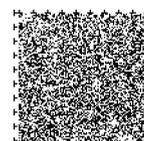
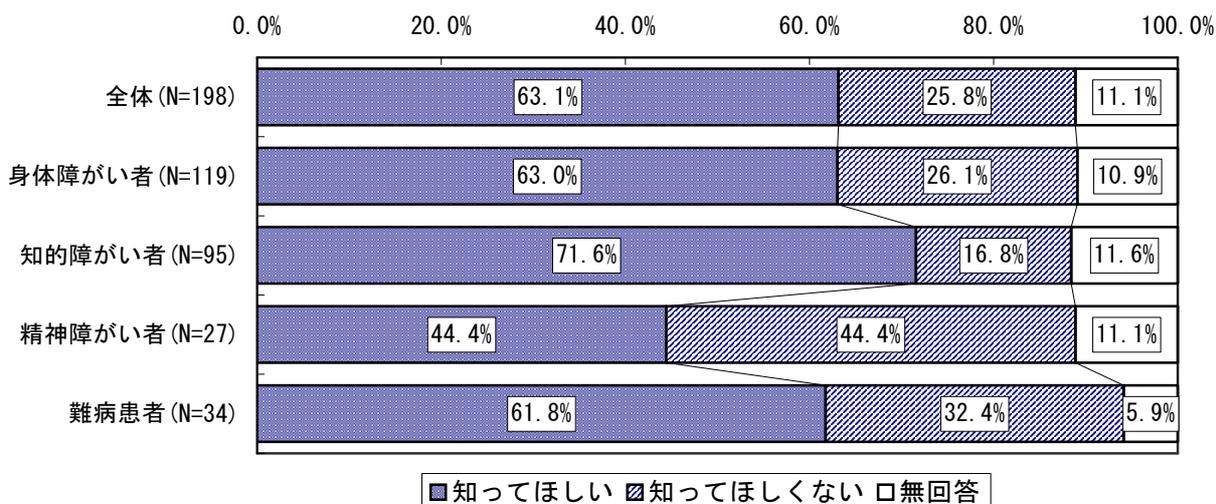


○ 自力で避難できないことを近所の人に知って欲しいか

自力で避難できないことを近所の人に知って欲しいかをみると、「知ってほしい」は全体では63.1%となっています。

障がい種別にみると、「知ってほしい」は精神障がい者（44.4%）では他の障がいに比べて少なくなっています。

図表 自力で避難できないことを近所の人に知って欲しいか



### (3) 「第1期和泉市障がい児福祉計画」策定のためのアンケート調査結果概要

#### ①回答者の属性

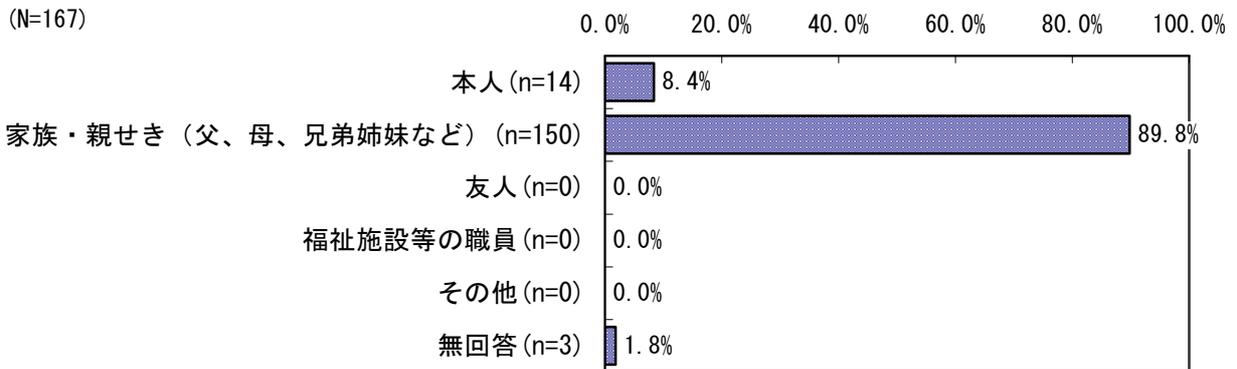
##### まとめ

- 回答が得られた障がいのある児童の性別は男性が半数以上を占め、年齢は6～11歳が多くなっています。
- 家族構成は二世帯家族で持ち家に住んでいる児童が8割以上を占めています。

#### ○ 回答者

回答者は「家族・親せき（父、母、兄弟姉妹など）」が89.8%と多数を占めており、「本人」は8.4%と少なくなっています。

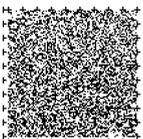
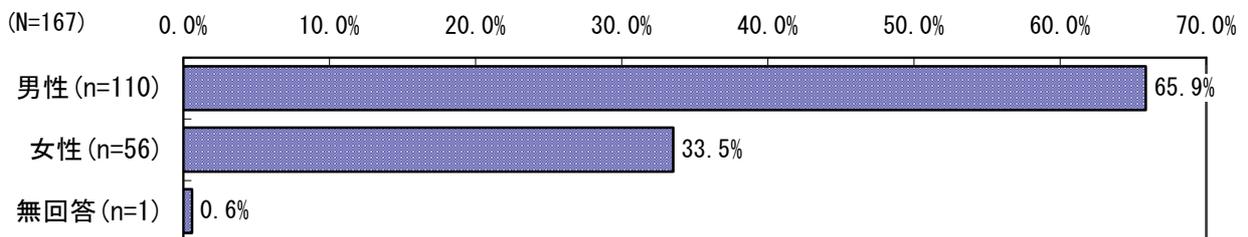
図表 回答者



#### ○ 性別

性別は「男性」が65.9%、「女性」が33.5%となっており、男性が半数以上を占めています。

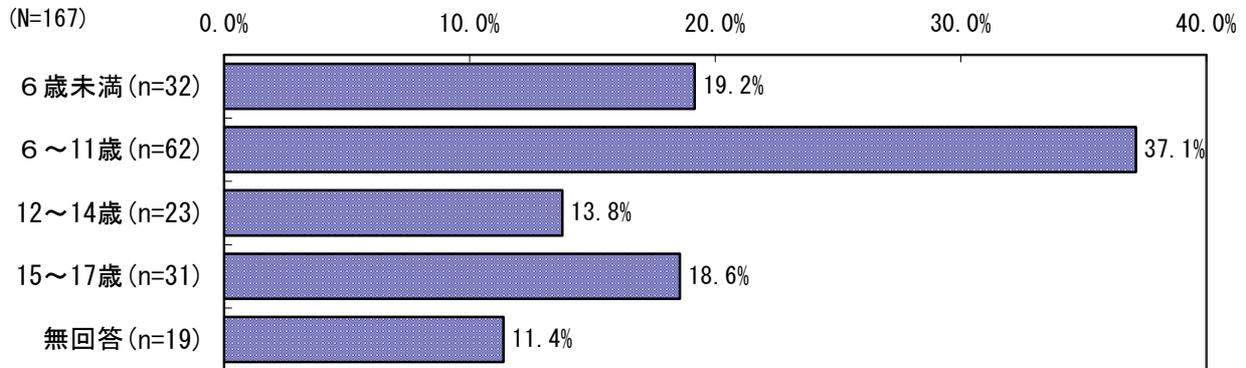
図表 性別



○ 年齢（平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢）

年齢は「6～11 歳」が 37.1%と最も多く、次いで「6 歳未満」が 19.2%、「15～17 歳」が 18.6%となっています。

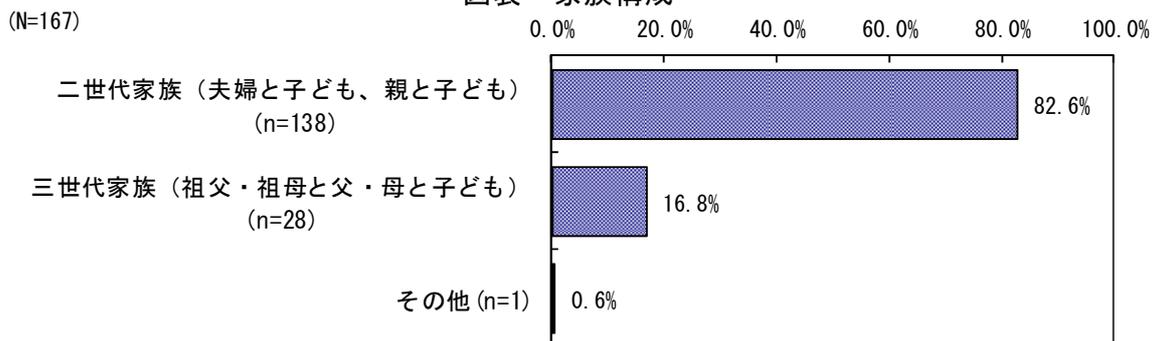
図表 年齢（平成 29 年 4 月 1 日現在の満年齢）



○ 家族構成

家族構成は「二世世代家族（夫婦と子ども、親と子ども）」が 82.6%と多数を占めており、次いで「三世世代家族（祖父・祖母と父・母と子ども）」が 16.8%となっています。

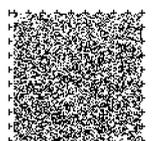
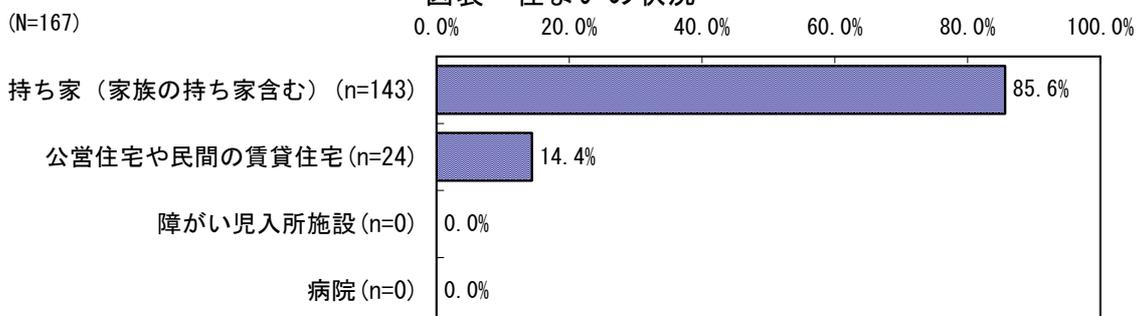
図表 家族構成



○ 住まいの状況

住まいの状況は「持ち家（家族の持ち家含む）」は 85.6%と多数を占めており、次いで「公営住宅や民間の賃貸住宅」が 14.4%となっています。

図表 住まいの状況



## ②障がいの状況

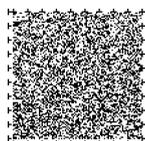
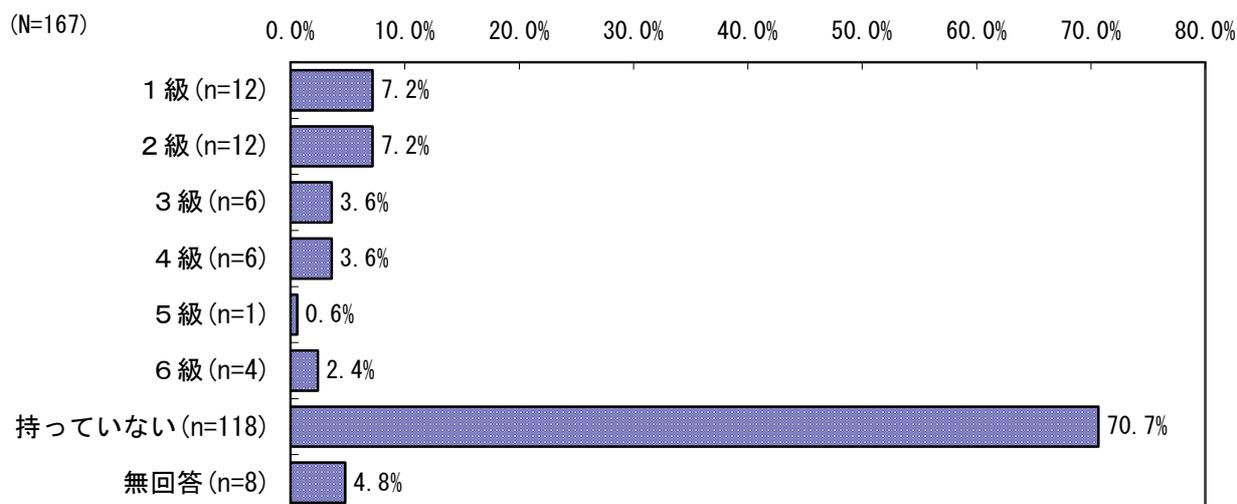
### まとめ

- 療育手帳を所持している児童が5割以上となっており、療育手帳の判定は「B2（軽度）」が26.3%、「B1（中等度）」が7.8%、「A（重度）」が21.0%となっています。身体障がい者手帳を所持している児童は2割強、精神障がい者保健福祉手帳を所持している児童は2割弱となっています。
- 発達障がいの診断状況では自閉スペクトラム症の診断を受けている児童が約5割となっています。
- 医療的ケアを受けている児童は「服薬管理」が12.6%となっており、それ以外の医療的ケアは1～2%前後と少なくなっています。
- 何らかの発達障がいの診断を受けている児童が多く、発達障がい児の支援体制の充実が必要であると考えられることから、児童発達支援センターを中心に、通所施設や入所施設と連携しながら質の高い専門的な支援を提供できる体制づくりを行っていくことが大切です。
- 医療的ケアを必要とする児童が本市で安心して生活できる環境づくりとして、身近な地域で必要な医療を受けられる体制を保健・医療機関をはじめとする関係機関が連携し築いていく必要があります。

### ○ 身体障がい者手帳の所持状況

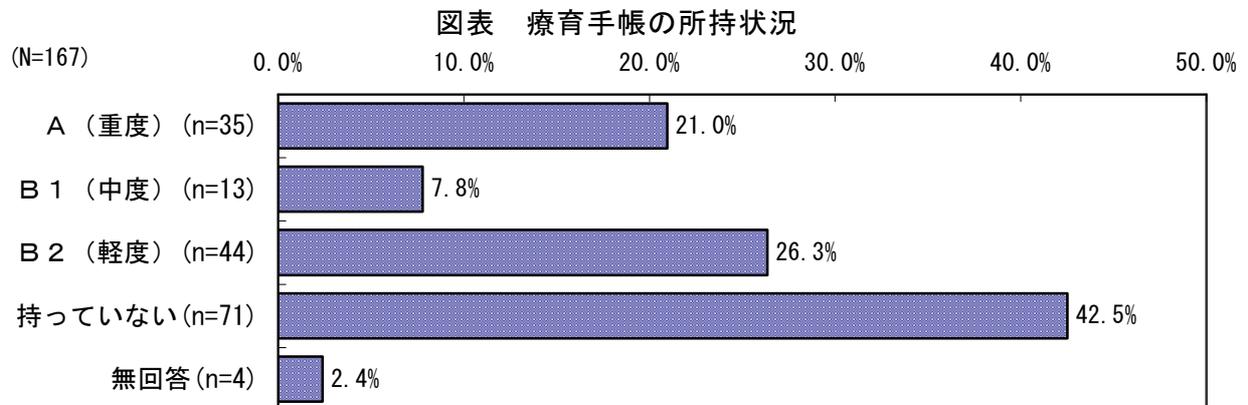
身体障がい者手帳の所持状況は「持っていない」が70.7%と最も多く、次いで「1級」と「2級」がともに7.2%、「3級」と「4級」がともに3.6%となっています。

図表 身体障がい者手帳の所持状況



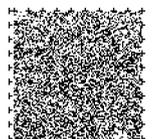
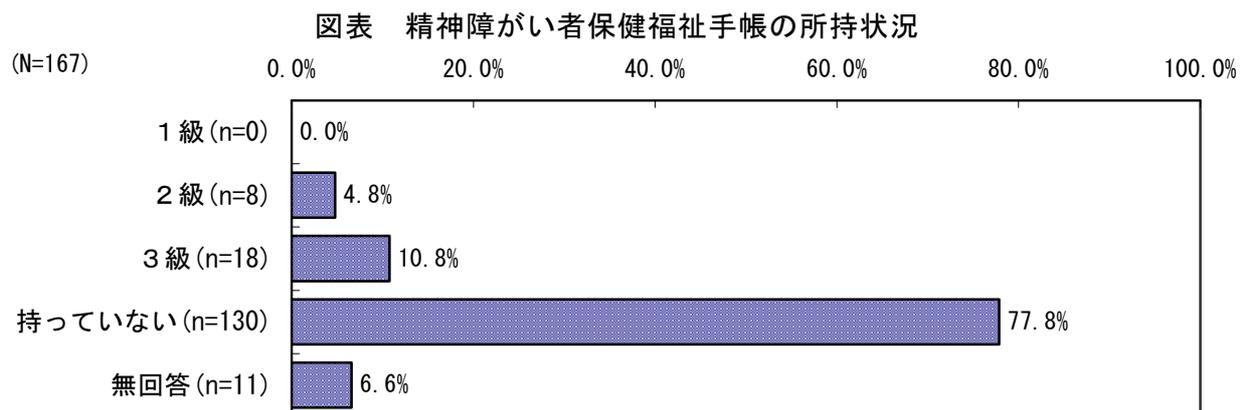
### ○ 療育手帳の所持状況

療育手帳の所持状況は「持っていない」が42.5%と最も多く、次いで「B 2（軽度）」が26.3%、「A（重度）」が21.0%、「B 1（中度）」が7.8%となっています。



### ○ 精神障がい者保健福祉手帳の所持状況

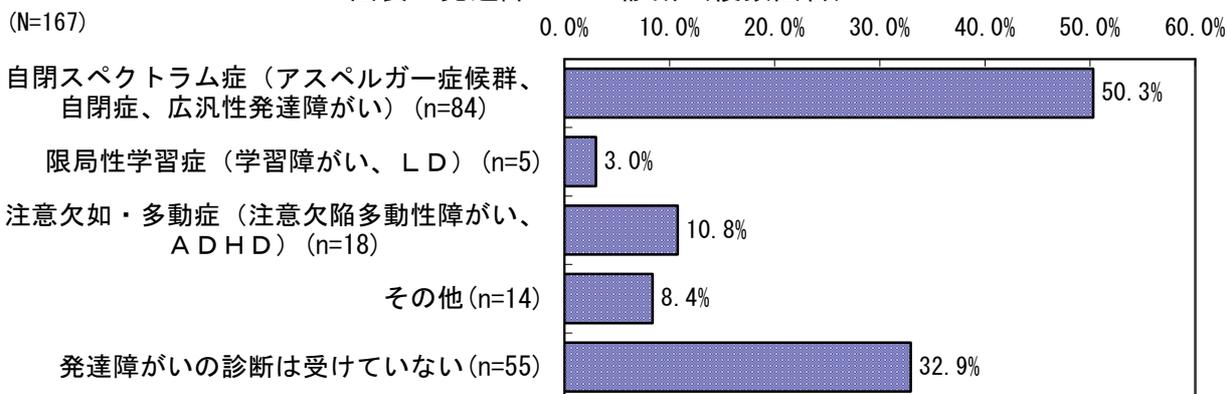
精神障がい者保健福祉手帳の所持状況は、「持っていない」が77.8%と最も多く、次いで「3級」が10.8%、「2級」が4.8%となっています。



## ○ 発達障がいの診断状況

発達障がいの診断状況は、「自閉スペクトラム症（アスペルガー症候群、自閉症、広汎性発達障がい）」が 50.3%と最も多く、次いで「発達障がいの診断は受けていない」が 32.9%、「注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障がい、ADHD）」が 10.8%となっています。

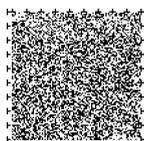
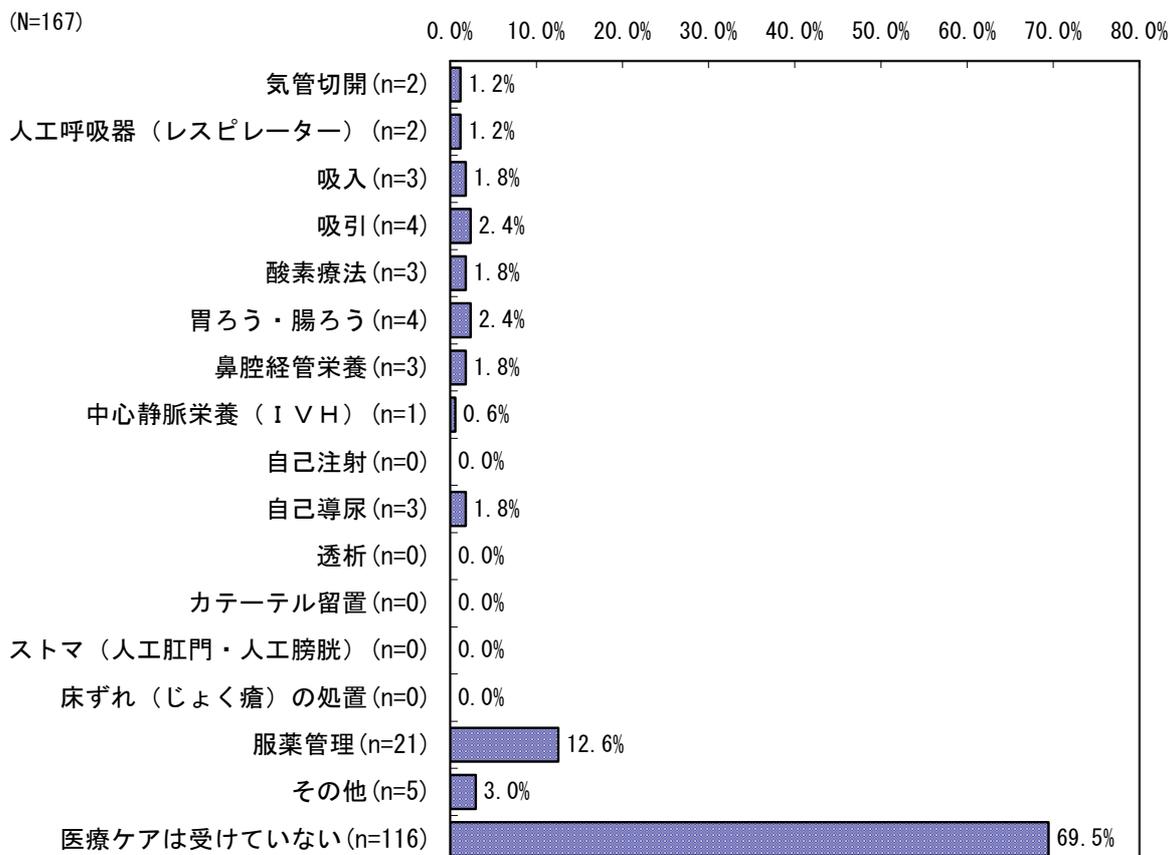
図表 発達障がいの診断（複数回答）



## ○ 受けている医療ケア

医療的ケアの状況は、「医療ケアは受けていない」が 69.5%と最も多く、次いで「服薬管理」が 12.6%となっており、それ以外の医療的ケアは 1～2%前後と少なくなっています。

図表 受けている医療ケア（複数回答）



### ③日中の過ごし方と進路

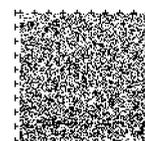
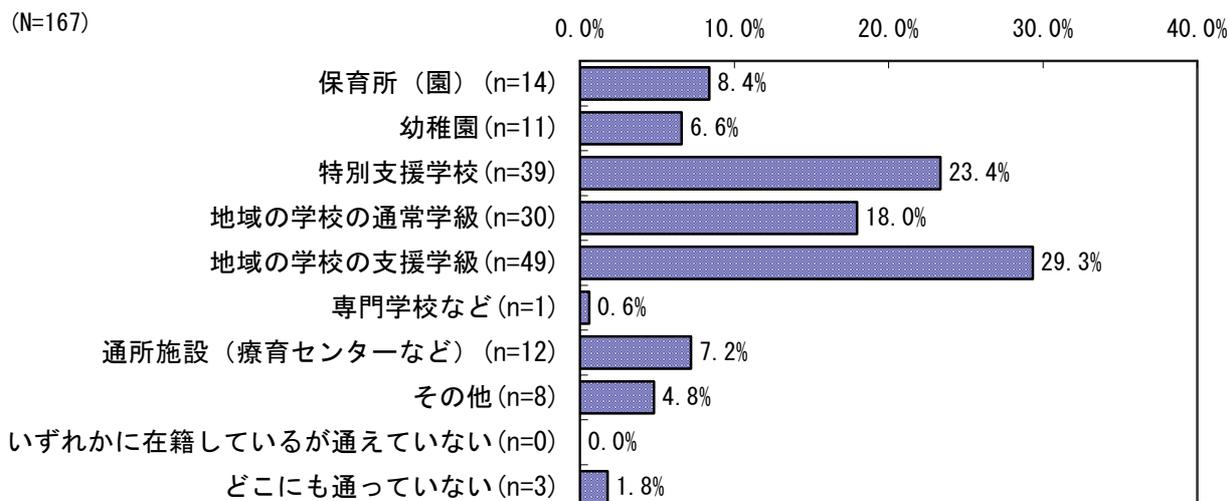
#### まとめ

- 現在通学・通園していない児童は1.8%で、地域の学校の支援学級をはじめとし特別支援学校、地域の学校の通常学級に通っている児童が多くなっています。
- 学校などで困っていることとして、障がいについて理解している教職員などが少ないことが約2割、保育・教育の内容に不満があるが約1割となっています。また、約1割が障がいのない子どもとの交流が少ないことと回答しています。
- 休みや放課後の現在の過ごし方として、自宅で休息したり家の中で勉強したり遊んだりすることを希望する児童が多く、実際にそのように過ごしている児童が多くなっています。
- 希望する過ごし方を実現するために、支援・サービスを提供する事業所の充実や必要に応じて相談ができるさまざまな窓口の充実が必要です。
- 地域の小・中・高等学校への進学を希望する児童が約5割となっていることから、障がい児の支援体制として、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要と思われます。
- 休みや放課後を自宅で過ごす児童が多いことや、部活やサークル活動等に参加できている児童が少ないことから、障がい児の地域との関わり方に課題がうかがえます。障がいの有無に関わらず子どもたちが共に学び地域社会に参加できる環境整備の検討を行っていく必要があります。

#### ○ 通学・通園状況

通学・通園状況は、「地域の学校の支援学級」が29.3%と最も多く、次いで「特別支援学校」が23.4%、「地域の学校の通常学級」が18.0%となっています。

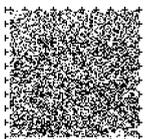
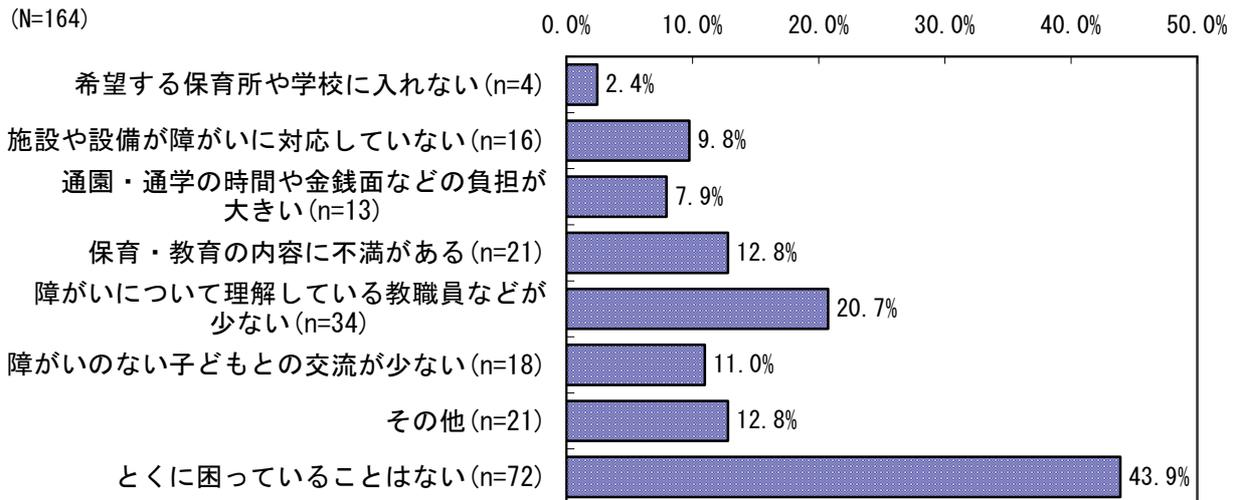
図表 通学・通園状況



## ○ 学校などで困っていること

現在通学・通園して困っている人が学校などでの保育・教育で困っていることは、「とくに困っていることはない」が43.9%と最も多くなっています。これを除くと「障がいについて理解している教職員などが少ない」が20.7%と最も多く、次いで「保育・教育の内容に不満がある」と「その他」がともに12.8%、「障がいのない子どもとの交流が少ない」が11.0%となっています。

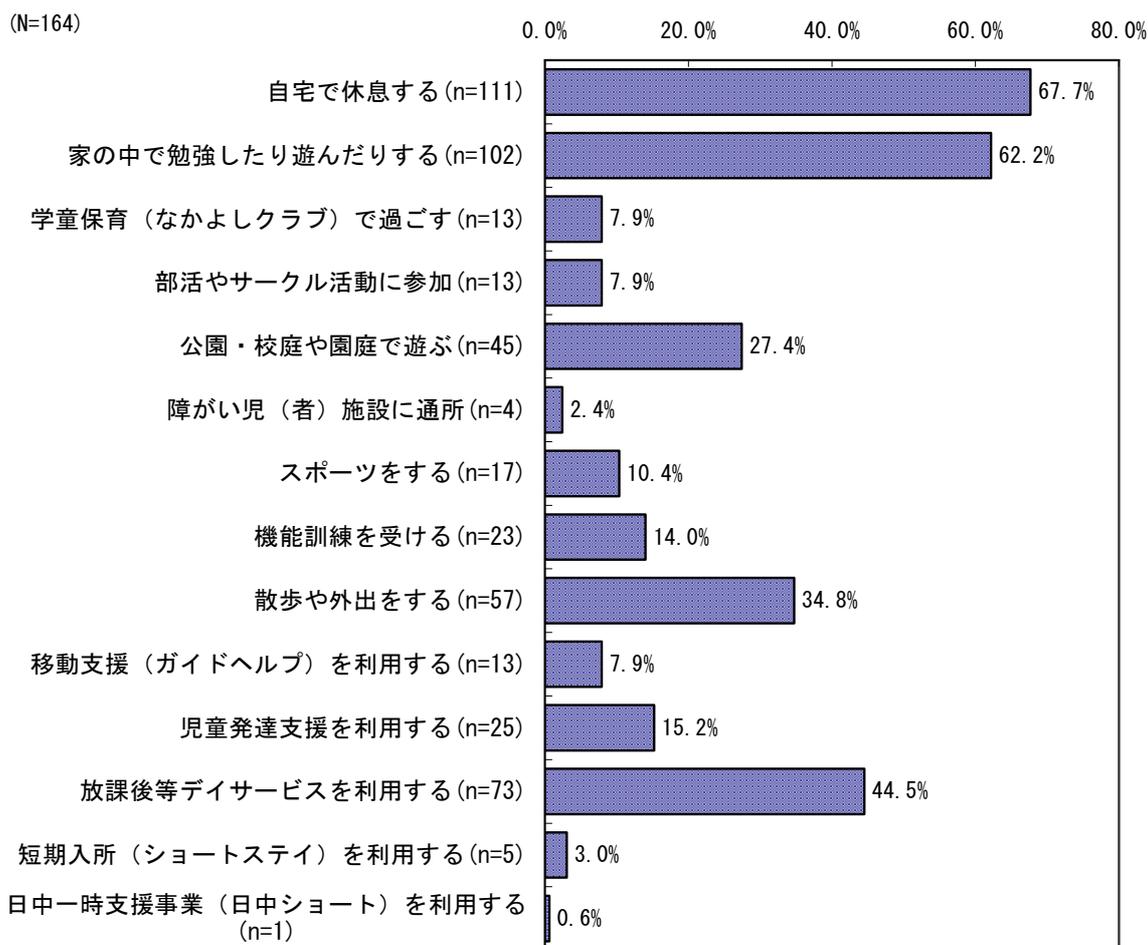
図表 学校などで困っていること（複数回答）



## ○ 休みや放課後の過ごし方

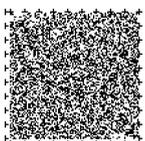
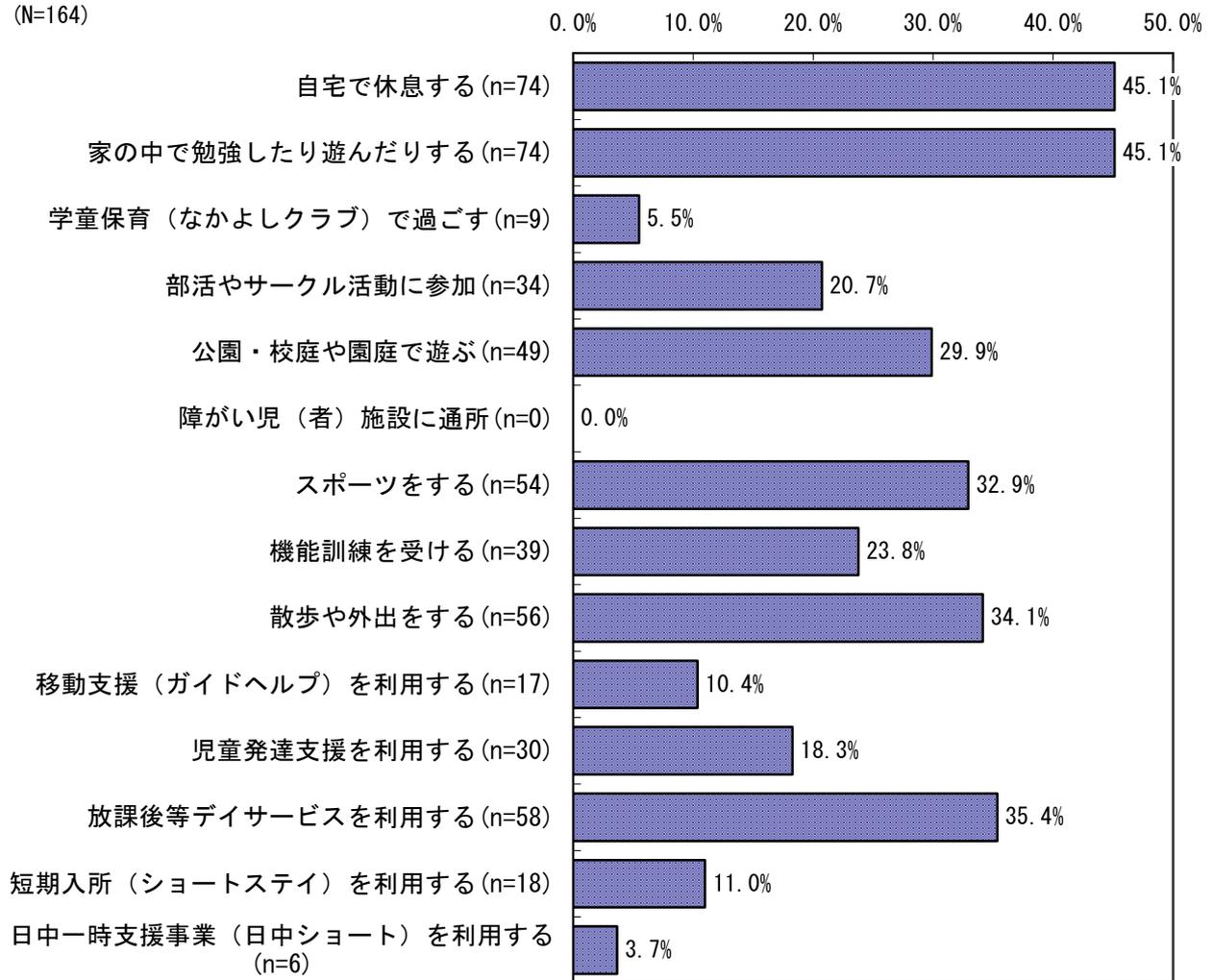
休みや放課後の現在の過ごし方は「自宅で休息する」が67.7%と最も多く、次いで「家の中で勉強したり遊んだりする」が62.2%、「放課後等デイサービスを利用する」が44.5%となっています。一方、希望する過ごし方では「自宅で休息する」と「家の中で勉強したり遊んだりする」がともに45.1%と最も多く、次いで「放課後等デイサービスを利用する」が35.4%、「散歩や外出をする」が34.1%となっています。現在の過ごし方として「自宅で休息する」、「家の中で勉強したり遊んだりする」という人が希望よりも20ポイント程度多くなっています。

図表 現在の休みや放課後の過ごし方（複数回答）



図表 希望する休みや放課後の過ごし方（複数回答）

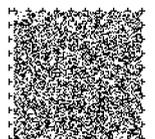
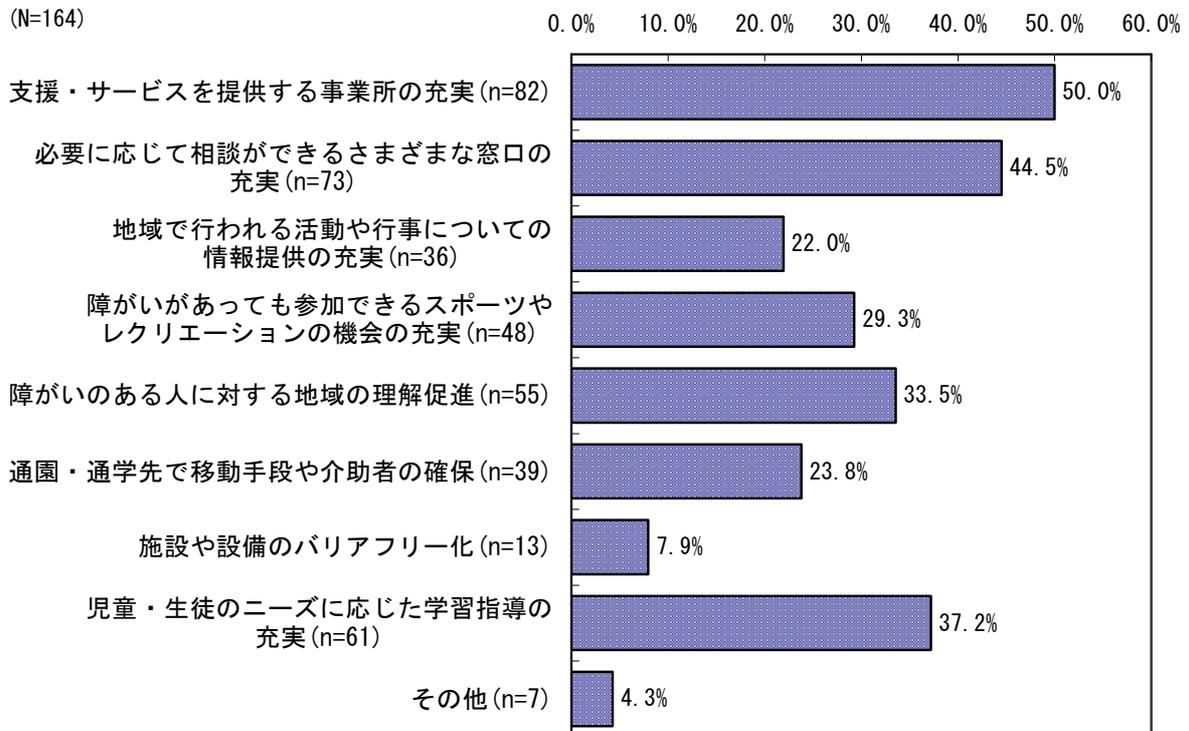
(N=164)



### ○ 希望する過ごし方を実現するために必要なこと

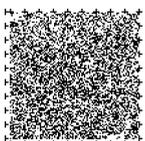
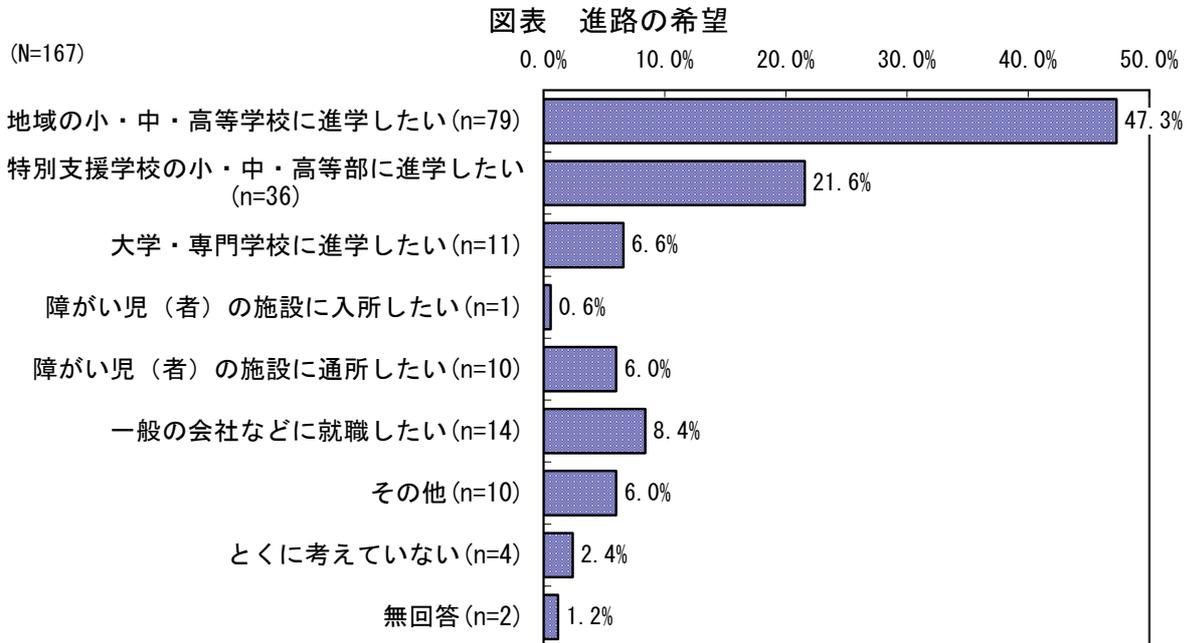
希望する過ごし方を実現するために必要なことは「支援・サービスを提供する事業所の充実」が50.0%と最も多く、次いで「必要に応じて相談ができるさまざまな窓口の充実」が44.5%、「児童・生徒のニーズに応じた学習指導の充実」が37.2%となっています。

図表 希望する過ごし方を実現するために必要なこと（複数回答）



## ○ 進路の希望

現在の学校などを卒業した後の進路の希望は、「地域の小・中・高等学校に進学したい」が47.3%と最も多く、次いで「特別支援学校の小・中・高等部に進学したい」が21.6%、「一般の会社などに就職したい」が8.4%となっています。



## ④障がい福祉サービス等の利用

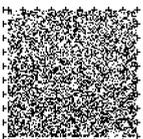
### まとめ

- 過去1年間程度の中で障がい福祉サービスを利用している児童は5割以上となっていますが、約4割はこれまで一度もサービスを利用したことがありません。サービスを利用していない理由として「今すぐ利用しなくてもやっていける」という人が約5割となっており、一方で「利用の仕方やサービスの内容を知らない」という人が2割以上となっています。情報が行き届いていないために必要な支援につながっていない児童がいる可能性があることから、情報提供体制の充実が必要です。
- 訪問系サービスの今後の利用意向は「利用の予定はない」という人が大半であり居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護はニーズが大きく増加する見込みはありませんが、行動援護は「新たに利用したい」という人が2割弱おり、ニーズの増加が見込まれます。
- 短期入所の今後の利用意向は「利用の予定はない」という人が大半でありニーズが大きく増加する見込みはありませんが、「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合わせると約1割のニーズがあります。
- 地域生活支援事業の今後の利用意向は相談支援事業で「新たに利用したい」という人が2割以上となっています。また、相談支援事業に次いで地域活動支援センター、日中一時支援、社会参加促進事業を「新たに利用したい」という人が多く、ニーズの増加が見込まれます。
- 通園・通所支援の今後の利用意向は放課後等デイサービスで「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合わせると約3割となっています。また、「児童発達支援」でも「新たに利用したい」という人が10.8%おり、「利用を増やしたい」と合わせると約2割となっています。なお、通園・通所支援に不満を感じている人は2割以上となっており、「障がい特性に合わせた対応をしてほしい」、「指導員等の対応を教育してほしい」など支援の質に対する不満が多くなっています。



## まとめ

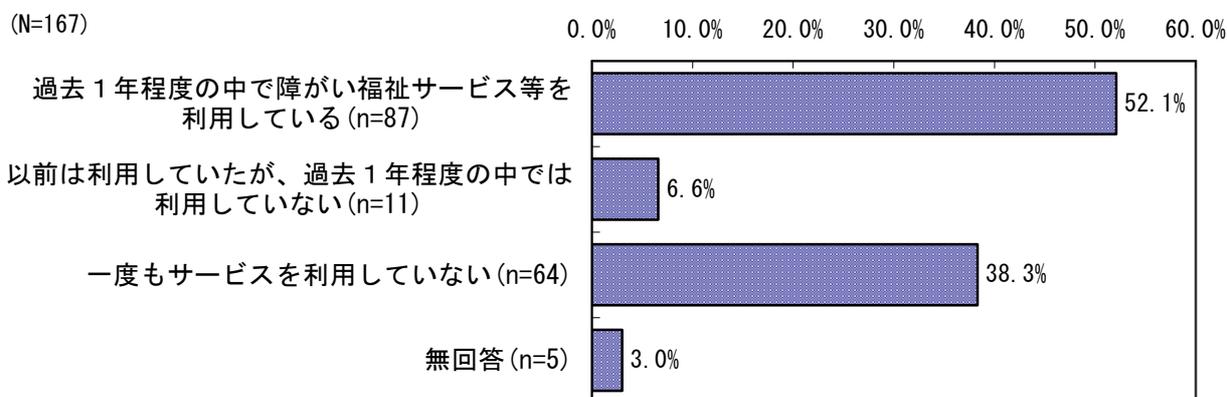
- 障がい児支援利用計画のサービスを受けていない人が約5割となっており、その理由として「障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用意向がない」、障がい児支援利用計画のサービスについて知らない、よくわからないという人が多くなっています。情報が行き届いていないためにサービス利用に至っていない可能性もあることから、情報提供体制の充実や相談支援専門員のスキルアップが必要です。
- 困ったときには「家族」、「保育園・幼稚園・学校の先生」、「病院の主治医、看護師、相談担当者」に相談する人が多くなっています。「和泉市障がい者基幹相談支援センター」に相談する人は1割にも満たず、地域の相談支援の拠点として親しんでもらえるよう相談機能の充実やセンターの周知に取り組んでいくことが必要です。



## ○ 障がい福祉サービス等の利用

過去1年間程度の中での障がい福祉サービスの利用は、「過去1年間程度の中で障がい福祉サービス等を利用している」が52.1%と最も多く、次いで「一度もサービスを利用していない」が38.3%、「以前は利用していたが、過去1年程度の中では利用していない」が6.6%となっています。

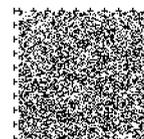
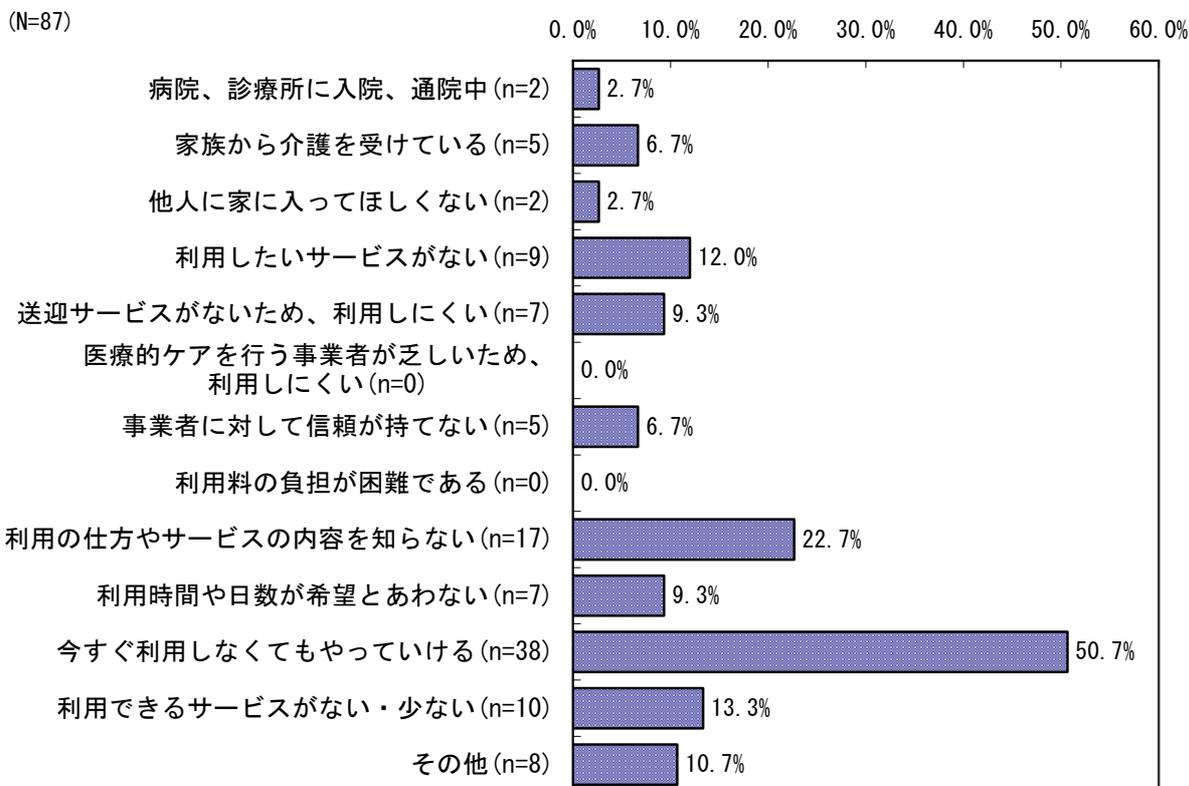
図表 障がい福祉サービス等の利用



## ○ 障がい福祉サービス等を利用していない理由

過去1年間程度の中で障がい福祉サービス等を利用していない人にその理由を尋ねると、「今すぐ利用しなくてもやっつけていける」が50.7%と最も多く、次いで「利用の仕方やサービスの内容を知らない」が22.7%、「利用できるサービスがない・少ない」が13.3%となっています。

図表 障がい福祉サービス等を利用していない理由（複数回答）

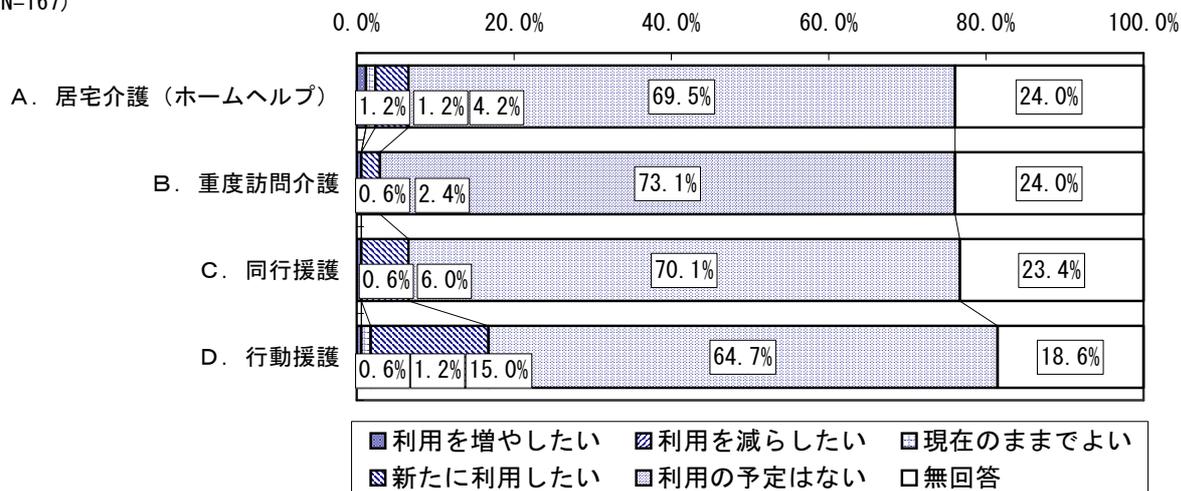


### ○ 訪問系サービスの利用意向

訪問系サービスの今後の利用意向は、いずれも「利用の予定はない」が6割以上となっており、「重度訪問介護」は73.1%と最も多くなっています。「新たに利用したい」では「行動援護」が15.0%と最も多くなっています。

(N=167)

図表 訪問系サービスの利用意向

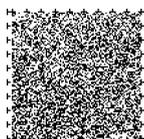
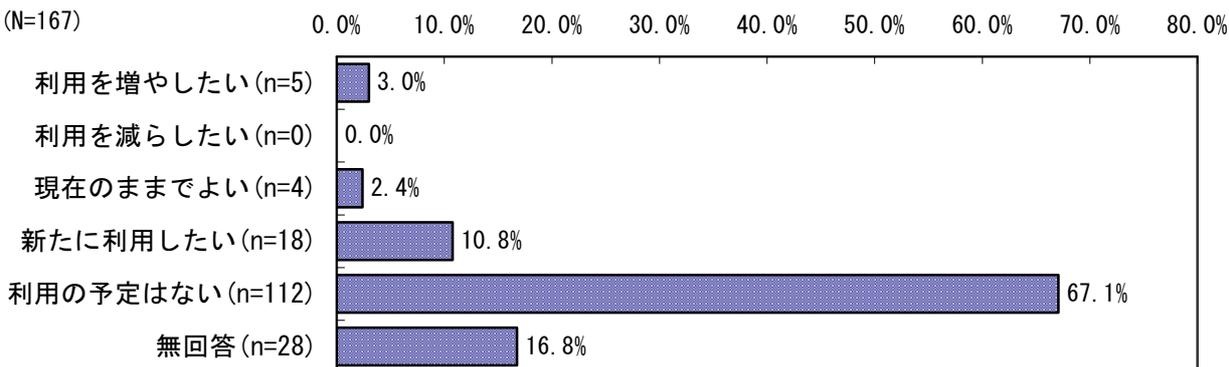


### ○ 短期入所の利用意向

短期入所の今後の利用意向は、「利用の予定はない」が67.1%と最も多くなっています。「利用を減らしたい」という人はおらず、「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」をあわせると13.8%となっており「現在のままでよい」(2.4%)を上回ることから、ニーズの増加が見込まれます。

図表 短期入所の利用意向

(N=167)

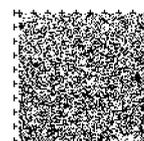
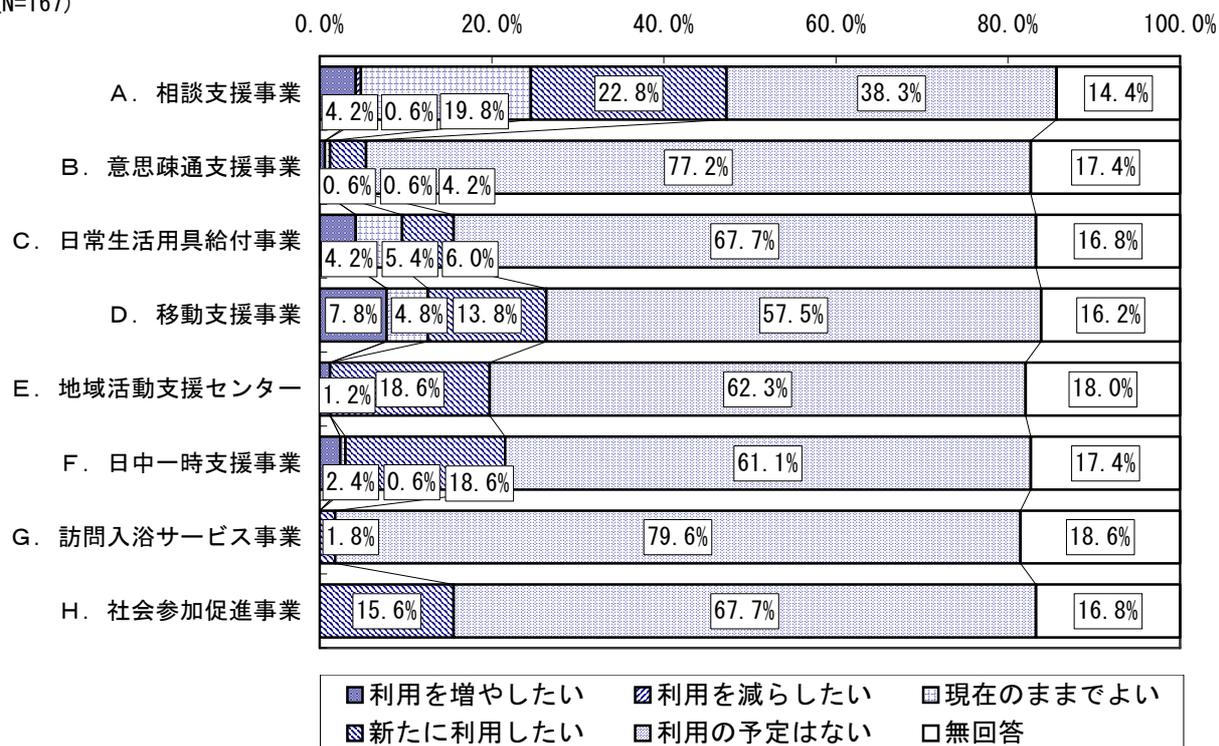


## ○ 地域生活支援事業の利用意向

地域生活支援事業の今後の利用意向は、「相談支援事業」では「新たに利用したい」が22.8%となっており、それ以外の事業に比べてニーズの増加が見込まれます。「相談支援事業」以外の事業では「利用の予定はない」が6割以上となっており、「訪問入浴サービス事業」では79.6%と多くなっています。「新たに利用したい」は「地域活動支援センター」、「日中一時支援」、「社会参加促進事業」が「相談支援事業」に次いで多く、今後のニーズの増加が見込まれます。

図表 地域生活支援事業の利用意向

(N=167)

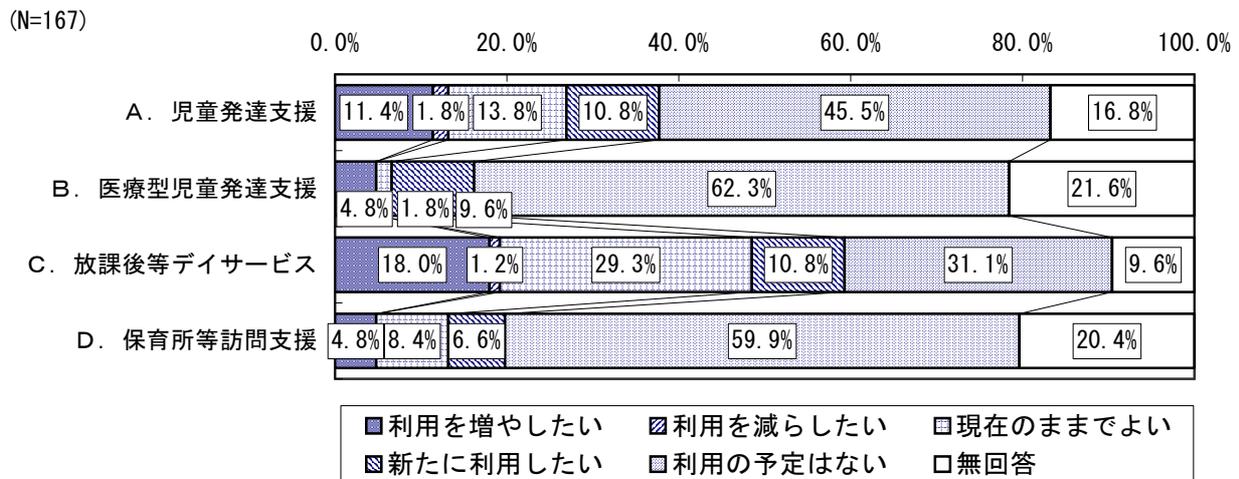


### ○ 通園・通所支援の利用意向

通園・通所支援の今後の利用意向は、「放課後等デイサービス」では「利用を増やしたい」が18.0%となっており、「新たに利用したい」(10.8%)を合わせると28.8%となります。また、「放課後等デイサービス」と同様に「児童発達支援」を「新たに利用したい」という人が10.8%となっています。

「医療型児童発達支援」は「利用を増やしたい」が4.8%となっており、「現在のままでよい」(1.8%)を上回っています。また「利用を増やしたい」と「新たに利用したい」を合計すると14.4%となっており「現在のままでよい」を12.6ポイント上回っています。

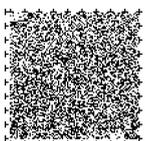
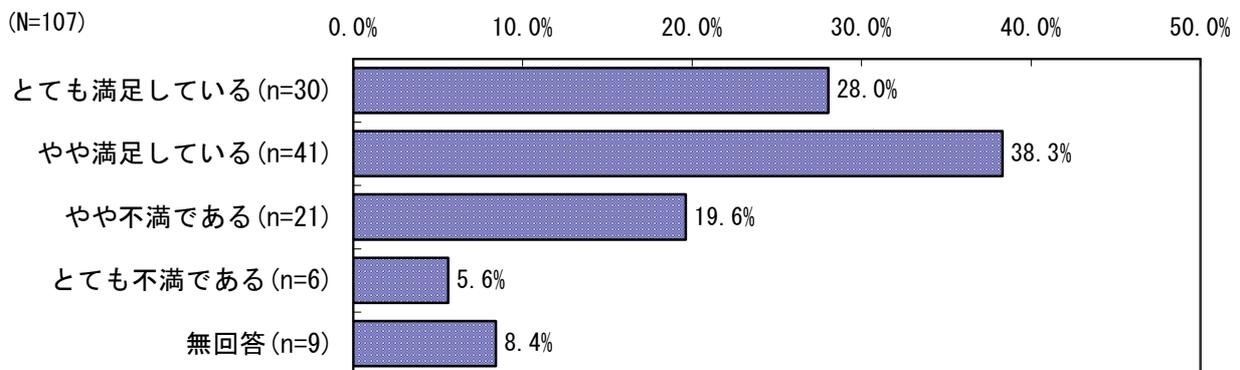
図表 通園・通所支援の利用意向



### ○ 通園・通所支援等の満足度

現在、通園・通所支援等を利用している人の満足度は、「やや満足している」が38.3%と最も多く、次いで「とても満足している」が28.0%、「やや不満である」が19.6%となっています。満足している人（「とても満足している」と「やや満足している」の合計）は66.3%となっています。

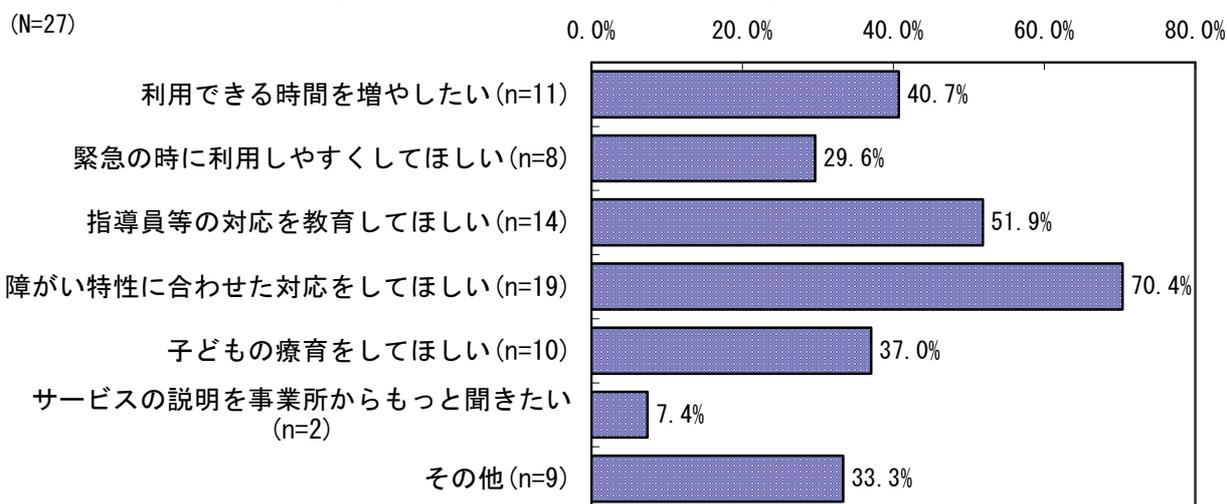
図表 通園・通所支援等の満足度



### ○ 通園・通所支援等の不満

現在、通園・通所支援等の利用に満足していない人に不満を感じていることを尋ねると、「障がい特性に合わせた対応をしてほしい」が70.4%と最も多く、次いで「指導員等の対応を教育してほしい」が51.9%、「利用できる時間を増やしたい」が40.7%となっています。

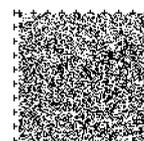
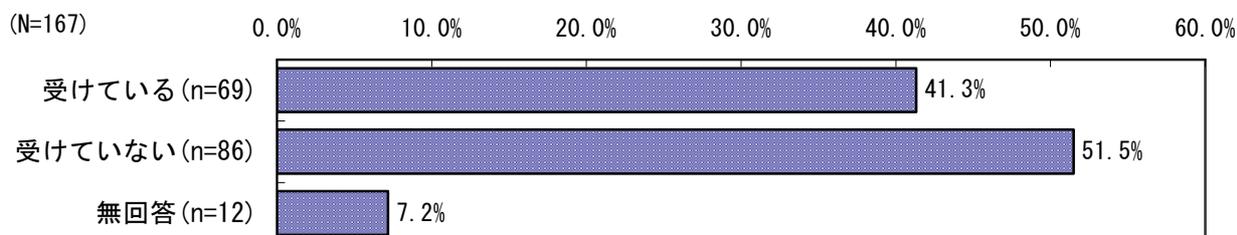
図表 通園・通所支援等の不満（複数回答）



### ○ 障がい児支援利用計画のサービス

障がい児支援利用計画のサービスは、「受けている」が41.3%、「受けていない」が51.5%となっており、受けていない人が多くなっています。

図表 障がい児支援利用計画のサービス

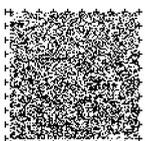
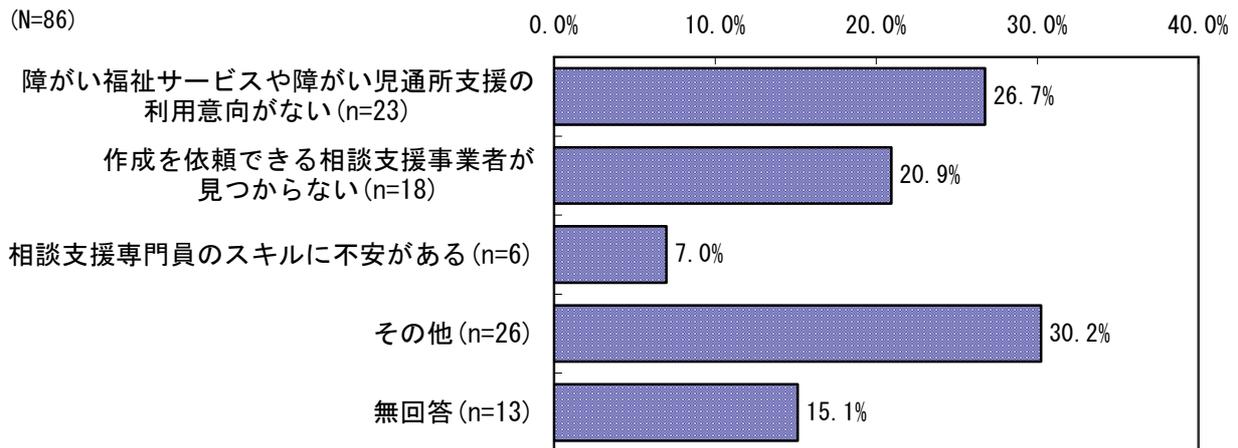


### ○ 障がい児支援利用計画を受けていない理由

障がい児支援利用計画のサービスを受けていない人にその理由を尋ねると、「その他」を除いて「障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用意向がない」が26.7%と最も多く、次いで「作成を依頼できる相談支援事業者が見つからない」が20.9%となっています。

「その他」の意見として、障がい児支援利用計画のサービスについて知らない、よくわからないという意見が多数となっています。

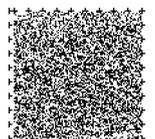
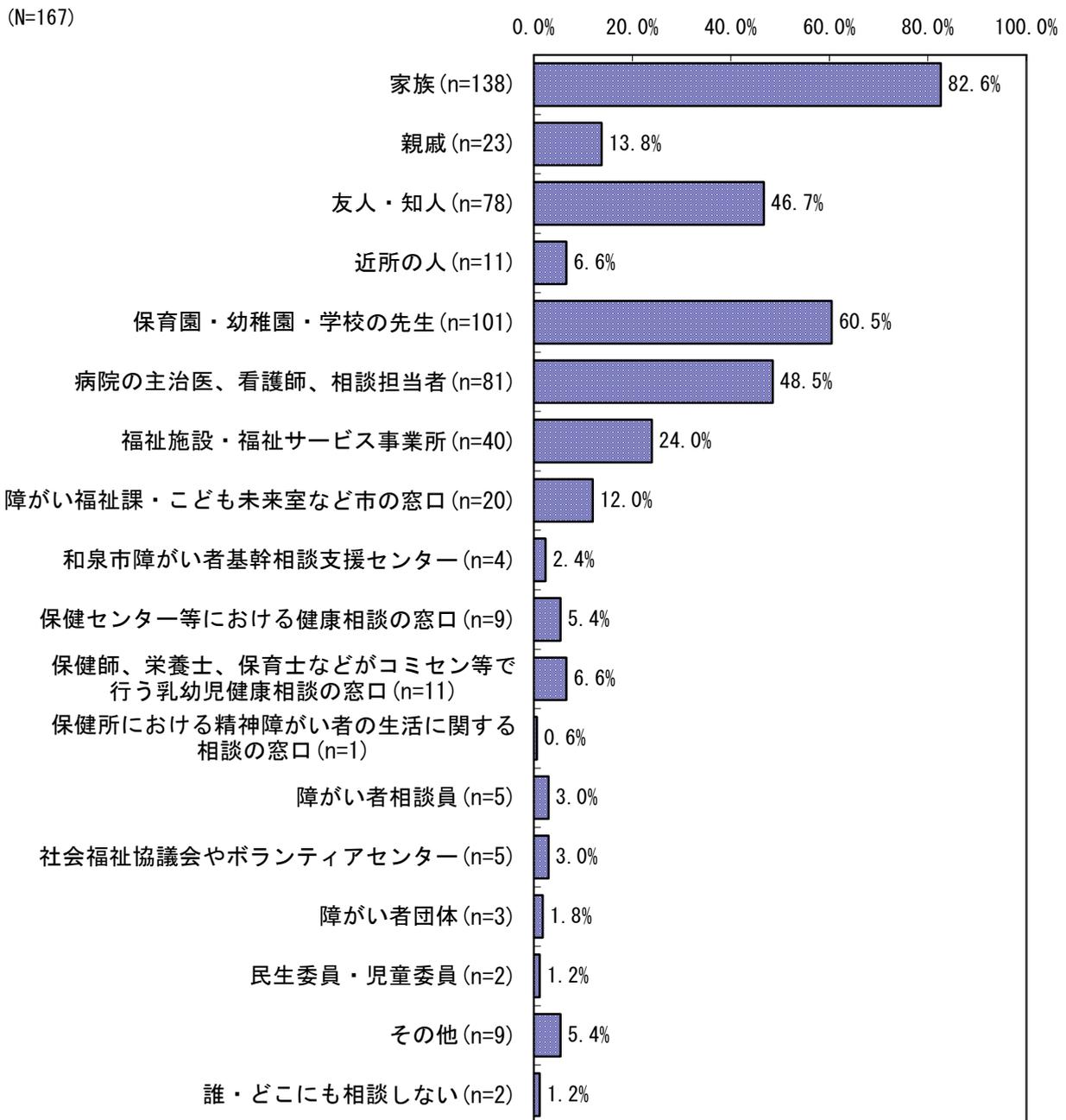
図表 障がい児支援利用計画を受けていない理由



## ○ 困ったときの相談先

困ったときの相談先は「家族」が82.6%と最も多く、次いで「保育園・幼稚園・学校の先生」が60.5%、「病院の主治医、看護師、相談担当者」が48.5%となっています。

図表 困ったときの相談先（複数回答）



## ⑤権利擁護

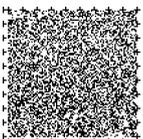
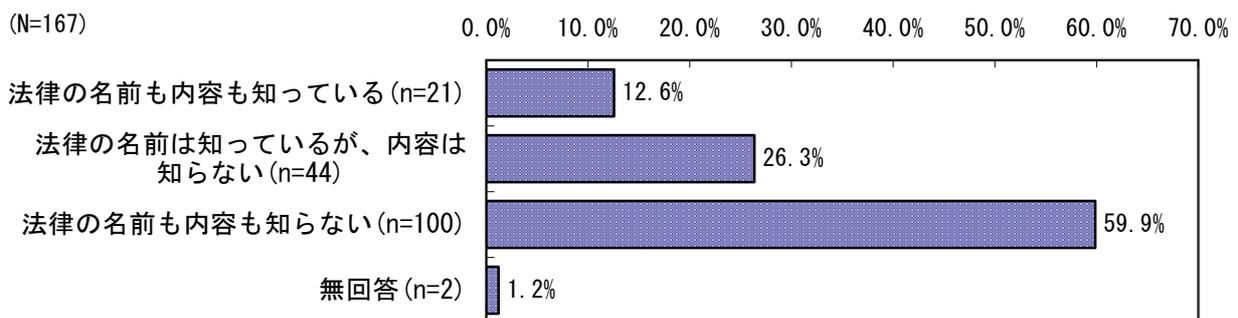
### まとめ

- 平成 28 年 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する合理的配慮の提供と不当な差別的取扱いの禁止が推進されていますが、本法律について名前も内容も知らないという人が約 6 割となっています。
- 障がいに対する市民の理解が進んでいないと感じている人が 8 割以上となっています。
- 障がいや病気があるために困難だったことは「就職」、「友だちをつくる」、「進学」が多くなっています。
- 障がいのある人の権利や尊厳が守られ自己実現できる社会をつくるためには、障がいのある人に対する理解を深め、不当な差別や社会的な障壁をなくしていくことが重要です。一方で、障がいのある人自身の障害者差別解消法の認知も十分とは言えず、障がいのある人もない人も互いに認め合う共生社会をめざす法律として、周知を行っていく必要があると考えます。

### ○ 障害者差別解消法の認知度

障害者差別解消法について、「法律の名前も内容も知らない」が 59.9%と最も多く、次いで「法律の名前は知っているが、内容は知らない」が 26.3%、「法律の名前も内容も知っている」が 12.6%となっています。法律を知っている人は半数以下と少なくなっています。

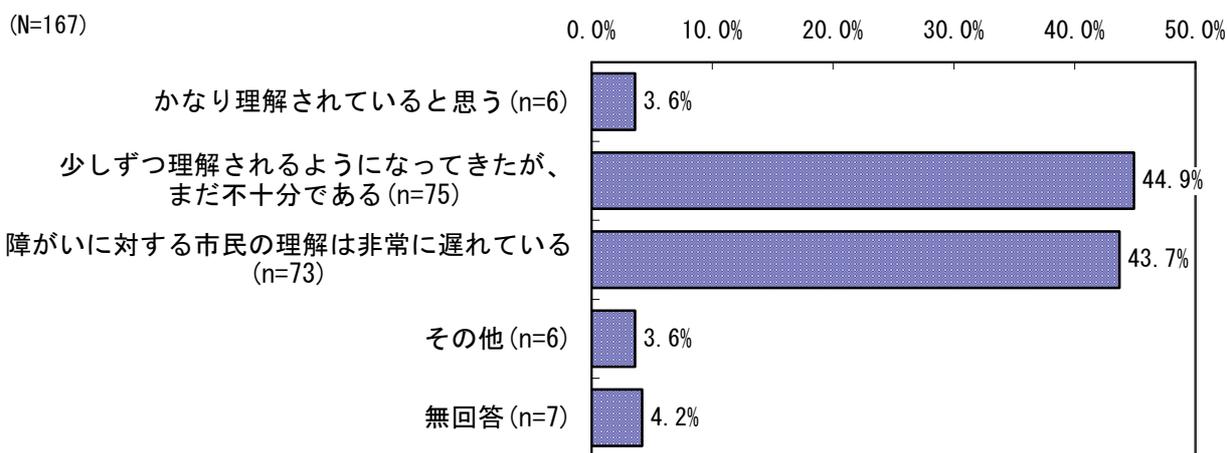
図表 障害者差別解消法の認知度



### ○ 障がいに対する市民の理解

障がいに対する市民の理解について、「少しずつ理解されるようになってきたが、まだ不十分である」が 44.9%と最も多く、次いで「障がいに対する市民の理解は非常に遅れている」が 43.7%となっており、合計すると 88.6%が障がいに対して市民に理解されていないと感じています。

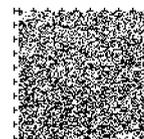
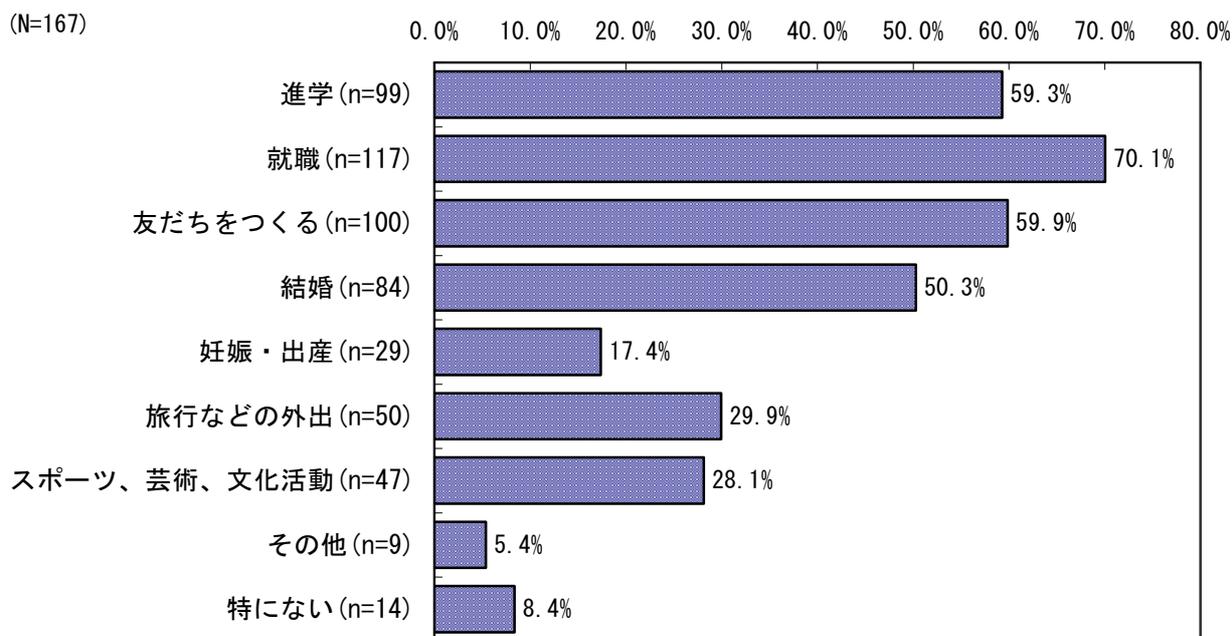
図表 障がいに対する市民の理解



### ○ 障がいや病気があるために行うことが困難だったこと

障がいや病気があるために行うことが困難だったことは、「就職」が 70.1%と最も多く、次いで「友だちをつくる」が 59.9%、「進学」が 59.3%となっています。

図表 障がいや病気があるために行うことが困難だったこと（複数回答）



## ⑥地域での暮らし

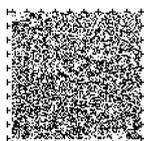
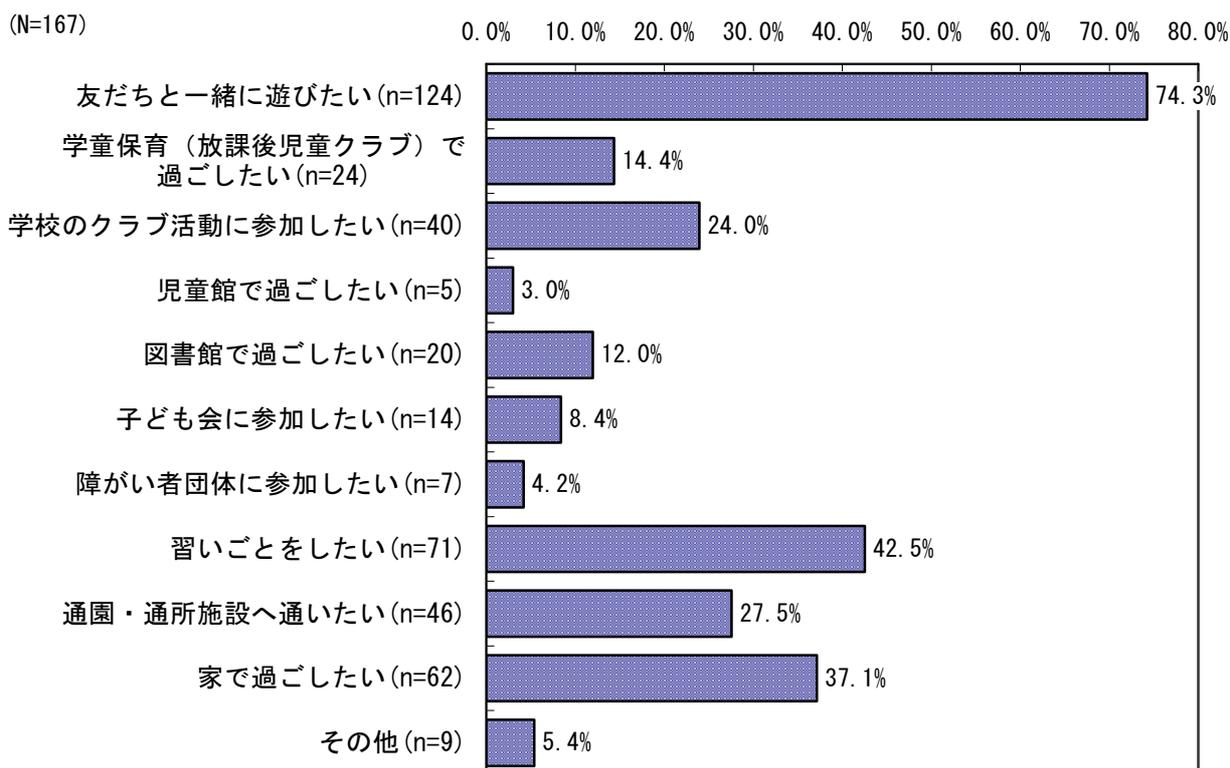
### まとめ

- 「友だちと一緒に遊びたい」という人が7割以上と多く、次いで「習いごとをしたい」、「家で過ごしたい」という人がそれぞれ約4割となっています。
- 友だちと一緒に遊ぶことを希望する人が大半を占めますが、「③日中の過ごし方と進路」でみたように、実際には自宅で過ごしている子どもが多くなっています。障がいのある児童の地域社会への参加の機会を増やし、地域の子どもとふれあう経験を充実させていくことが必要であると考えられます。

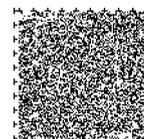
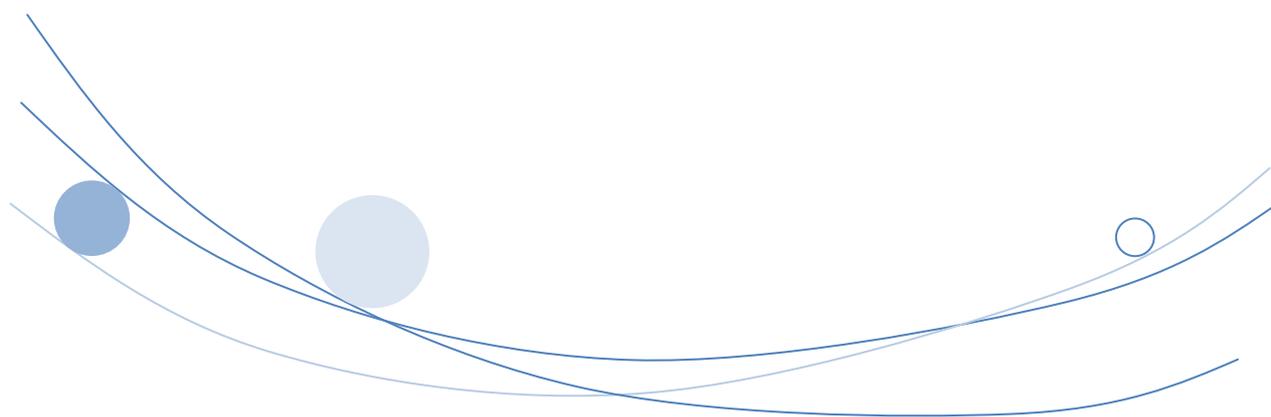
### ○ 今後の暮らし方の希望

今後の暮らし方の希望は「友だちと一緒に遊びたい」が74.3%と最も多く、次いで「習いごとをしたい」が42.5%、「家で過ごしたい」が37.1%となっています。

図表 今後の暮らし方の希望（複数回答）



### 第3章 第5期和泉市障がい福祉計画

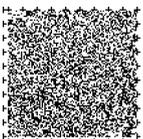
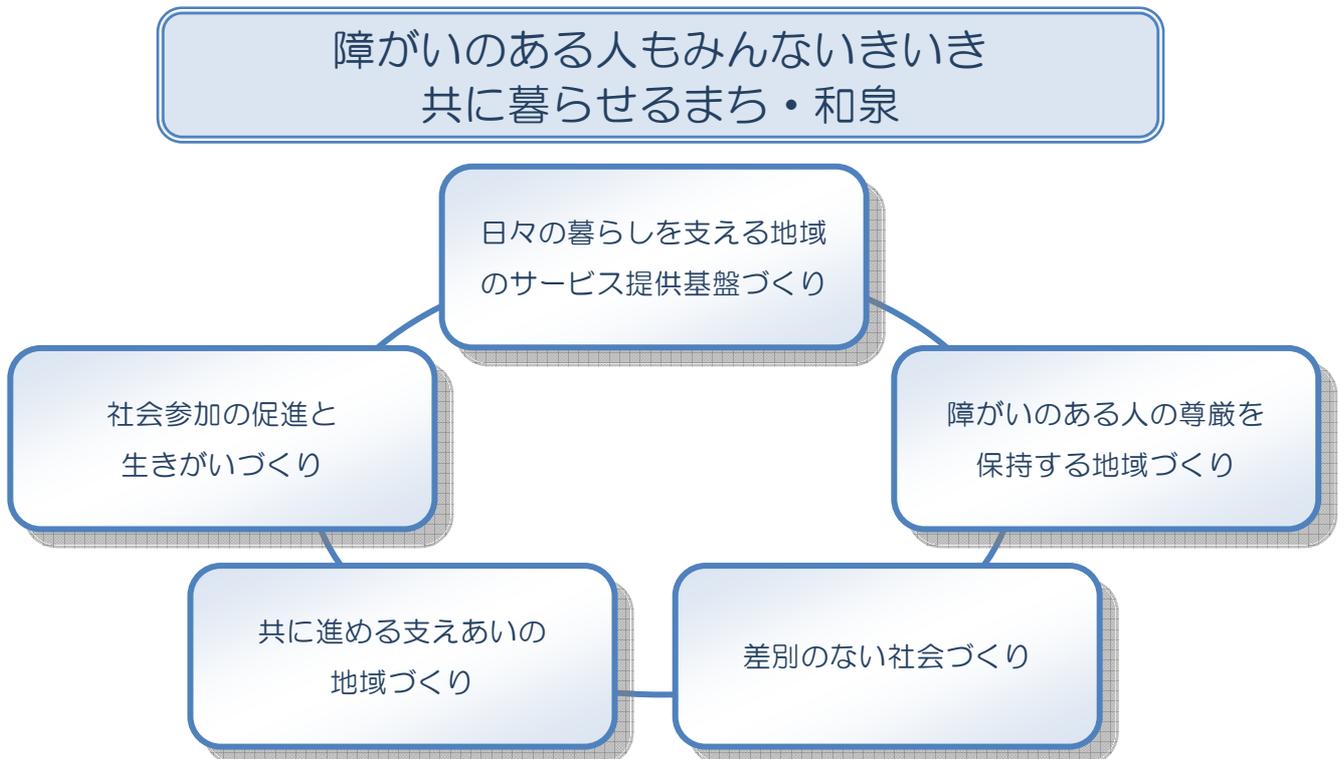


## 第3章 第5期和泉市障がい福祉計画

### 1. 計画の基本理念

本市では、「第3次和泉市障がい者計画」において「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」を基本理念に掲げています。誰もがいきいきと暮らせるまちを実現するためには、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見を受けることなく安心して生活できることが大切です。また、国は、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる社会のことを「地域共生社会」と呼んでいます。私たちは、「第3次和泉市障がい者計画」の基本理念にのっとり、障がいのある人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるようにサービスの充実と確保を図っていきます。あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、地域における包括的な支援体制を構築することで地域共生社会の実現をめざします。

図表 「第3次和泉市障がい者計画」の基本理念と基本方針



## 2. 計画の基本方針

---

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方なども考慮し、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

### (1) 人権・自己決定の尊重

私たちは誰もが等しく人権を尊重されており、一人ひとりが自分の生き方を選び、自分らしく生きることができます。この権利は、性別や年齢、障がいの有無等によって制限されるものではありません。

本計画では、人権・自己決定を尊重する考えに基づき、障がいのある人が、自らの生き方や暮らし方を主体的に選び、自分らしく暮らせるように、生活の実態に応じた必要な支援を展開します。

### (2) 社会参加の促進と生きがづくり

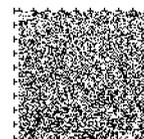
働くことは障がいのある人の経済的な自立を支えるとともに、職場における知識の習得・技能の発揮、共に働く仲間との交流は生きがいや喜びの創出につながることから、就労支援の強化に努めます。

さらに、誰もが生きがいのある生活ができるように、地域との交流や社会参加の促進に努めるとともに、一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援の促進に努めます。

### (3) 地域の支えあい、自立生活の支援

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざし、障がいのある人が住み慣れた地域での自立した生活をつづけられるよう、サービスの充実と確保を行っていきます。

また、地域から障がいや障がい者に対する差別や偏見を取り除いていくことも、地域の支えあいを深めていくためには重要です。地域にはさまざまな人が暮らしていますが、誰もがその人らしい生き方を実現することができる社会を築くためには、それぞれの「ちがい」を受け入れ互いを理解し尊重し合う意識をもつことが大切です。そのため、障がいについての理解と支えあいの地域づくりの促進を図ります。



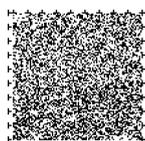
#### (4) サービスの充実と確保

障がいの重度化や多様化、それに伴う支援ニーズにきめ細かに対応していくためには、さまざまな関係機関と連携し、互いに機能を補完し合う必要があります。そのため、「和泉市障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹相談支援センター」という。）」、「障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）」を中心に、相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者等と連携し、必要な障がい福祉サービスの充実と確保に努めていきます。

また、さまざまな課題等の解決に向け、和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）等で協議を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

#### (5) 合理的配慮と差別のない社会づくり

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行により、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障がいのある人に対する合理的配慮が推進されています。合理的配慮とは、行政や事業者が、障がいのある人が生活していくうえで社会の中にあるバリアの除去に負担の重すぎない程度に対応していくことです。合理的配慮を推進し差別のない社会を実現していくためには、何が不当な差別にあたるかを知り、合理的配慮としてどのような対応が可能かを学ぶことが大切です。「必要かつ合理的な配慮」という考え方の普及を図りながら、差別のない社会の実現に一層取り組みます。



### 3. 計画の重点目標

---

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方なども考慮し、「第5期和泉市障がい福祉計画」の基本方針に基づき、本計画の重点目標を次のとおり定めます。

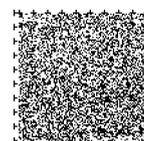
#### (1) 地域移行の推進

地域は、すべての人々の生活の本拠です。障がいの有無や年齢、性別にかかわらず、すべての人が地域の住民として、さまざまな人とつながりを持ち、自立した生活を行うことが大切です。しかし、福祉施設や精神科病院などに入所・入院しているために住み慣れた地域から離れて暮らしている人たちがいます。そのような人が再び地域で生活できるよう、基幹相談支援センターを中心に、関係機関が連携し、退所・退院の促進及び地域生活の定着ができるように支援を行います。

また、このことが効果的に実施できるように、支援体制の充実等、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### (2) 地域生活の支援

地域共生社会の実現をめざして、障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるようになる地域づくりが大切です。そのため、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実・体験の機会（場）の提供・緊急時の受け入れ・地域の体制づくり等の基盤として、地域生活支援拠点の整備を進めます。



### (3) 多様な就労と就労定着の支援

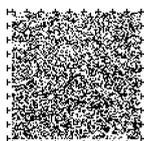
就労は、障がいのある人の経済的な基盤として自立を支えるとともに、それ自体が生きがいややりがいをもたらします。さまざまな人がその状態や状況に応じた多様な就労を行い、自己実現を果たすことが大切です。

#### 《福祉施設から一般就労へ》

障がいのある人が安定した生活基盤を得られるように、福祉施設から一般就労への移行を推進する必要があります。そのため、就労系事業所・就労支援機関等が連携して、一般就労への支援を行うとともに、就労後も継続して働くことができるように定着支援を行います。

#### 《福祉的就労の充実》

一般就労だけでなく本人の意思や特性に応じて、福祉的就労など多様な働き方を確保していくことが大切です。福祉的就労に就く人の工賃の向上に取り組むとともに、就労を目標とした生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を通じて、生きがいや生活リズムの創出にも取り組みます。

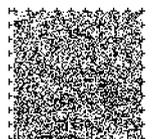
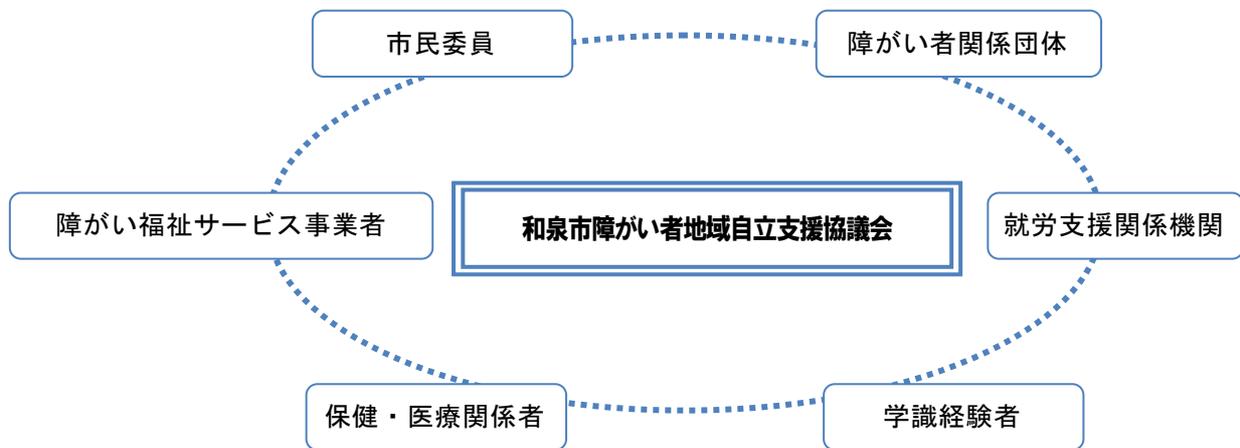


#### (4) 相談支援体制、自立支援協議会の充実

本市では、「基幹相談支援センター」、「障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）」を中心に相談支援及びその支援体制の整備に取り組んできました。今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）及び特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者等と連携し、相談支援体制の充実に取り組めます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター等の相談支援機関と連携し、幅広い相談支援体制の充実を図ります。

このことに加え、自立支援協議会の機能を充実させることにより、相談支援体制の充実だけではなく、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「福祉的就労に就く人の工賃の向上」等、さまざまなニーズに対応した基盤づくりができるように取り組めます。

図表 和泉市障がい者地域自立支援協議会の構成メンバー



## （５）差別解消・合理的配慮の促進

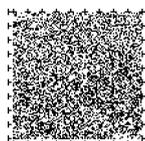
障がいのある人が尊厳ある生活を送るうえで、障がいのある人への不当な差別の禁止だけではなく、合理的な配慮が大切です。そのため、障害者差別解消法や大阪府障がい者差別解消ガイドライン等を踏まえ、障がいを理由とする差別に関する相談及び差別の解消や合理的配慮を推進することを目的に、障害者差別解消支援地域協議会の機能として既存の協議会等を活用し、差別のない社会づくりに取り組みます。

### 《障害者差別解消支援地域協議会》

障害者差別解消法第 17 条第 1 項に規定されている協議会のこと。

#### 第 17 条第 1 項：

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。



## 4. 計画の成果目標

本計画では、重点目標、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、平成32年度を目標年度とする成果目標を設定します。

### 第5期和泉市障がい福祉計画の成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 障がい者の地域生活の支援
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃月額増額

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 【第5期和泉市障がい福祉計画における成果目標の考え方】

###### ●地域生活移行者の増加

平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数（85人）の9%（8人）以上が地域生活へ移行することを基本とし、平成29年度末までの目標に満たないと見込まれる人数である3人を加え、平成32年度末の地域移行者数を11人とする。

###### ●施設入所者数の削減

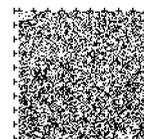
地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数（85人）から2%（2人）以上を削減見込みとし、平成32年度末の施設入所者数を83人とする。

###### ●数値目標達成に向けた取組

自立支援協議会等を活用し、施設から地域への移行を推進する。

図表 施設入所者の地域生活への移行の目標

項目	数値目標	備考
現在の入所者数（A）	85	平成28年度末時点
目標年度の入所者数（B）	83	平成32年度末時点
【目標値】地域移行者数	11	平成32年度末時点
【目標値】入所者の削減数（A－B）	2	平成32年度末時点



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【第5期和泉市障がい福祉計画における成果目標の考え方】

#### ●数値目標達成に向けた取組

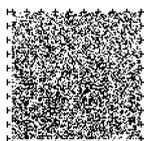
自立支援協議会に部会を設置し、精神病床からの地域移行について、保健・医療・福祉関係者による協議を行う。

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくにあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービス事業者、市などの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

図表 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

項目	数値目標	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	0	平成28年度末時点
	1	平成32年度末時点



### (3) 障がい者の地域生活の支援

#### 【第5期和泉市障がい福祉計画における成果目標の考え方】

##### ●地域生活支援拠点等の整備

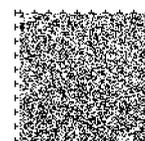
「地域生活支援への移行や親元からの自立等に係る相談」「1人暮らし、グループホームの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを、平成32年度末までにおける目標とする。

##### ●数値目標達成に向けた取組

短期入所・グループホーム・相談支援などの事業者とのネットワークによる面的整備として、どの機能を優先させるか等、地域生活支援拠点の整備について検討する部会を設置し、目標達成に向けて取り組む。

図表 障がい者の地域生活の支援の目標

項目	数値目標	備考
地域生活支援拠点	0	平成28年度末時点
	1	平成32年度末時点



#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### 【第5期和泉市障がい福祉計画における成果目標の考え方】

###### ●福祉施設から一般就労への移行

平成32年度末までに福祉施設（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護等）を通じて一般就労に移行する人を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上とし、大阪府が提示する目標値を市町村ごとに按分した数値を下限として目標を設定する。

###### ●就労移行支援事業の利用者数

過去の利用者数の推移などを踏まえ、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加させることを目標として設定する。

###### ●就労移行支援事業所ごとの就労移行率

管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、目標を設定する。

###### ●就労定着支援事業による一年後の職場定着率

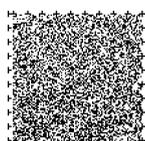
管内の就労定着支援事業を実施する事業所において、支援を開始した時点から1年後の職場定着率が80%以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定する。

###### ●数値目標達成に向けた取組

就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな関係機関との連携体制の構築や企業との協力関係の構築、利用者の就労意欲・能力の向上などについて協議し、目標達成に向けて取り組む。

図表 福祉施設から一般就労への移行の目標

項目	数値目標	備考
現在の移行者数	14	平成28年度末時点
現在の就労移行支援事業の利用者数	43	平成32年度末時点
一般就労への移行者数	20	平成32年度末時点
就労移行支援事業の利用者数	52	平成32年度末時点
就労移行率3割以上の事業所の割合	5割以上	平成32年度末時点
就労定着支援事業による一年後の職場定着率	80%以上	平成32年度末時点



## (5) 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃月額増額の増額

### 【第5期和泉市障がい福祉計画における成果目標の考え方】

#### ●平均工賃月額増額

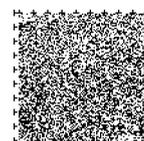
平均工賃月額について大阪府独自に成果目標を設定しているが、個々の就労継続支援（B型）事業所において設定した目標額を踏まえた設定とする。

#### ●数値目標達成に向けた取組

就労支援部会において福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との協力関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組む。

図表 就労継続支援（B型）事業所における平均工賃（賃金）月額目標

項目	数値目標	備考
現在の平均工賃（賃金）月額（A）	9,700円	平成28年度の実績値
目標年度の平均工賃（賃金）月額（B）	11,770円	平成32年度の目標値
増加額（A）－（B）	2,070円	



## 5. 計画の活動指標（障がい福祉サービス等の見込量及び見込量の確保策）

### （1）障がい福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的考え方

本市では、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方及びこれまでの各サービスの利用実績やアンケート調査における潜在的なニーズも勘案し、「第5期和泉市障がい福祉計画」における障がい福祉サービス等の見込量を算出しました。

#### 【第5期和泉市障がい福祉計画における見込量算出の考え方】

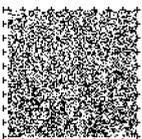
○国の基本指針におけるサービス量の見込み方を踏まえながら各サービスの月間の実利用見込み者数に、1人あたり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とする。

$$\text{サービス見込量} = \text{実利用見込者数} \times 1 \text{人あたり月平均利用量} [\text{日数} \cdot \text{時間}]$$

○実利用見込み者数は、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を把握し、市町村において設定する。

（新たに見込まれる利用者の例：入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、在宅のサービス未利用者など新たにサービスが見込まれる者）

○1人あたりの月平均利用量は、これまでの実績のほか、国のマニュアル等を参考に、利用者のニーズ等を把握し、市町村において適切に設定する。



## (2) 訪問系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス	内容
①居宅介護	障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行う。
④行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護やその他の必要な援助を行う。
⑤重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。



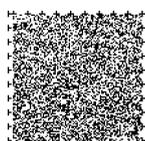
【第5期和泉市障がい福祉計画における訪問系サービス見込量算出の考え方】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれについて、平成26～28年度及び平成29年4月～7月分の実績を基に、「1人あたり月平均利用時間数」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。
- 平成26～28年度及び平成29年4月～7月分の実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。  
(新規利用者数：府立入所施設からの地域移行者、民間入所施設からの地域移行者、新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率)
- 利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用時間数を乗じて、平成30年度以降の1か月あたりの利用時間数を見込みます。また、精神障がいのある人については、地域移行に伴う利用を加味しています。

①居宅介護

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	7,722	8,000	8,282
	利用者数	人	198	200	202
	1人あたり時間数	時間	39	40	41
知的障がいのある人	利用時間数	時間	945	1,040	1,139
	利用者数	人	63	65	67
	1人あたり時間数	時間	15	16	17
精神障がいのある人	利用時間数	時間	1,708	2,040	2,416
	利用者数	人	122	136	151
	1人あたり時間数	時間	14	15	16
障がいのある児童	利用時間数	時間	360	435	525
	利用者数	人	24	29	35
	1人あたり時間数	時間	15	15	15
合計	利用時間数	時間	10,735	11,515	12,362
	利用者数	人	407	430	455

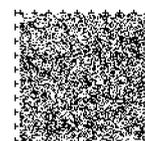


## ②重度訪問介護

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用時間数	時間	3,332	3,570	3,808
	利用者数	人	14	15	16
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
知的障 がいの ある人	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
精神障 がいの ある人	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
合計	利用時間数	時間	3,808	4,046	4,284
	利用者数	人	16	17	18

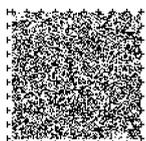
## ③同行援護

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用時間数	時間	2,024	2,024	2,024
	利用者数	人	46	46	46
	1人あたり時間数	時間	44	44	44
障がい のある 児童	利用時間数	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
	1人あたり時間数	時間	0	0	0
合計	利用時間数	時間	2,024	2,024	2,024
	利用者数	人	46	46	46



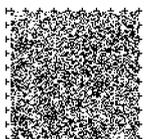
④行動援護

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
知的障 がいの ある人	利用時間数	時間	62	68	74
	利用者数	人	2	2	2
	1人あたり時間数	時間	31	34	37
精神障 がいの ある人	利用時間数	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
	1人あたり時間数	時間	0	0	0
障がい のある 児童	利用時間数	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
	1人あたり時間数	時間	0	0	0
合計	利用時間数	時間	62	68	74
	利用者数	人	2	2	2



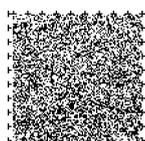
⑤重度障がい者等包括支援

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障がいのある人	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
知的障がいのある人	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
精神障がいのある人	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
障がいのある児童	利用時間数	時間	238	238	238
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり時間数	時間	238	238	238
合計	利用時間数	時間	952	952	952
	利用者数	人	4	4	4

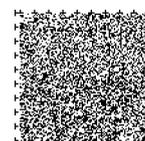


### (3) 日中活動系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス		内容
①短期入所		居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人等に対し、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
②生活介護		障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がいのある人で、常時介護を要する人に対し、主として昼間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
③自立訓練	機能訓練	障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	生活訓練	障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
④就労移行支援		就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。



⑤就労継続 支援	就労継続 支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
	就労継続 支援 (B型)	通常の事業所に雇用される機会がない障がいのある人に対し、就労や生きがいをづくりなどを目的に生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
⑥就労定着支援		一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。
⑦療養介護		病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。



【第5期和泉市障がい福祉計画における日中活動系サービス見込量算出の考え方】

短期入所

- 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれについて、平成26～28年度及び平成29年4月～7月分の実績を基に、「1人あたり月平均利用時間数」、利用者数及び利用量の伸び率を算出します。
- 平成26～28年度及び平成29年4月～7月分の実績から月平均利用者数を算出し、その利用者数に以下の新規利用者の数を加え、各年度の利用者数を見込みます。  
(新規利用者数：新規手帳所持者の推計による利用者、過去の利用実績の伸び率)
- 利用見込者数に設定した1人あたり月平均利用時間数を乗じて、平成30年度以降の1か月あたりの利用時間数を見込みます。

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（就労継続支援A型、B型）

【現在の利用者】

(ア) 現在のサービス利用者  
→平成26～28年度及び平成29年4月～7月分の実績から「一人あたり月平均利用日数」を算出するなど、サービスの利用状況を分析

【新規利用者】

(イ) 府立入所施設からの地域移行者  
(ウ) 民間入所施設からの地域移行者  
(エ) 支援学校からの新規卒業生  
(オ) 新規手帳所持者の推計による利用者

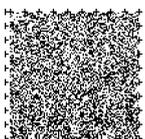
- 現在の利用者及び新規利用者を合計し、一人あたり月平均利用見込み日数を乗じて見込量を算出します。
- 福祉施設の利用者の一般就労への移行者数を勘案し、大阪府の「基本的な考え方」における目標値を踏まえて見込量を算出します。

就労定着支援

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績と一般就労に移行した人数を踏まえて見込んでいます。

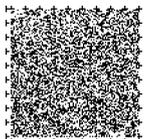
療養介護

- 本市では、平成29年7月末時点の療養介護利用者数が7人となっています。現在の療養介護施設（旧重症心身障がい児施設等）の待機状況を踏まえ、これまでの実績を踏まえて利用者を算定しています。



①短期入所

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	175	185	195
	利用者数	人	35	37	39
	1人あたり日数	日	5	5	5
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	492	522	552
	利用者数	人	82	87	92
	1人あたり日数	日	6	6	6
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	4	4	4
	利用者数	人	1	1	1
	1人あたり日数	日	4	4	4
障がい のある 児童	利用日数	人日分	112	132	152
	利用者数	人	28	33	38
	1人あたり日数	日	4	4	4
合計	利用日数	人日分	783	843	903
	利用者数	人	146	158	170

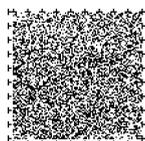


## ②生活介護

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	2,242	2,420	2,604
	利用者数	人	118	121	124
	1人あたり日数	日	19	20	21
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	4,095	4,400	4,510
	利用者数	人	195	200	205
	1人あたり日数	日	21	22	22
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	64	64	64
	利用者数	人	4	4	4
	1人あたり日数	日	16	16	16
合計	利用日数	人日分	6,401	6,884	7,178
	利用者数	人	317	325	333

## ③自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	55	60	70
	利用者数	人	5	6	7
	1人あたり日数	日	11	10	10
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	221	257	285
	利用者数	人	13	14	15
	1人あたり日数	日	17	18	19
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	294	294	294
	利用者数	人	14	14	14
	1人あたり日数	日	21	21	21
合計	利用日数	人日分	570	611	649
	利用者数	人	32	34	36



#### ④就労移行支援

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	76	76	76
	利用者数	人	4	4	4
	1人あたり日数	日	19	19	19
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	378	396	396
	利用者数	人	18	18	18
	1人あたり日数	日	21	22	22
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	378	475	600
	利用者数	人	21	25	30
	1人あたり日数	日	18	19	20
合計	利用日数	人日分	832	947	1,072
	利用者数	人	43	47	52

#### ⑤就労継続支援

##### ア. 就労継続支援（A型）

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	209	247	285
	利用者数	人	11	13	15
	1人あたり日数	日	19	19	19
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	760	880	1,000
	利用者数	人	38	44	50
	1人あたり日数	日	20	20	20
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	522	594	666
	利用者数	人	29	33	37
	1人あたり日数	日	18	18	18
合計	利用日数	人日分	1,491	1,721	1,951
	利用者数	人	78	90	102

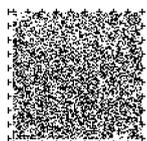


イ. 就労継続支援（B型）

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用日数	人日分	882	918	954
	利用者数	人	49	51	53
	1人あたり日数	日	18	18	18
知的障 がいの ある人	利用日数	人日分	4,280	4,380	4,480
	利用者数	人	214	219	224
	1人あたり日数	日	20	20	20
精神障 がいの ある人	利用日数	人日分	1,680	1,920	2,197
	利用者数	人	112	128	146
	1人あたり日数	日	15	15	15
合計	利用日数	人日分	6,842	7,218	7,631
	利用者数	人	375	398	423

⑥就労定着支援

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用者数	人	2	2	3
知的障 がいの ある人	利用者数	人	5	6	7
精神障 がいの ある人	利用者数	人	3	2	3
合計	利用者数	人	10	10	13



## ⑦療養介護

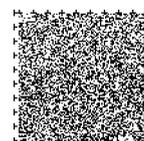
項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	7	7	7

### 日中活動系サービスの見込量の確保策

本市における日中活動系サービスの指定状況は、平成29年10月現在、短期入所が14事業所、生活介護が15事業所となっています。また、自立訓練（生活訓練）が2事業所、宿泊型自立訓練が1事業所、就労移行支援が6事業所、就労継続支援A型が4事業所、就労継続支援B型が23事業所となっています。

事業所アンケートの結果より、和泉市内の就労移行支援事業、就労継続支援B型事業所、自立訓練事業所の利用者数見込も増加傾向にあります。

このことから、利用量の確保を行いながら、就労支援部会にて一般就労や工賃向上などの課題解決に向けて、また事業所から供給されるサービスの質の向上を目指して企業連携などの取り組みを進めていきます。



#### (4) 居住系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス	内容
①施設入所支援	その施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
②共同生活援助	障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
③自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行う。

#### 【第5期和泉市障がい福祉計画における居住系サービス見込量算出の考え方】

##### 施設入所支援

- 入所施設の利用は、平成28年度末時点の施設利用者を基に、国の基本指針及び府の基本的な考え方を参考に、地域移行者を見込んでいます。

##### 共同生活援助

- 平成26～28年度及び平成29年4月～7月分のサービスの利用実績及び大阪府の事業者意向調査や精神障がいのある人の地域移行を踏まえて見込んでいます。

##### 自立生活援助

- 地域移行支援や地域定着支援の利用者数等を踏まえて見込んでいます。



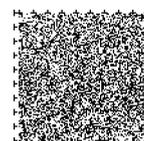
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	施設入所支援	人	27	26	24
	共同生活援助	人	25	30	35
	自立生活援助	人	0	0	0
知的障 がいの ある人	施設入所支援	人	59	58	57
	共同生活援助	人	141	156	172
	自立生活援助	人	0	0	0
精神障 がいの ある人	施設入所支援	人	2	2	2
	共同生活援助	人	29	32	35
	自立生活援助	人	1	1	1
合計	施設入所支援	人	88	86	83
	共同生活援助	人	195	218	242
	自立生活援助	人	1	1	1

#### 居住系サービスの見込量の確保策

本市における居住系サービスの指定状況は、平成29年10月現在、共同生活援助が15事業所、施設入所支援が3施設となっています。

事業所アンケートの結果より、共同生活援助事業所の利用者数見込も増加傾向にあります。

利用者の意向を尊重しながら、さまざまな生活スタイルを選択できるようなサービスの提供に努めます。



## (5) 相談支援の見込量及び見込量の確保策

サービス	内容
①計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する全ての障がいのある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
②地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行う。
③地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

### 【第5期和泉市障がい福祉計画における相談支援の見込量算出の考え方】

#### 計画相談支援

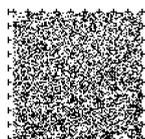
- 支給決定者数の実績等から、サービス等利用計画の作成が必要な人の推計を行うとともに、セルフプランを選択する人や、介護保険にてケアプランが作成され、それに基づきサービスが提供される人の推計を行い、新規にサービス等利用計画を作成する人、継続してサービス等利用計画を作成する人に分けて推計し、それぞれに必要な平均的なモニタリング期間（回数）を算出し、サービス見込量を算定しています。

#### 地域移行支援

- 施設入所者の地域移行者数の目標及び在院患者の地域移行支援の利用見込み者数を参考に、見込量を算出しました。

#### 地域定着支援

- 地域移行にかかる数値目標等から、在宅における地域生活が不安定な者を推計し、見込量を算出しました。



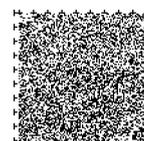
		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	計画相談支援	人	51	57	63
	地域移行支援	人	2	2	2
	地域定着支援	人	2	2	2
知的障 がいの ある人	計画相談支援	人	119	132	146
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	1	2	2
精神障 がいの ある人	計画相談支援	人	65	73	81
	地域移行支援	人	6	5	5
	地域定着支援	人	6	5	5
障がい のある 児童	計画相談支援	人	4	4	4
合計	計画相談支援	人	239	266	294
	地域移行支援	人	9	9	9
	地域定着支援	人	9	9	9

※障がいのある児童については、障がい福祉サービスのみを受給し、計画相談支援を利用している人数

#### 相談支援の見込量の確保策

サービス利用者への更新案内時や窓口での対応時に周知を図ります。

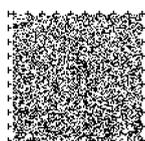
今後も、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者等と連携し、相談支援体制の充実に取り組みます。同時に地域移行の推進について一般相談支援事業者との連携に努めます。



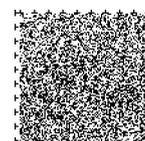
## 6. 地域生活支援事業の必要な見込量及び見込量の確保策

### (1) 必須事業

サービス	内容
①相談支援事業等	
相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行う。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をおくるうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援する。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図る。
②意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。



③日常生活用具給付等事業	日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行う。
④移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行う。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施している。
⑤地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。



## ①相談支援事業等

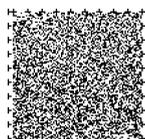
相談支援事業は、基幹相談支援センターを中心として行っています。また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、障がい福祉課及び基幹相談支援センターを事務局として、自立支援協議会を設置しています。これからも相談支援事業の拡充をめざし、国の動向や相談支援の再編にも注視しつつ、ニーズに応じた相談支援体制の構築を推進します。

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	箇所	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援制度	有無	無	無	無

※成年後見制度利用支援事業の数値は年間の利用人数

### 相談支援事業等の見込量の確保策

相談支援事業については、基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の相談支援を引き続き行います。



## ②意思疎通支援事業

本市では、手話通訳士またはこれに準ずる知識もしくは技術を有する人を手話通訳者として設置しています。また、手話通訳士、大阪府の登録通訳者、または、聴覚障がいのある人等の福祉に理解と熱意を有し、かつ、手話を主とする意思伝達技術を有する人で、本市の手話通訳者等登録認定試験に合格した人を通訳者として登録します。

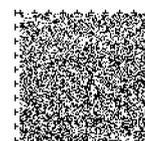
	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	人	20	19	19
要約筆記者派遣事業	人	3	4	5
手話通訳者設置事業	人	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	64	67	70

※手話通訳者・要約筆記者派遣事業は「年間の実利用見込者数」、手話通訳者設置事業は「年間の通訳者見込者数」、手話奉仕員養成研修事業は「年間の養成講座終了見込者数」

※手話奉仕員養成研修事業は、手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の養成を行う事業で手話通訳者養成講座、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を含む。  
また、数値は年間の養成研修修了者数

### 意思疎通支援事業等の見込量の確保策

手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し、手話及び要約筆記に従事できる人材の確保に引き続き努めます。



### ③日常生活用具給付等事業

図表 日常生活用具給付等事業の分類

#### 介護・訓練支援用具

介護用ベッド  
特殊マット  
特殊尿器  
入浴担架  
体位変換器  
移動用リフト  
訓練いす

#### 自立生活支援用具

入浴補助用具  
便器  
頭部保護帽  
T字状・棒状のつえ  
移動・移乗支援用具  
特殊便座（温水洗浄便座）  
自動消火器  
電磁調理器  
歩行時間延長信号機用小型送信機  
聴覚障がい者用屋内信号装置

#### 在宅療養等支援用具

透析液加温器  
ネブライザー（吸入器）  
電気式たん吸引器  
酸素ボンベ運搬車  
視覚障がい者用音声式体温計  
視覚障がい者用体重計  
視覚障がい者用血圧計  
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）  
人工呼吸器用自家発電機

#### 情報・意思疎通支援用具

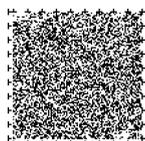
携帯用会話補助装置  
情報・通信支援用具  
点字ディスプレイ  
点字器  
点字タイプライター  
視覚障がい者用ポータブルレコーダー  
視覚障がい者用活字文書読上げ装置  
視覚障がい者用拡大読書器  
視覚障がい者用時計  
聴覚障がい者用FAX  
聴覚障がい者用情報受信装置  
人工喉頭  
音声ICタグレコーダー  
点字毎日  
点字図書  
視覚障がい者用ラジオ

#### 排せつ管理支援用具

ストマ装具  
紙おむつ等  
収尿器

#### 居宅生活動作補助用具

手すりの取り付け、段差解消等



	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	18	22	27
自立生活支援用具	件	48	48	49
在宅療養等支援用具	件	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	件	58	66	76
排泄管理支援用具	件	5,954	6,173	6,399
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	5	4	4

※排泄管理支援用具(ストマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具)については、  
1月分を1件とカウントする

※日常生活用具給付等事業の数値は年間の利用人数

#### 日常生活用具給付等事業の見込量の確保策

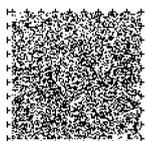
アンケート調査からわかる現在の住まいの環境や、将来の希望する暮らしから、住み慣れた住まいで家族とともに暮らせることを支援できるように、各種障がい者手帳取得時の案内や、その他の機会を通じて日常生活用具給付等事業の周知に努めます。



④移動支援事業

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障 がいの ある人	利用時間	時間	40,232	41,990	43,776
	利用者数	人	188	190	192
	1人あたり時間	時間	214	221	228
知的障 がいの ある人	利用時間	時間	35,870	36,464	37,062
	利用者数	人	211	212	213
	1人あたり時間	時間	170	172	174
精神障 がいの ある人	利用時間	時間	5,247	5,060	4,845
	利用者数	人	53	55	57
	1人あたり時間	時間	99	92	85
障がい のある 児童	利用時間	時間	7,659	8,322	9,009
	利用者数	人	69	73	77
	1人あたり時間	時間	111	114	117
合計	利用時間	時間	89,008	91,836	94,692
	利用者数	人	521	530	539

※移動支援事業の数値は年間の利用人数



## ⑤地域活動支援センター

図表 地域活動支援センターの事業と類型

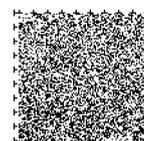
事業	類型	内容
基礎的事業		利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施する。
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施する。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要。

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
基礎的事業	設置か所数	か所	2	2	2	
	利用者数	人	152	157	162	
機能強化事業	Ⅱ型	設置か所数（内数）	か所	1	1	1
		利用者数（内数）	人	35	36	37

※地域活動支援センター事業の数値は年間の利用人数

### 地域活動支援センター事業の見込量の確保策

今後も継続して事業を実施していきます。利用者が障がい特性に応じて活動ができる場として、地域活動支援センターのあり方を検討します。



## (2) 任意事業

市町村地域生活支援事業には、必須事業の他に任意事業として日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業があります。

サービス	内容
①日中一時支援事業	日中の監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
②訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行う。
③社会参加促進事業	スポーツ・芸術文化活動等を行ったり、手話や要約筆記者の養成事業を行うことで、障がいのある人の社会参加の促進を図る。

### ①日中一時支援事業

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日帰り短期入所	利用者数（実人数）	人	24	23	22
	延利用回数	回	900	864	829

### ②訪問入浴サービス事業

		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス	利用者数（実人数）	人	11	12	13
	延利用回数	回	414	455	500



### ③社会参加促進事業

図表 社会参加促進事業

#### 生活訓練事業

和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。

和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得をめざします。

和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。

#### 点訳奉仕員養成事業

和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施します。

#### 手話奉仕員養成事業

和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、手話奉仕員の養成講座を実施します。

#### 手話通訳者養成事業

総合福祉会館にて、手話通訳者の養成講座を実施します。

#### 手話通訳設置事業

市役所の障がい福祉所管窓口に手話通訳者を設置し、市役所内等での通訳業務を行います。登録通訳者等派遣のコーディネート・研修会の企画運営・阪南ブロックろうあ者指導者等研修会等の業務も行います。

#### 点字・声の広報等発行事業

声の広報等の発行

- 1 声の広報いずみ：市広報の音訳版 発行回数年 12 回
- 2 声の議会だより：市議会広報の音訳版 発行回数年 4 回

#### 自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許を取得することによって社会参加が促進される障がいのある人に対して、取得費用を助成します。

自動車の操行装置・ブレーキ等を改造することによって運転ができるようになり、社会参加が促進される障がいのある人に対して、改造費用を助成します。

#### 芸術・文化講座開催等事業

北部総合福祉会館等で

美術：クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、（粘土細工等）

文化：料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会

音楽：合奏練習、カラオケ

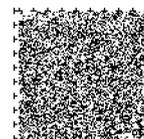
美術：陶芸、絵画

文化：編み物、生け花、書道

音楽：コーラス

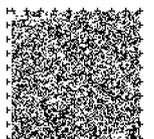
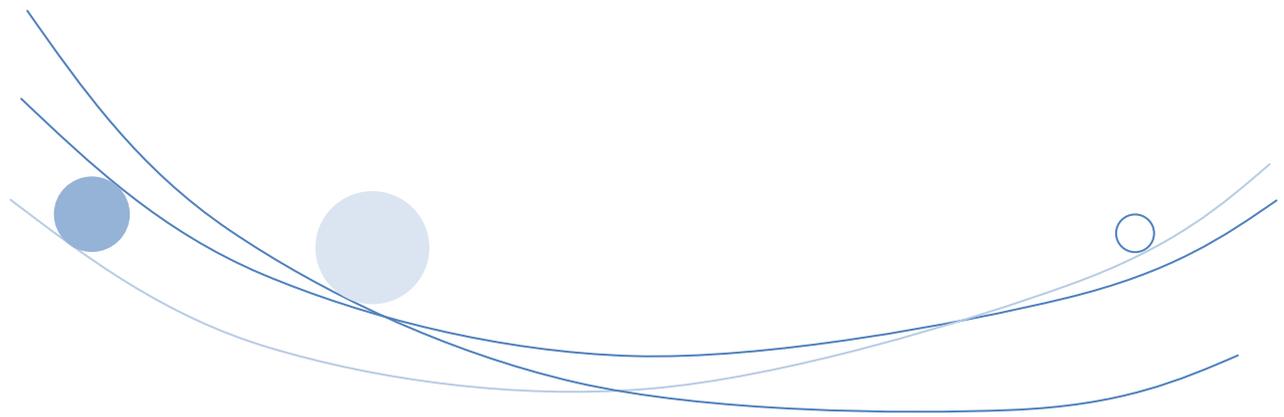
文化：園芸、フラワーアレンジメント

パソコン講座等の実施





## 第4章 第1期和泉市障がい児福祉計画



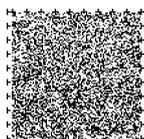
## 第4章 第1期和泉市障がい児福祉計画

### 1. 計画の基本理念

本市は、「和泉市こども・子育て応援プラン（和泉市子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画）」において「ふれあい 育ち合い みんなでつくる 親子の笑顔と はずみの未来」を基本理念に掲げ、本市に生まれ、育つすべての子どもは、人権が尊重され、すこやかに育ってほしい、たくましく育ってほしい、未来に夢と希望を持って育ってほしい、という考えのもとこども・子育て支援施策を推進してきました。

障がいのある子どもの支援については、これまで主に「和泉市こども・子育て応援プラン」、「第3次和泉市障がい者計画」において方向性と取組を定めてきましたが、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援する必要性に鑑み、新たに「第1期和泉市障がい児福祉計画」を策定します。

本計画では、「和泉市こども・子育て応援プラン」、「第3次和泉市障がい者計画」の理念を踏まえつつ、基本理念を「障がいのある子どもも ない子どもも共に育ち学ぶまち はずみ」と定め、障がい児とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制づくりをめざします。



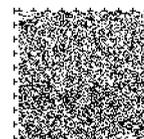
## 2. 計画の基本方針・重点目標

---

### (1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの有無にかかわらず全ての子どもは等しく地域の宝であり、次世代を担っていく尊い存在です。国はこども・子育て支援の基本指針として「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざしており、本計画では基本理念において障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することを掲げています。アンケート結果から発達障がいの診断を受けていない割合は、年齢が低いほど多くなっています。家族が子どもの障がいを受け止め、いち早く必要な支援を行うためには、障がいのある子どもやその可能性のある子どもを各機関の連携のなかで早期に発見し、子どもの成長を支えることが大切です。そのため、家族が子どもの障がいを受け止め地域で安心して子育てできるよう、ペアレントメンターによる保護者支援、保護者研修会、ペアレントトレーニングを定期的を開催し、保護者支援・家族支援を充実していき、子育ての不安を軽減できる体制づくりをめざします。

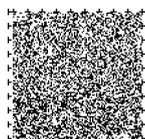
障がいのある子どもも  
ない子どもも  
共に育ち学ぶまち いずみ



## （２）障がい児の地域支援体制の構築

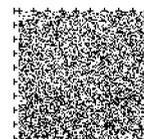
子どもの健やかな成長を支えるには保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家庭を取り巻く地域からの支援が必要となります。障がい児については、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制を構築することが重要であり、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所等と連携を図りながら、さまざまなニーズに対応できる体制を整えることが求められています。就学前児童の中にも医療的ケアが必要な子どもがいることから、障がいの種類に関わらず、身近な地域で継続的な支援が受けられるよう、現在も市内全公立保育所9か所に看護師等を配置し、障がいのある児童が安心して保育を受けられる体制を整えています。市内各小中学校園においては、障がい種別による支援学級の設置を進め、障がいや子どもの状況に応じて、保護者・本人とともに個別の教育支援計画、指導計画を作成し、個に応じた支援・指導を行っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置し、安心して安全な学校生活を送ることができる体制を整えています。

今後、引き続き求められる支援の多様化や専門性の高まりも見据え、関係機関が連携し支援内容の充実を図っていきます。



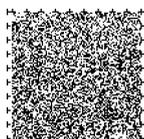
### （３）保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児通所支援の体制整備にあたっては、こども未来室をはじめとし、保健所や保健（福祉）センター、学校、保育所等、放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）等の子育て支援施策の緊密な連携を図ることが重要となります。アンケート結果より、地域の小・中・高等学校に進学したいという割合が高く、友だちと遊びたいという希望も高くなっている一方で、障がいに対する理解が「不十分」「遅れている」という意見もあります。現在、市内各小中学校園においては、教職員の専門性と資質向上を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うため、市主催の支援教育研修や教育委員会指導主事による各学校への巡回訪問を行っています。また、研修以外にも理学療法士や心理士等の専門家が直接学校に訪問巡回指導することで、校内での支援体制の整備につなげています。その他、ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるよう、和泉市児童発達支援ネットワーク会議をはじめとした協議の場の増加を目指し、連携の強化に努めます。



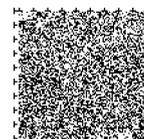
#### (4) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進

障がいの有無にかかわらず誰もが地域社会に参加・包容し共生する社会をインクルーシブな社会と呼んでいます。障がい児については、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現をめざします。また、障がいのない子どもも障がいのある子どもとの関わりを通じて障がいを理解し、差別をしたり偏見を持つことなく、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てます。



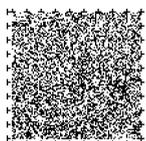
#### (5) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

障がいのある子どものなかには、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子どものように、通常の障がい児支援だけではなく、保健や医療との連携が必要な子どもがいます。これらの子どもが、必要な支援を適切に受けられるようにするためには、病院・診療所や保健所、保育所等、学校や多くの関係機関の連携のもと、総合的な支援体制を築く必要があります。本市では、障がい児の成長段階に応じた一貫した療育支援を実施するため、和泉市児童発達支援ネットワーク会議を設置していることから、重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする子どもに対しての総合的な支援についても、同会議の場において協議を行います。



## （６）障がい児相談支援の提供体制の確保

発達に支援が必要な子どもの健全な成長のためには、専門的な療育を早期に受けることに加え、保護者が子どもとの関わり方を理解して、家庭等において子どもの特性に応じた接し方をすることが重要です。障がい児相談支援は、障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、早期に支援のネットワークにつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供と、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。本市では、定期的に障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、こども未来室では総合的な相談支援を行い、乳幼児期から一貫した発達支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育機関の連携に取り組みます。



### 3. 計画の成果目標

本計画では、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方にに基づき、平成32年度を目標年度とする成果目標を設定します。

#### 第1期和泉市障がい児福祉計画の成果目標

#### 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ①児童発達支援センターの設置

###### 【国の指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置であっても差し支えない。

###### 【和泉市の指針】

本市では既に児童発達支援センターが1か所設置されており、今後、障がいの重度化・重複化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障がい児通所支援施設等との緊密な連携のもと、重層的な障がい児支援体制を整えていきます。

項目	数値目標	備考
児童発達支援センターの設置	1	平成28年度末時点
	1	平成32年度末時点

##### ②保育所等訪問支援の充実

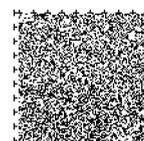
###### 【国の指針】

平成32年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

###### 【和泉市の指針】

本市では既に児童発達支援センターを含む2施設が保育所等訪問支援を実施しています。今後さらに、児童発達支援センターやふたば幼児教室をはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が安心して生活できるような環境を整備します。

項目	数値目標	備考
保育所等訪問支援	2	平成28年度末時点
	3	平成32年度末時点



### ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### 【国の指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1か所以上を確保すること。

#### 【和泉市の指針】

平成28年3月末時点で本市内の重症心身障がい児の対象施設は、放課後等デイサービス事業所が1か所となっています。平成32年度末までに、大阪府からの目標数値である、児童発達支援事業所1か所及び放課後等デイサービス事業所2か所の設置を目標とし、重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域に必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所の参入を促進し、地域での支援体制の充実を図ります。

項目	数値目標	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	1	平成28年度末時点
	2	平成32年度末時点

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

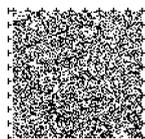
#### 【国の指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること。

#### 【和泉市の指針】

平成30年度末までに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるような協議の場を設置し、保健（福祉）センター、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所、保育所等、学校の関係者で連携を図っていきます。

項目	数値目標	備考
医療的ケアが必要な子どもの支援のための関係機関の協議の場	1	平成28年度末時点
	1	平成30年度末時点



## 4. 計画の活動指標（障がい児支援の見込量及び見込量の確保策）

### （1）障がい児支援の量を見込むにあたっての基本的考え方

本市では、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方及びこれまでの各サービスの利用実績やアンケート調査における潜在的なニーズも勘案し、第1期和泉市障がい児福祉計画における障がい児支援の見込量を算出しました。

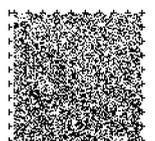
#### 【第1期和泉市障がい児福祉計画における見込量算出の考え方】

○国の基本指針におけるサービス量の見込み方を踏まえながら各サービスの月間の実利用見込み者数に、1人あたり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とする。

$$\text{サービス見込量} = \text{実利用見込者数} \times 1 \text{人あたり月平均利用量} [\text{日数} \cdot \text{時間}]$$

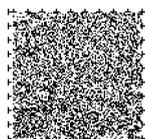
○実利用見込み者数は、現在のサービス利用者に加えて、今後新たに見込まれる利用予定者を把握し、市町村において設定する。

○1人あたりの月平均利用量は、これまでの実績のほか、国のマニュアル等を参考に、利用者のニーズ等を把握し、市町村において適切に設定する。



## (2) 障がい児支援の見込量及び見込量の確保策

サービス	内容
① 児童発達支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。
② 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う。
③ 放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行う。
④ 保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援・アドバイスを行う。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援サービスを行う。
⑥ 障がい児相談支援	障がいのある児童がライフステージに応じた支援ができるようにサービスの調整を行い、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。



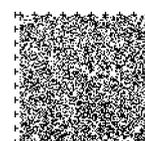
【第1期和泉市障がい児福祉計画における障がい児支援の見込量算出の考え方】

平成29年3月～8月分の1か月の平均受給者証交付数を基に、実利用人数割合を乗じて平均実利用人数（月）を見込み、1人に対する平均支給量（月）を乗じて平均支給量（月）を算出しました。障がい児支援については、複数サービス利用者、医療的ケアの必要な児童、地域生活に配慮と支援の必要な児童、新規利用者について見込んだ件数を加え算出しました。

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日分	1,300	1,380	1,460
	人	146	155	164
医療型児童発達支援	人日分	64	64	64
	人	4	4	4
放課後等デイサービス	人日分	4,683	5,663	6,825
	人	387	468	564
保育所等訪問支援	回	7	16	37
居宅訪問型児童発達支援	回	5	10	15
障がい児相談支援	人	77	93	109

障がい児支援の見込量の確保策

障がいのある児童が、年齢や障がい特性に応じた専門的な支援が身近な地域で提供されるよう、児童発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援事業所や相談支援事業所、各関係機関と連携し重層的な支援を行います。特に児童発達支援・放課後等デイサービスについては、アンケート調査結果からも利用者の利用ニーズの多様化や療育内容の充実が挙がっていることから、大阪府と連携し療育機関の充実および療育内容の充実に取り組みます。



### (3) 医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

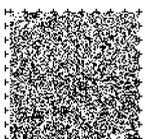
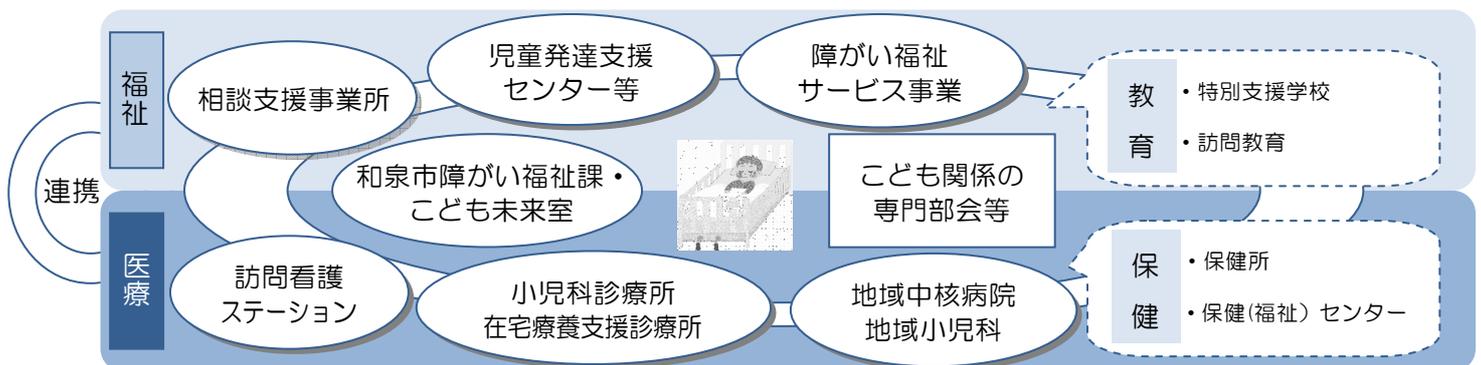
医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、相談支援専門員を保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を図るコーディネーターとして配置します。

#### ●コーディネーターの役割

医療的ケアが必要な子どもが必要とする、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進します。

項目		平成30年度	平成31年度	平成32年度
コーディネーター配置予定数	人	1	1	1

図表 医療的ケアが必要な子どもに対する関係機関による連携イメージ



## 5. 子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び提供体制の確保

障がい児福祉計画の策定にあたっては、今後、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備を図る観点から、子ども・子育て支援事業計画の利用量とその提供体制の記載が求められています。本市では大阪府の方針に則り、「和泉市子ども・子育て応援プラン（和泉市子ども・子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画）」に基づく平成31年度までの地域子ども・子育て支援事業等の利用量とその提供体制を記載します。なお、記載する地域子ども・子育て支援事業等の対象となるのは、本市の子どもがいる全ての家庭となっています。

今後、障がいのある子どももいない子どもも共に成長できるように、障がい児支援の整備体制において子育て支援施策との連携を図ります。

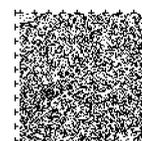
### （1）教育・保育事業

就学前児童を対象に、保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、保育または教育を行います。

#### ○教育・保育事業の確保方策

（単位：人）

項目 \ 計画年度	平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳
見込量	2,692	2,153	1,287	363	2,656	2,145	1,275	360
確保方策	3,681	2,197	1,292	364	3,681	2,189	1,281	363



## (2) 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。

### ○ 時間外（延長）保育事業の確保方策

- 保育所、認定こども園で延長保育を実施し、延長保育の利用ニーズに対応していきます。

(単位：人)

項目 \ 計画年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込量	33,519	35,130
確保方策	35,840	35,840

## (3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活の場を与え、適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。

### ○ 放課後児童健全育成事業の確保方策

- 平成 26 年度において、最大 68 人（定員数）のクラブで運営を行っており、国の基準となる「高学年の受入」や「40 人規模」及び「1.65 m<sup>2</sup>/人」のクラブになると、新たな待機を発生させることになるため、平成 27 年度から施設整備に努めるとともに、国の基準に対応できるまでの間、現行の定員数を使用する経過措置を設け、対象者の受入れを行います。

(単位：人)

項目 \ 計画年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学 1～3 年	1,283	1,227
小学 4～6 年	373	383
見込量計	1,656	1,610
国の基準	1,749	1,749
確保方策	2,131	2,131



#### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設で、必要な養育保護を行います。宿泊を伴う「ショートステイ事業」と、平日の夕方から夜間または休日預かりを実施する「トワイライトステイ事業」があります。

##### ○ 子育て短期支援事業の確保方策

- 5か所の実施施設と契約し、定員は22人の現状の体制で対応していきます。
- 施設に空きがない場合は、本市を管轄する岸和田子ども家庭センターと連携を図りながら対応していきます。

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量	68	75
確保方策	120	120

#### (5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターでは、就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供し、地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行います。

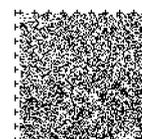
エンゼルハウスは、就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育て関連情報の提供等を実施します。

##### ○ 地域子育て支援拠点事業の確保方策

- 地域子育て支援拠点事業について、地域の子育て支援力や就学前児童数を参考に子育て支援を行っていきます。

項目 \ 計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量	3,888人回	3,500人回
確保方策	10か所	10か所

※1か月あたり



## (6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

### ○ 一時預かり事業の確保方策

- 保育所、認定こども園で一時預かり事業を実施し、保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護や育児に伴う負担の軽減を図ります。
- 私立幼稚園全園で在園児を中心とした預かり保育を実施します。

#### 【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした）】

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量	43,000	43,000
確保方策	45,000	45,000

#### 【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）】

(単位：人日)

項目 \ 計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量	4,053	4,053
確保方策	4,060	4,060

## (7) 病児・病後児保育事業

子どもが病氣中や病氣回復期にあり、集団保育等が困難な場合に、病児・病後児保育室で子どもを一時的に保育します。

### ○ 病児・病後児保育事業の確保方策

- 核家族化が進行する中、仕事と子育ての両立支援のため、病児及び病後児保育施設2か所を設置しています。

(単位：人)

項目 \ 計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量	550	605
確保方策	1440	1440



### (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学校の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の確保方策
- 提供会員と依頼会員のバランスに配慮しながら会員数の増加を図るとともに、提供会員の研修の充実を図っていきます。

（単位：件数）

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
見込量		1,229	1,106
確保方策		4,440	4,440

### (9) 利用者支援事業

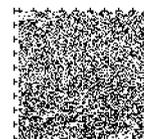
妊娠期から子育て期まで、子育て家庭にとって、身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援します。

また、子どもや保護者が自分の家庭が必要とする子育て支援を円滑に利用できるように、保育所、幼稚園、認定こども園での教育・保育や、つどいの広場、一時預かり等の子育て情報の提供を行います。

- 利用者支援事業の確保方策
- リーフレット、その他の広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、利用者に広く周知を図ります。

（単位：か所）

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
設置か所数		3	3



## (10) 妊婦健康診査事業

母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券を発行します。

### ○ 妊婦健康診査事業の確保方策

- 妊婦は、母子健康手帳の交付時にあわせて健康診査受診票の交付を受け、府内委託医療機関等にて健康診査を受診します。健康診査受診票の交付時に受診の勧奨を行います。

(単位：人・回)

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
対象者数		1,393	1,380
健診回数		17,766	17,595

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

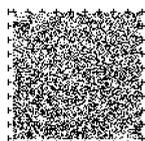
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な機関と結びつけます。

### ○ 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策

- 0歳児の推計数に対して、全員の訪問をめざします。
- 母子健康手帳発行時に、事業の周知を行います。

(単位：人)

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
0歳児童数		1,404	1,385
訪問数		1,404	1,385



## (12) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

#### ○ 養育支援訪問事業の確保方策

- 養育上の支援が必要な家庭を関係機関等と連絡して早期に把握し、家庭訪問支援員による適切な支援につなげます。

(単位：件)

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
訪問家庭数		25	25

### ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取組を実施します。

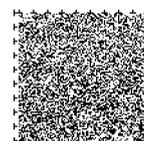
#### ○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の確保方策

- 実績を踏まえて見込んだ研修や代表者会議、実務者会議の開催をめざします。
- 要保護児童や要支援児童の状況等に応じて、開催回数を増やすなど柔軟に対応します。

#### 【要保護児童対策地域協議会等開催回数】

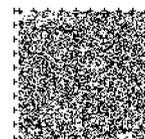
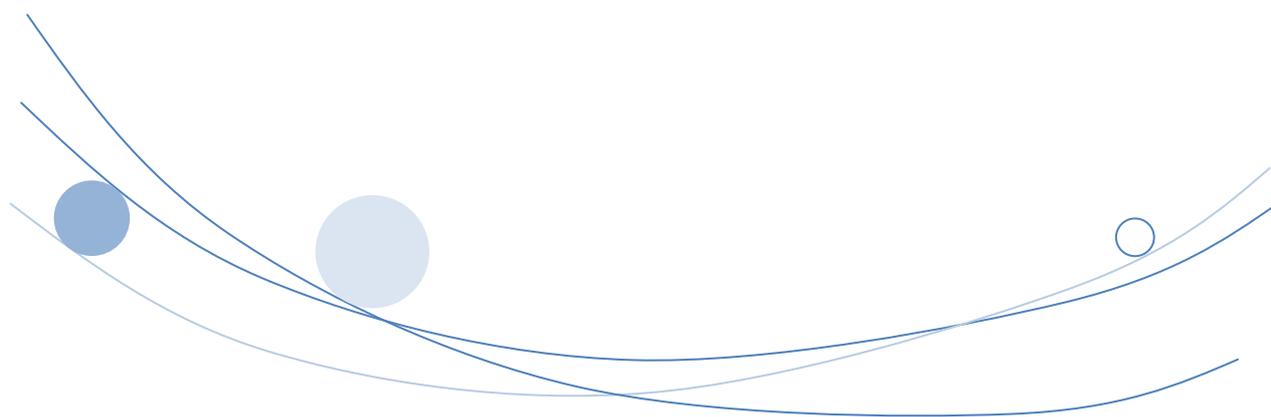
(単位：回)

項目	計画年度	平成30年度	平成31年度
研修		2	2
代表者会議		1	1
実務者会議		20	20





## 第5章 計画の推進体制



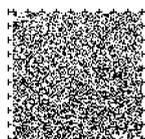
## 第5章 計画の推進体制

### 1. 障がいのある人の参画による施策の推進体制の整備

障がいのある人の自己決定を尊重する考え方に基づき、障がい福祉計画によるサービスの提供体制の整備を進めるにあたっては、障がいのある人自身が計画の策定や推進の過程に参画することによって、自己の意思や理念を施策等に反映することができるように努めます。

そのためには、施策推進協議会や自立支援協議会の委員に、障がい者関係団体の代表者等に就任してもらい、といった、障がいのある人と行政との従来からの協力体制を引き続き進めます。

また、障がいのある人が行政の政策決定過程に参加するというだけでなく、社会全体の取組に参加することが必要であるという考え方に基づき、障がいのある人の参画する推進体制を、できるかぎり多様な主体で構成するように努めます。特に、自立支援協議会については、福祉以外の諸分野からも委員として参加してもらいにより、障がいのある人がその意思を社会の幅広い分野に表明できるとともに、生活に直結するであろうさまざまな課題等に対し、協議会で議論を行い、その課題解決に向けた方向性を示すことができるような体制の構築をめざします。



## 2. 計画の進捗状況の管理及び評価

---

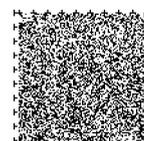
### (1) 計画の広報・周知

市民が、障がい福祉サービス等について理解を深められるように、本計画について広報やホームページ等さまざまな機会や媒体を活用して、周知を図ります。

### (2) 計画の分析・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画策定にあたった施策推進協議会において、計画の進捗状況の分析・評価及び見直しを行い、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

また、計画の進捗状況の分析・評価の過程で生じるさまざまな課題等に対し、地域の関係機関相互の連携及びネットワークの構築等により解決を図ることができるものについては、自立支援協議会において協議を行います。

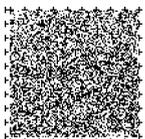
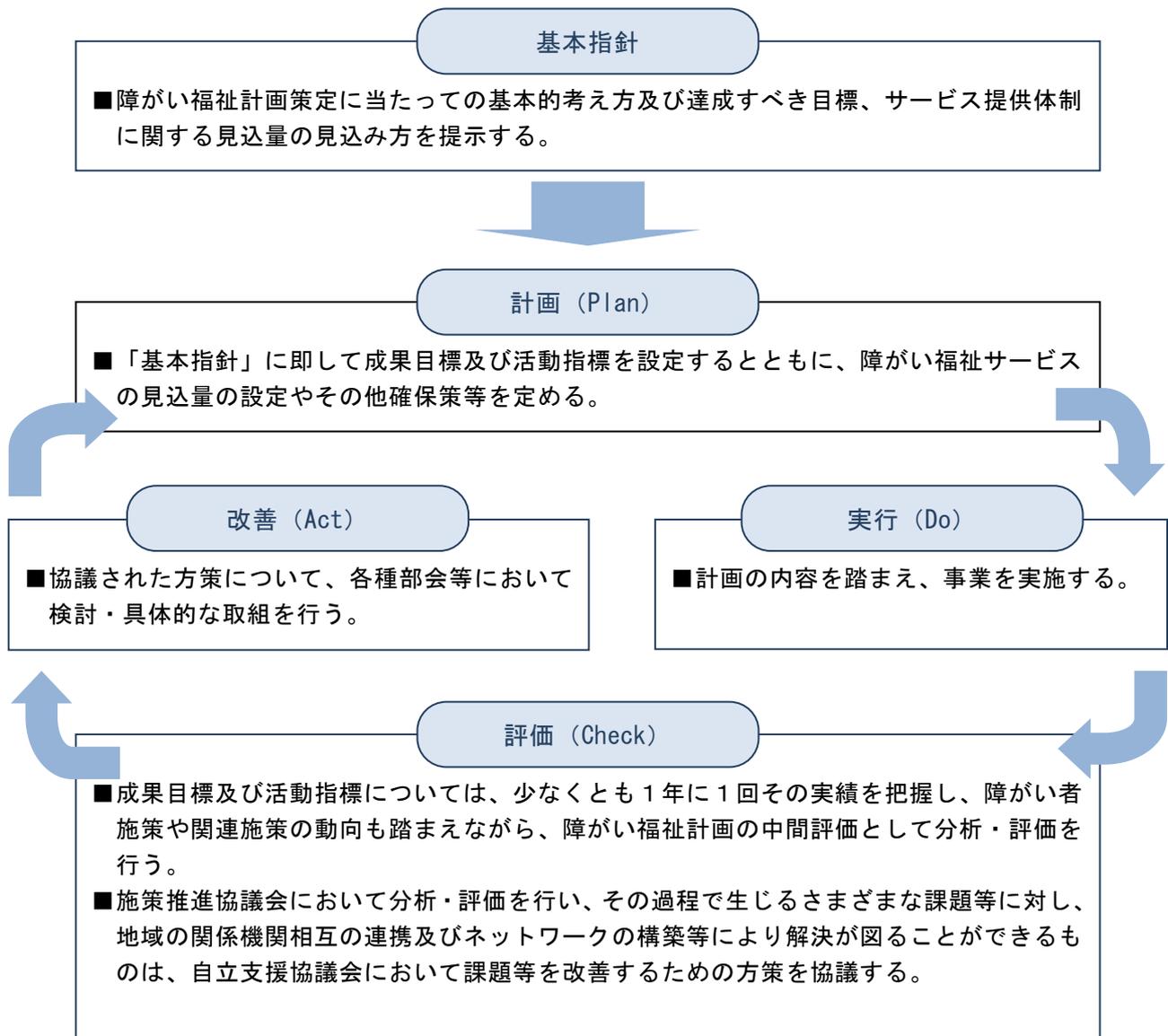


### (3) PDCAサイクルによる計画の評価

第5期和泉市障がい福祉計画及び第1期和泉市障がい児福祉計画では、「(2) 計画の分析・評価体制」による計画の進捗状況の確認を、いわゆるPDCAサイクルの考え方に基づいて行います。進捗状況の評価を行うにあたっては、成果目標や活動指標を数値的に評価するだけではなく、場合によっては、計画の理念等の見直しや、制度改正や社会変化への対応を含めて、柔軟な運用を図ります。

また、全体的な量の評価だけではなく、計画の推進過程で発生した個別の案件について、きめ細かに対応するといった質の評価が可能なことも、PDCAサイクルの有効な機能です。

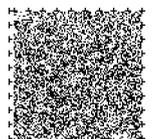
図表 計画におけるPDCAサイクルのイメージ



### 3. 関係各課・関係機関との連携

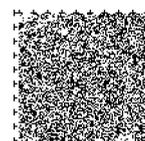
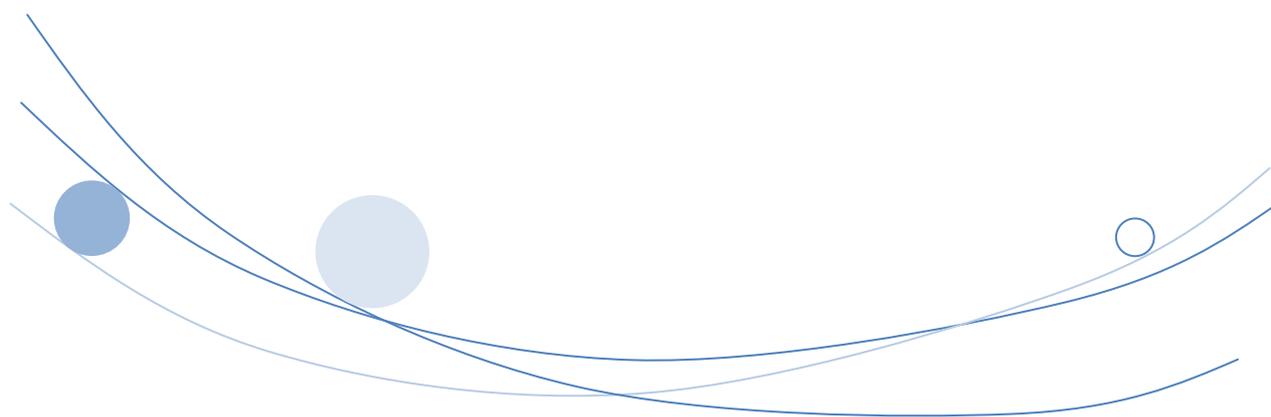
---

本計画は、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるように、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健・福祉機関、教育機関、産業・就労機関等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。





## 資料編

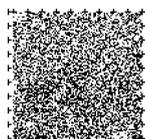


## 資料編

### 1. 計画の策定過程

#### (1) 第5期和泉市障がい福祉計画及び第1期和泉市障がい児福祉計画策定の経過

日 程	項 目	内 容
平成 29 年 7 月 7 日	平成 29 年度第 1 回和泉市障がい者施策推進協議会	【議題】 1. 第 5 期和泉市障がい福祉計画について 2. 第 1 期和泉市障がい児福祉計画について
平成 29 年 8 月 4 日 ～ 平成 29 年 8 月 31 日	市民アンケート調査	市内に居住する障がい者手帳所持者及びサービス支給決定者のうち無作為に抽出した 2,000 人（18 歳以上 1,500 人、18 歳未満 500 人）を対象に、障がい福祉サービス等の利用実態や利用に関する意向などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。
平成 29 年 9 月 15 日 ～ 平成 29 年 9 月 29 日	事業所アンケート調査	障がい福祉サービス事業所や特定相談支援事業所を対象に、障がい福祉に関するサービスの現状や将来の意向、日頃の取組を通じて感じている課題等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。
平成 29 年 10 月 31 日	平成 29 年度第 2 回和泉市障がい者施策推進協議会	【議題】 1. 第 5 期和泉市障がい福祉計画及び第 1 期和泉市障がい児福祉計画骨子案について
平成 30 年 1 月 4 日 ～ 平成 30 年 1 月 29 日	パブリックコメント募集	市内各所にてパブリックコメントを募集
平成 30 年 2 月 23 日	平成 29 年度第 3 回和泉市障がい者施策推進協議会	【議題】 1. 第 5 期和泉市障がい福祉計画及び第 1 期和泉市障がい児福祉計画案について



## (2) 和泉市障がい者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がい者計画及び障がい福祉計画の策定、見直し及び進行管理に関すること。
- (2) 障がい者施策に関する重要事項に関すること。
- (3) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立性及び公平の確保に関すること。
- (4) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域における障がい者の自立支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 公募による市民

(任期)

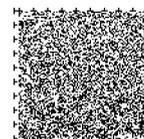
第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。



(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱（平成12年6月6日制定）に基づき和泉市障がい者施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則（平成28年規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

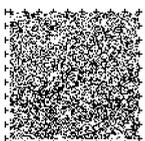
附 則（平成29年規則第46号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。



### (3) 和泉市障がい者地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に自分らしく暮らすことができる地域づくりに関すること。
- (2) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携及びネットワークの構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域の課題への対応に関すること。
- (5) 障がい者及びその家族と地域社会との関係の構築に関すること。
- (6) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (7) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業者の中立性及び公平の確保に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、保健、福祉、就労等の分野に精通している者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

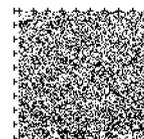
第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。



(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他専門的な観点から調査審議を行う知識経験を有すると市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当部署及び基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第4項の規定により設置されたものをいう。）において処理する。

(補則)

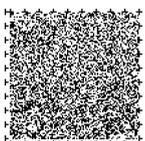
第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行時において和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱（平成19年6月1日制定）に基づき和泉市障がい者地域自立支援協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則（平成28年規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。



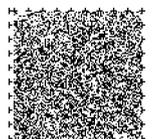
附 則（平成29年規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（準備行為）

2 委員の委嘱に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

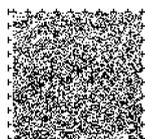


(4) 和泉市障がい者施策推進協議会委員名簿

平成30年3月現在

	所属及び職名等	氏名
学識経験者	大阪体育大学 健康福祉学部 元教授	おおたに さとる 大谷 悟
	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授	くろだ たかゆき 黒田 隆之
	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会事務局 相談支援室長	さきこ ひきよ 左古 久代
国・府行政	大阪府和泉保健所 地域保健課長	いまがわ かずこ 今川 和子
	泉大津公共職業安定所 統括職業指導官	やまはら しゅういち 山原 秀一
関係団体	和泉市社会福祉協議会 会長	ありさと よしはる 有里 榮陽
	和泉市民生委員児童委員協議会 会長	かずい まさよし 一井 正好
	和泉市障がい者団体連絡協議会 会長 (和泉市身体障がい者福祉会 会長)	ながい ひでお 長井 秀夫
	和泉市障がい者団体連絡協議会 副会長 (和泉市視覚障がい者福祉協会 会長)	ふじの こういち 藤野 光一
	和泉市障がい者団体連絡協議会 副会長 (和泉市聴力障害者福祉協会 会長)	くまの つとむ 熊野 勉
	和泉市障がい者団体連絡協議会 副会長 (和泉市心身障がい児(者)手をつなぐ親の会 会長)	ありずみ きよみ 有住 清美
	和泉市障がい者団体連絡協議会 副会長 (和泉市精神障がい者家族会 会長)	きのした きさこ 木下 起佐子
事業者	いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会 代表理事	たるもと ともこ 樽本 知子

(敬称略・順不同)

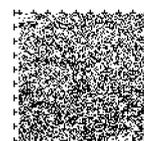


(5) 和泉市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

平成30年3月現在

	所属及び職名等	氏名
学識経験者	大阪体育大学 健康福祉学部 元教授	おおたに さとる 大谷 悟
	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 准教授	くろだ たかゆき 黒田 隆之
	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会事務局 相談支援室長	さこ ひさよ 左古 久代
保健	大阪府和泉保健所 地域保健課 主査	いりたに たえこ 入谷 妙子
福祉	和泉市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹	さこた じゅんこ 迫田 純子
	和泉市相談支援事業所連絡会	みやざき みつひろ 宮崎 充弘
	和泉市就労支援ワーキング	しげじ けんた 繁治 健太
	和泉市就労支援ワーキング	うえの まさひろ 上野 真博
就労	泉州北障害者就業・生活支援センター センター長	もり まさのり 森 真規
	泉大津公共職業安定所 統括職業指導官	やまはら しゅういち 山原 秀一
関係団体	和泉市民生委員児童委員協議会 会長	かずい まさよし 一井 正好
	和泉市障がい者団体連絡協議会 会長 (和泉市身体障がい者福祉会 会長)	ながい ひでお 長井 秀夫
	和泉市障がい者団体連絡協議会 会長代行	やまぐち たつお 山口 達雄

(敬称略・順不同)



第5期和泉市障がい福祉計画・  
第1期和泉市障がい児福祉計画  
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月発行

発行 和泉市

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

編集 和泉市 生きがい健康部 障がい福祉課

発行部数：200部 1部：2,900円

